

盛土規制法の手引き

令和 7 年 6 月
高崎市開発指導課



1 本書の目的

この手引きは、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の規定に基づく盛土等の許可などの基準を定めるものです。

2 内容

この手引は、概要編、手続編、設計編、施工編及び資料編の5編で構成されます。各編は項目ごとに章立てされており、主に「例規」、「解説」、「審査基準」、「補足」から成ります。各項目の記載内容は、以下のとおりです。

- 例 規：関係する法律、政令、省令、条例及び規則の条文を記載しています。
- 解 説：例規について、解釈に差異が生じないように、市における具体的な法の解釈を記載しています。
- 審 査 基 準：法令に適合しているかをどのような基準で判断するかを記載しています。
- 補 足：参考にした書籍等、補足情報を記載しています。

3 適用及び運用

この手引は、盛土規制法の規定に基づく工事に適用します。ただし、当該行為に関して他の法令による規制がある場合には、当該法令にも適合する計画としてください。

また、本手引に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアルの解説」等、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

4 参考・引用文献

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和5年5月26日国官参宅第12号、5農振第650号、5林整治第244号）

盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省・農林水産省・林野庁、令和5年5月）

宅地造成の実務（山崎 慶一編著、昭和62年10月）

治山技術基準（総則・山地治山編）（林野庁、令和5年5月）

道路土工 擁壁工指針（（社）日本道路協会、平成24年7月）

道路土工 盛土工指針（（社）日本道路協会、平成22年度版）

道路土工 切土工・斜面安定工指針（（社）日本道路協会、平成21年6月）

道路土工 仮設構造物工指針（（社）日本道路協会、平成11年3月）

土地改良事業計画設計基準 計画「農地地すべり防止対策」（農林水産省、令和4年5月）

地すべり防止技術研修テキスト（（財）全国建設研修センター、平成12年度版）

建築基礎構造設計指針（（社）日本建築学会、令和元年11月）

建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会、2022年11月改訂版）

建築士のための擁壁設計入門（藤井 衛＋渡辺桂勝＋品川恭一、2019年3月）

気候変動を踏まえた治水計画のあり方（気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会、2021年4月改訂）

目次

1 概要編	1
第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨	1
1.1 法の目的	1
1.2 用語の定義	2
1.3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域	11
第2章 工事の許可等	12
2.1 手続の要否の判定	12
2.2 許可を要する工事	13
2.3 許可が不要となる工事	16
2.4 許可対象行為の考え方（土地の形質変更）	25
2.5 国又は都道府県等の特例	29
2.6 みなし許可	30
2.7 法に適合していることの証明書の交付	31
2.8 関係法令	33
第3章 土地の保全	34
3.1 土地の保全	34
2 手続編	31
第4章 許可申請の手続	37
4.1 手続の流れ	37
4.2 標準処理期間	39
4.3 許可申請の方法について	39
4.4 代理申請	42
4.5 申請手数料等	43
4.6 許可又は不許可の通知	46
4.7 許可情報の公表	47
第5章 許可基準	48
5.1 住民への周知	48
5.2 技術的基準への適合	51
5.3 資力・信用	53
5.4 工事施行者の能力	54
5.5 土地所有者等の同意	55
5.6 設計者の資格	56
5.7 土石の堆積に関する工事の期間	58

第 6 章 その他の手続	59
6.1 規制区域指定の際の工事の届出	59
6.2 擁壁等を除却する工事の届出	62
6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出	63
3 設計編	63
第 7 章 地盤に関する技術的基準	64
7.1 崖面天端の排水	64
7.2 盛土	65
7.3 切土	71
7.4 溪流等における盛土	74
第 8 章 擁壁に関する技術的基準	75
8.1 擁壁の設置義務	75
8.2 擁壁の構造	78
8.3 擁壁の基礎地盤	80
8.4 擁壁の根入れ	87
8.5 擁壁の設計	90
8.6 構造細目	95
8.7 認定擁壁	100
第 9 章 鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計	101
9.1 要求性能	101
9.2 設計定数	103
9.3 土圧の算定	106
9.4 安定性	113
9.5 部材の応力	118
第 10 章 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準	123
10.1 崖面崩壊防止施設の設置	123
10.2 崖面崩壊防止施設の設計	124
第 11 章 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準	125
11.1 法面の保護	125
第 12 章 排水工に関する技術的基準	126
12.1 排水施設の設置	126
第 13 章 土石の堆積に関する技術的基準	137
13.1 土石を堆積する土地の基準	137
13.2 堆積した土石の崩壊を防止する措置	139
13.3 土石の崩壊に伴う流出を防止する措置	140

4 施工編	169
第 14 章 工事施行に係る手続	142
14.1 変更の許可	142
14.2 軽微な変更	143
14.3 工事の廃止	144
14.4 許可に基づく地位の承継	145
第 15 章 検査等	146
15.1 中間検査の概要	146
15.2 完了検査等の概要	148
15.3 検査等受検の流れ	149
15.4 検査項目	151
15.5 土石の堆積前の確認	154
第 16 章 定期報告	155
16.1 定期報告	155
16.2 報告の方法・内容	156
第 17 章 施工上の留意事項	157
17.1 盛土	157
17.2 切土	161
17.3 擁壁	162
17.4 土石の堆積	165
5 資料編	199
第 18 章 条例・施行細則	166
18.1 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例	166
18.2 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則	167
第 19 章 申請様式一覧	170
19.1 国様式	170
19.2 高崎市様式	195
19.3 参考様式	198

1 概要編

第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

1.1 法の目的

【法律】

（目的）

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

解説

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）は、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事を許可制（一部届出制）として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

1.2 用語の定義

1.2.1 宅地

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

【政令】

(公共の用に供する施設)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

【省令】

(公共の用に供する施設)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

- 2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

解説

盛土規制法における「宅地」の定義は、図 1-1に示すとおりです。

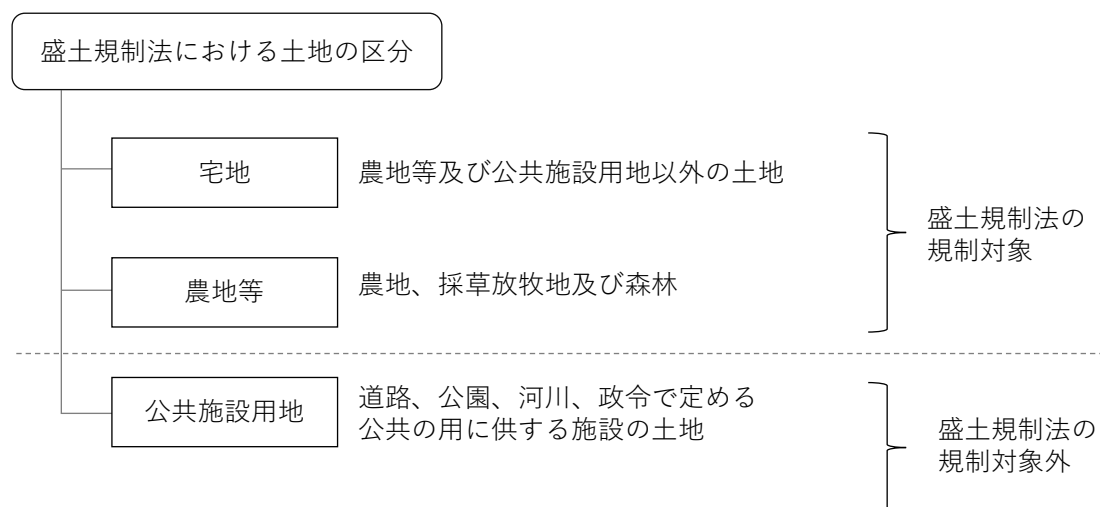


図 1-1 盛土規制法における土地の区分

補足：公共施設用地のうち道路とは、道路法による道路等の、国又は地方公共団体が管理又は監督する道路をいいます。そのため、私道、農道、里道は規制対象となります。

なお、省令第8条1号に規定する土地改良事業等により整備される農道については許可不要となります。

公共施設用地のうち公園とは、①都市公園法による公園、②国又は地方公共団体が管理する公園、③自然公園法に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設をいいます。

公共施設用地以外の公共事業、例えば庁舎や図書館、私立学校、保育所（公立含む）などは規制対象となります。

1.2.2 土地の形質変更

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。

三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが高いものとして政令で定めるものをいう。

【政令】

(宅地造成及び特定盛土等)

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

解説

盛土規制法における「土地の形質の変更」の定義は、

図 1-2 及び図 1-3 に示すとおりです。

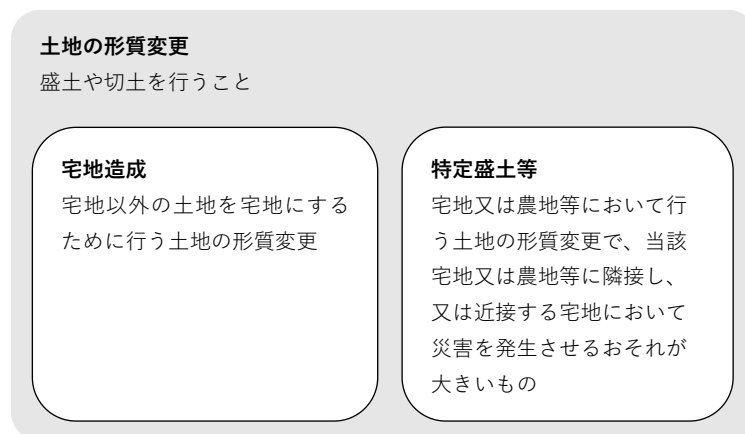


図 1-2 土地の形質変更の定義

補足：本手引において、「宅地造成」と「特定盛土等」を合わせて「土地の形質変更」と記載します。また、「土地の形質変更に関する工事」と「土石の堆積に関する工事」を合わせて単に「工事」と記載します。

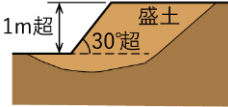
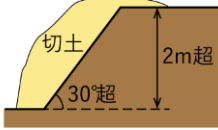
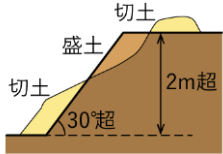
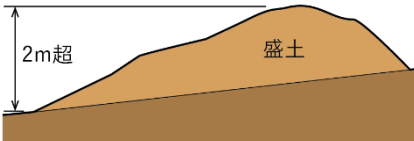
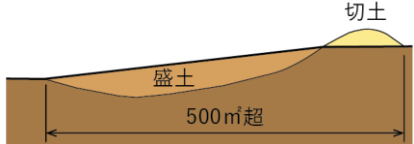
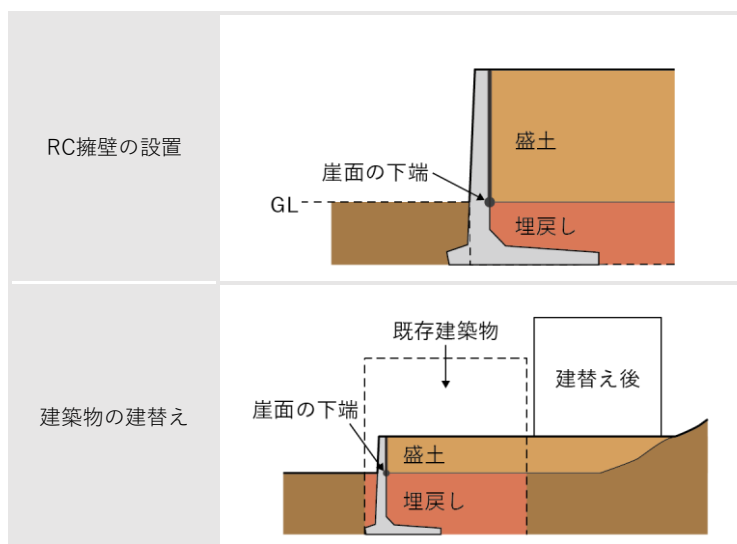
① 盛土で高さが 1m 超の崖を生ずるもの	
② 切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの	
③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
④ 盛土で高さが 2m 超となるもの (①、③を除く)	
⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500m² 超となるもの (①～④を除く)	

図 1-3 土地の形質変更（盛土・切土）の定義

[盛土と埋戻し]

- ・ 盛土とは、周辺の地盤高よりも高く土を盛り上げる行為とします。
- ・ 埋戻しとは、周辺の地盤高まで土を充填する行為とします。



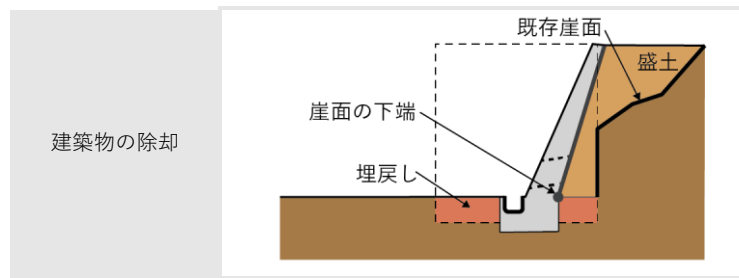


図 1-4 盛土と埋戻し

補足：土地の形質変更の判断は、埋戻し部分を除く、盛土部分で行います。

〔盛土のタイプ〕

本法の規制対象となる宅地造成及び特定盛土等は、いずれも一定の土地における盛土又は切土による土地の形質変更を指すが、このうち盛土については、盛土のタイプにより崖崩れや土砂の流出に伴う災害を防止するために必要な措置が異なることを踏まえ、各種の許可手続等において、次に掲げるとおり適切に盛土の分類を行った上で基準への適合性等を判断してください。

（１）勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものを「平地盛土」とします。

（２）勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものを「腹付け盛土」とします。

（３）谷や沢を埋め立てて行う盛土を「谷埋め盛土」とします。

1.2.3 崖

【政令】

(定義等)

第一条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

4 略

解説

「崖」とは、地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。

なお、崖の途中に小段等の水平面があり、崖が分離されている場合であっても、一体の崖とみなすことがあります。

[分離された崖の考え方]

① 一体の崖とみなすケース

下層の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB よりも上層の崖面の下端 P が上方にある場合、一体の崖とみなします。

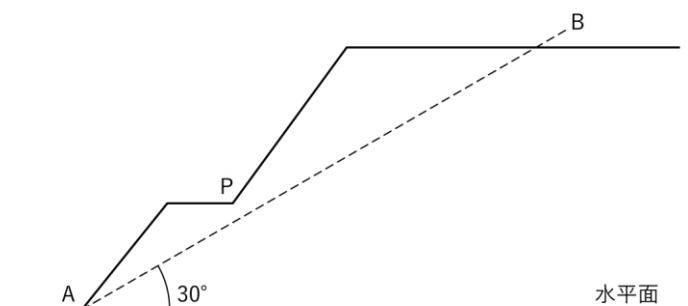


図 1-5 一体の崖とみなすケース

② 別の崖とみなすケース

下層の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB よりも上層の崖面の下端 P が下方にある場合、別の崖とみなします。

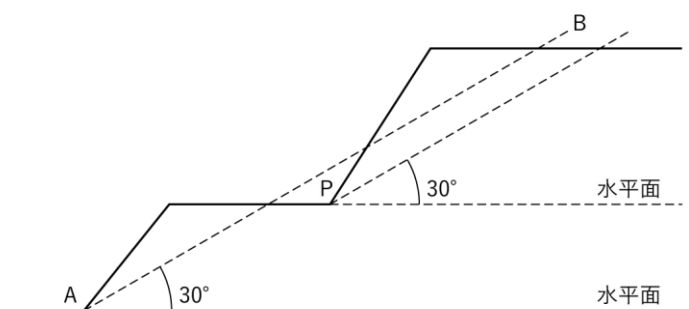


図 1-6 別の崖とみなすケース

1.2.4 土石の堆積

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

【政令】

(土石の堆積)

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが二メートルを超える土石の堆積

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの。

解説

盛土規制法における「土石の堆積」の定義は、図 1-7 に示すとおりです。

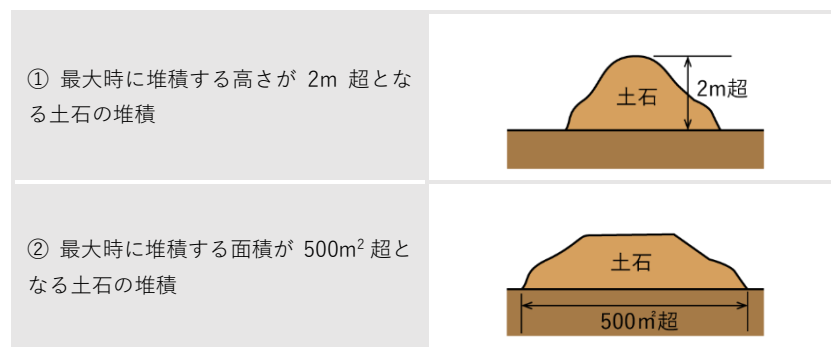


図 1-7 土石の堆積の定義

土石の堆積は、一定期間（許可日から 5 年以内）の経過後に当該土石を除却するものに限ります。残土の埋立てなど、除却を前提としない堆積については、土地の形質変更として取り扱います。

本法における「土石の堆積」とは、土石を積み重ねたものをいいます。なお、次に掲げるものについては、本法の規制対象とならないものと解されます。

- (1) 試験、検査等のための試料の堆積
- (2) 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- (3) 岩石のみを堆積する土石の堆積であつて勾配が30度以下のもの
- (4) 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

なお、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、本法の規制対象となるものと解されます。

1.2.5 堆積する土石

解説

盛土規制法において、堆積する「土石」の定義は下記の通りです。

〔土石の定義〕

本法における「土石」とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指すものとします。

（１）「土砂」

「土石」のうち「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいいます。

①地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という）。

②地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの。

③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの。

④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの。

⑤建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの。

（２）「岩石」

「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。

1.2.6 工事主・工事施行者

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 略

七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

解説

盛土規制法における「工事主」とは、工事の請負契約の注文者又は自ら工事をするものをいいます。

また、盛土規制法における「工事施行者」とは、工事の請負契約の請負人又は自ら工事をする者をいいます。

1.3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域

【法律】

(宅地造成等工事規制区域)

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

(特定盛土等規制区域)

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

解説

「宅地造成等工事規制区域」とは、宅地造成等に伴う災害から人命を守るために都道府県知事等（高崎市においては高崎市市長）が指定する区域です。区域内で新たに行われる工事に関する規制や、既存の盛土等に対する勧告・改善命令等を行います。

「特定盛土等規制区域」とは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害から人命を守るために都道府県知事等（高崎市においては高崎市市長）が指定する区域です。区域内で新たに行われる工事に関する規制や、既存の盛土等に対する勧告・改善命令等を行います。



図 1-8 高崎市における規制区域の指定状況

第2章 工事の許可等

2.1 手続の要否の判定

図 1-9 を参照し、申請の要否を確認してください。

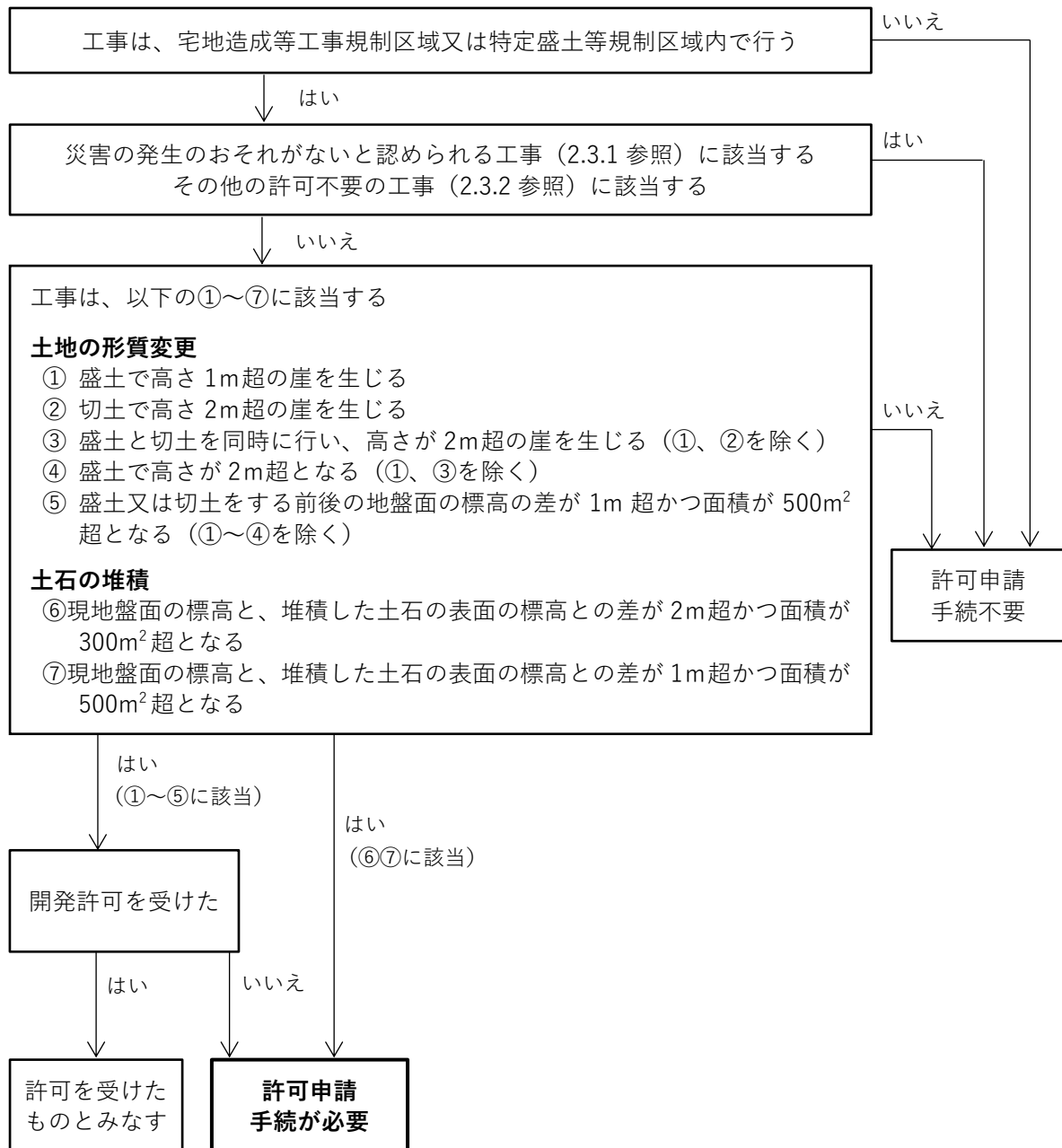


図 1-9 盛土規制法に基づく許可の要否判定フロー

2.2 許可を要する工事

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第三十二条 都道府県は、第三十条第一項の許可について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とすることができる。

【条例】

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第3条 法第32条に規定する条例で定める規模の特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生じることとなるもの
- (2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生じることとなるもの
- (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生じることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- (4) 第1号又は前号に該当しない盛土であって、高さが2メートルを超えるもの
- (5) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

2 法第32条に規定する条例で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- (1) 高さが2メートルを超える土石の堆積
- (2) 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの

解説

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行われる工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する前に、許可を受ける必要があります。

許可を要する工事は、図 1-10 に示すとおりです。

なお、既存の崖に盛土又は切土を行う場合には、図 1-11 及び図 1-12 に示すとおり、盛土又は切土を行うことにより発生した崖の高さにより、許可対象となるか否かを判断します。

盛土又は切土後に舗装をする場合には、舗装表面からの高さで崖の高さを判断します。

・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域 イメージ図	
土地の形質変更（盛土・切土）	① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの
	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）
	④ 盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）
	⑤ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1m超かつ面積が500m ² 超となるもの（①～④を除く）
一時的な土石の堆積	①地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が2m超かつ面積が300m ² 超となる土石の堆積
	②地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が1m超かつ面積が500m ² 超となる土石の堆積

図 1-10 許可が必要となる工事の規模

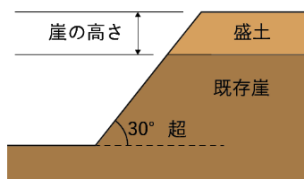


図 1-11 崖の高さ（盛土）

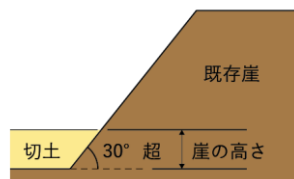


図 1-12 崖の高さ（切土）

また、分離された崖を一体の崖として造成する場合には、図 1-13 に示すとおり、一体の崖としての高さで許可対象となるか否かを判断します。

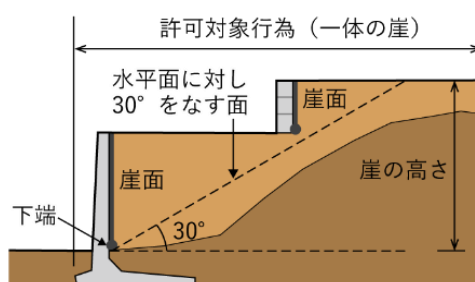


図 1-13 崖の高さ（一体の崖）

補足：高崎市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例により、特定盛土等規制区域内において許可が必要となる工事の規模は、宅地造成等工事規制区域内において許可が必要となる工事の規模と同様であると定めています。

また、高崎市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則により、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 1m を超えない場合、もしくは土石の堆積で地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 1m を超えない場合は、災害の発生のおそれがないと認められる工事と定めています。

〔既存擁壁の改修等を行う場合の考え方〕

高崎市では、既存擁壁の改修等が下記の①、②のいずれかに当てはまる場合は、規制対象とみなします。規制対象となる場合の例を図 1-14 に示します。

- ①擁壁の高さに変更となる場合
- ②擁壁の前面の位置（下端の位置及び勾配）が変更となる場合
- ③その他改修等の前後で構造が大きく変わるもの

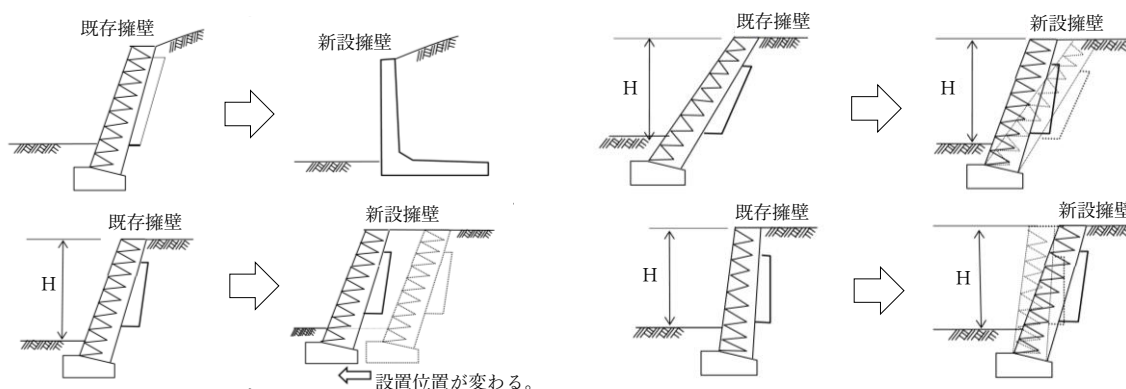


図 1-14 規制対象となる擁壁の改修等

2.3 許可が不要となる工事

2.3.1 災害の発生のおそれがないものと認められる工事

【政令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

※特定盛土等規制区域については、第二十九条で同様に規定

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第二十九条 法第三十条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

2 略

【省令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

る工事

六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事

七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

イ 地方住宅供給公社

ロ 土地開発公社

ハ 日本下水道事業団

ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

ホ 独立行政法人水資源機構

ヘ 独立行政法人都市再生機構

九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの

ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

【細則】

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第五条 省令第8条第1項第9号及び同項第10号ロの規定により規則で定める値は、1メートルとする。

解説

許可の対象となる規模の工事であっても、以下の工事については災害のおそれがないと認められるため、盛土規制法の規制対象とはなりません。

[他の法令等により確認が行われるもの]

以下の法令等に基づく事業をいう。

- ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
- ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
- ・ 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
- ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- ・ 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分

補足：土地改良事業に準ずる事業とは、土地改良法の手続きには基づかないものの、同法 2 条 2 項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、国の補助事業のほか、都道府県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も該当します。なお、施行に際しては「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要であり、また、該当する国、都道府県、市町村、土地改良区等が定める要綱・要領等にその旨を明記することが必要となります。

補足：国又は地方公共団体が管理する廃棄物処理施設（廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設も含む。）については公共の用に供する施設として位置付けられており、当該施設の土地は公共施設用地となり、当該土地における工事は宅地造成等に該当しないため盛土規制法の規制対象とはなりません。なお、国又は地方公共団体が管理する最終処分場等の廃棄物処理施設における埋立処分のための覆土用の土石であっても、公共施設用地外のストックヤード等に堆積する場合には、盛土規制法の規制対象となります。

廃棄物処理法に基づく許可を受けた者が行う工事に係る盛土規制法の適用について、具体的な工事は以下のとおりです。

①廃棄物処理法第 7 条第 6 項（一般廃棄物処分業）若しくは第 14 条第 6 項（産業廃棄物処分業）の許可を受けた者又は市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可又は委託に係る工事

②廃棄物処理法第 8 条第 1 項（一般廃棄物処理施設の設置）の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

③廃棄物処理法第 9 条第 1 項（一般廃棄物処理施設の変更）の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

④廃棄物処理法第 15 条第 1 項（産業廃棄物処理施設の設置）の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

⑤廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 1 項（産業廃棄物処理施設の変更）の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

①から⑤について、対象となる工事には条件（宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）参照）がありますので、事前にご相談ください。

[森林施業に必要な作業路網の整備工事]

以下の森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事をいう。

- ・ 森林作業道
- ・ 土場（木材の集積場）

補足：森林施業に必要な作業路網の整備工事は、工事を行う土地の市町村森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、国が示す森林作業道作設指針や主伐時における伐

採・搬出指針に即して整備されるものが対象となります。

[応急措置工事]

以下のものが非常災害のために必要な応急措置として行う工事をいう。なお、応急措置として行う工事に限っているため、事前対策工事などは含まれません。

- ・ 国、地方公共団体
- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 土地開発公社
- ・ 日本下水道事業団
- ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・ 独立行政法人水資源機構
- ・ 独立行政法人都市再生機構

[一定規模以下の工事]

図 1-15 に示すものをいう。

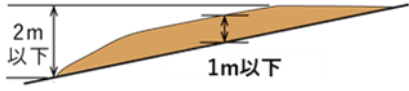
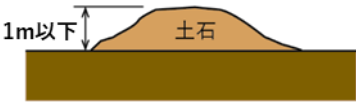
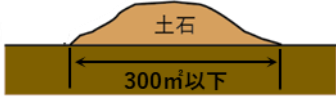
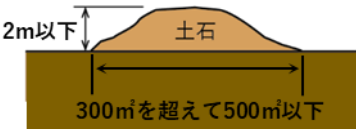
土地の 形質変更	高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超えない盛土又は切土をするもの	
土石の 堆積	土石の堆積を行う土地の 現地盤と堆積土の標高差が1m以下	
	土石の堆積を行う土地の 面積が300㎡以下	
	土石の堆積を行う土地の 面積が300㎡を超えて500㎡以下の場合 現地盤と堆積土の標高差が2m以下	

図 1-15 許可不要の工事

[工事の施行に付随して行う土石の堆積]

以下に示すとおり、工事に使用する土石の堆積や工事で発生した土石の仮置きをいいます。

工事に付随する土石の堆積であり、許可不要となる条件に合致していることが客観的に確認できるよう、堆積期間、管理体制、土石の搬出予定先などを記した看板を現場に掲示をすることが望ましいです。

① 土石の性質（いずれにも該当）

- ・ 工事に使用する土石や当該工事から発生した土石であること
- ・ 当該土石は、本体工事の主任技術者等が当該工事の管理と併せて一体的に管理するものであること

② 堆積する場所（いずれかに該当）

- ・ 工事が行われている土地
- ・ 工事が行われている土地の隣地等（工事現場の隣地のほか、道路を挟んだ向かいの土地等）
- ・ 工事施工計画書等に工事現場として位置づけられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む)

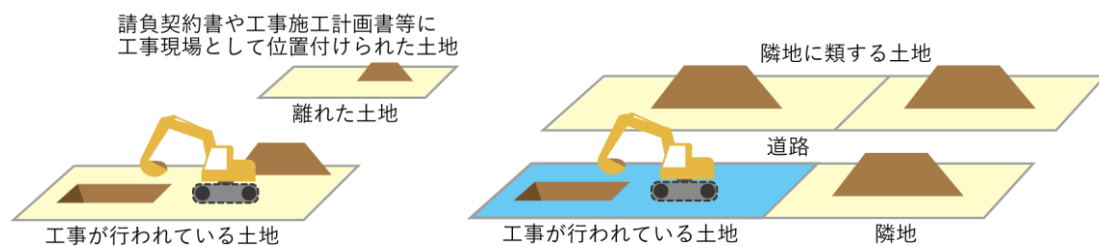


図 1-16 土石を堆積する場所

③ 堆積期間

- ・ 原則として本体工事の着工から完了までの期間

補足：例外として、やむを得ず、本体工事完了後も土石の堆積を継続する必要がある場合には、施主又は主任技術者等が当該土石を安全に管理することが必要です。

2.3.2 その他の許可不要の工事

次の場合については、土地の形質変更と取り扱わない（盛土規制法の規制対象外）ことから許可不要です。

[建築物の壁面で土圧を支える行為や、基礎を埋設する行為]

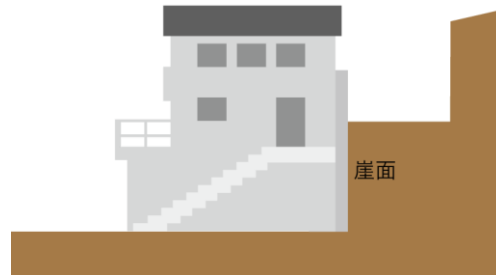


図 1-17 建築物の一部が擁壁を兼ねる場合

[建築物の建築・解体に伴う床掘り・埋戻し]

埋戻しの範囲は埋め戻す周囲の地盤高さまでとし、これを超えるものは盛土として扱う。

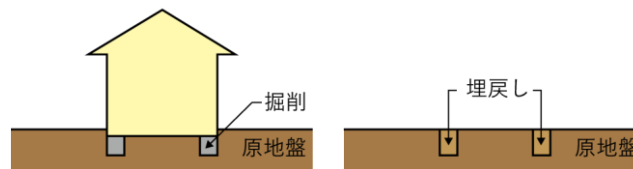


図 1-18 建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し

補足：建築物の解体に伴う埋戻しにより、土石の堆積が発生した場合及び地下部等を有する建築物を解体した後、崖として地形が残る場合は、規模要件・許可不要工事の条件に照らして規制対象となる場合があります。

[土地の形質を維持する行為]

次の行為は土地の形質を維持する行為とみなす。

- ・ グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等
- ・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（表 1-1 参照）

表 1-1 土地の形質を維持する行為

区分	主な行為	補足説明等
土地の形質の維持に該当する行為 ↓盛土規制法の規制対象外	耕起、代かき、整地、畝立て 土壌改良材（たい肥等）の投入※ ¹ 表土の補充※ ² ・※ ³ けい畔の新設・補修・除去 農業用暗渠排水の新設・改修 樹園地における樹木の改植 耕作道の維持管理 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等）	※1：土砂を含まない土壌改良材は土石の扱いとしない。 ※2：作物生産のために耕起、施肥等が行われる土層である表土が（ア）降雨によって流出した場合や（イ）特定の作物栽培上で表土の厚さが不足する場合に行う補充を想定している。 表土の補充のイメージ （ア）の場合 （イ）の場合 ①表土の補充前の地盤面（-----） ②表土の補充後の地盤面（———） ③表土の補充後で畝立て後の地盤面（-----） ※3：表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が省令第8条第10号ロを踏まえて都道府県等が定める値（高崎市は1m）を超えないもの。
土地の形質変更に該当する行為 ↓盛土規制法の規制対象となる行為	ほ場の大区画化・均平・勾配修正 盛土を伴う田畑転換 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 農業用施設用地の整備 農道の整備	ほ場の大区画化のイメージ 盛土を伴う田畑転換のイメージ

2.3.3 規制対象とならない土石の堆積

以下の土石の堆積は、盛土規制法の規制対象外として取り扱うため、許可不要です。

- ・ 試験、検査等のための試料の堆積
- ・ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- ・ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30° 以下のもの
- ・ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

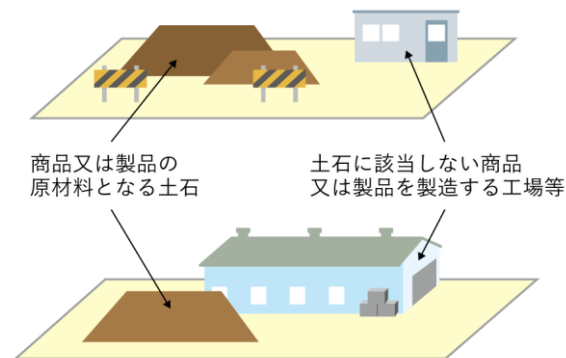


図 1-19 規制対象とならない土石の堆積

補足：主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、盛土規制法の規制対象となります。

2.4 許可対象行為の考え方（土地の形質変更）

2.4.1 盛土等を行う土地の面積が 500m² を超える場合

[面積の考え方]

- ・ 盛土又は切土をする土地の面積が 500m² を超え、かつ、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が 1m を一部でも超える場合、許可対象行為とします。

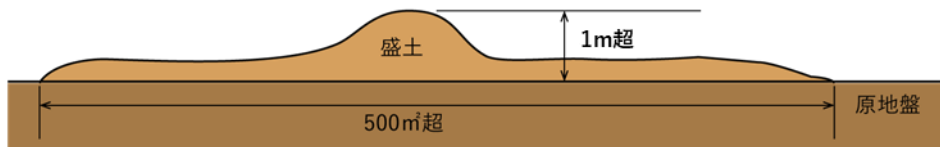


図 1-20 盛土又は切土する土地の面積が 500m² 超で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 1m 超となる場合イメージ

[原地盤面の考え方]

- ・ 凹凸が続いている地盤面の高さを変更する場合、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の考え方は、図 1-21 に示すとおりです。

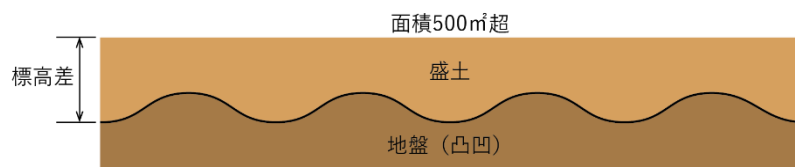


図 1-21 標高差の考え方

[建築に伴う掘削を同時に行う場合の考え方]

- ・ 図 1-22 に示すとおり、盛土又は切土をする土地の面積に建築物の建築に伴う掘削部分の面積は含みません。

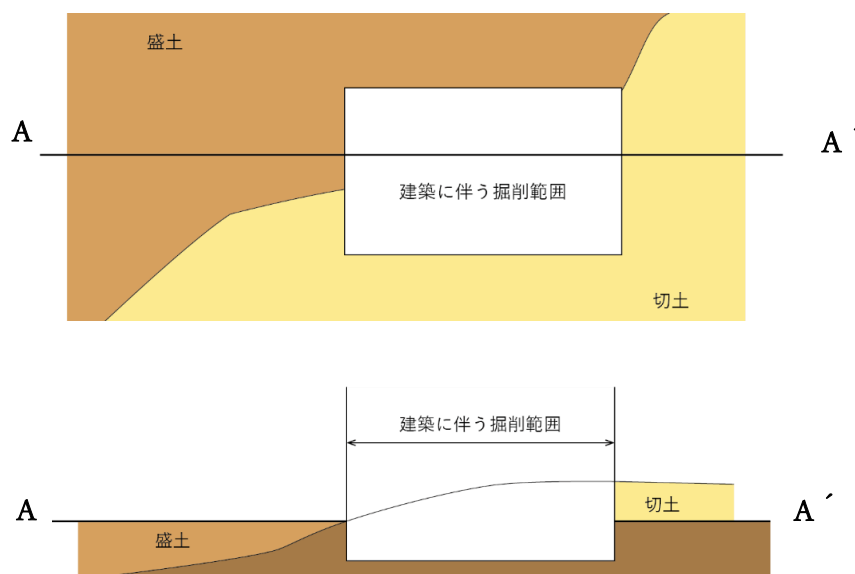


図 1-22 建築に伴う掘削範囲

2.4.2 造成がない土地を間に挟む場合

[許可対象規模を超える造成が単一の場合]

造成がない土地に隣接して行われる複数の造成について、同一工事主によって同時期に行われ、かつ、造成がない土地と同一の地盤を形成する計画である場合、図 1-23 のとおり、許可対象規模を超える部分のみを許可対象行為とします。

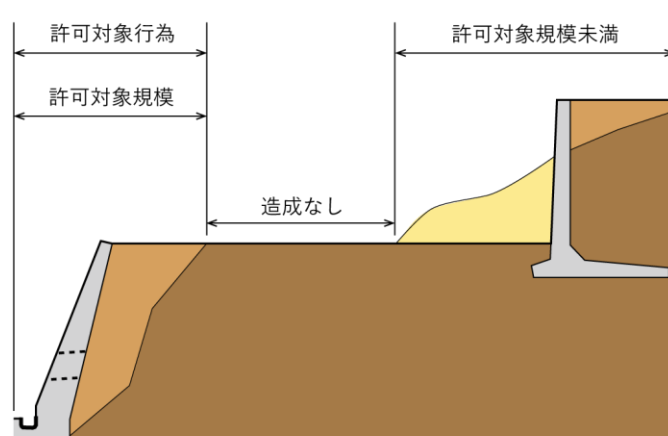


図 1-23 造成がない土地を間に挟む場合の許可対象行為①

[許可対象規模を超える造成が複数ある場合]

許可対象規模を超える造成それぞれが許可対象行為となります。

補足：造成がない土地を挟んで行われる複数の許可対象行為については、同一工事主によって同時期に行う場合、図 1-24 のとおり一体での許可申請とすることが望ましいです。

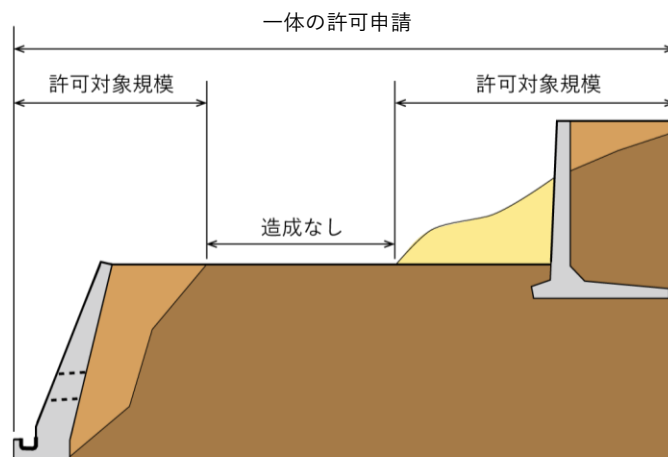


図 1-24 造成がない土地を間に挟む場合の許可対象行為②

2.4.3 許可対象規模未満の造成を含む場合

許可対象規模の造成（土地の形質変更）と一体性がある許可対象規模未満の造成（土地の形質変更に関する工事）は、許可対象行為となります。

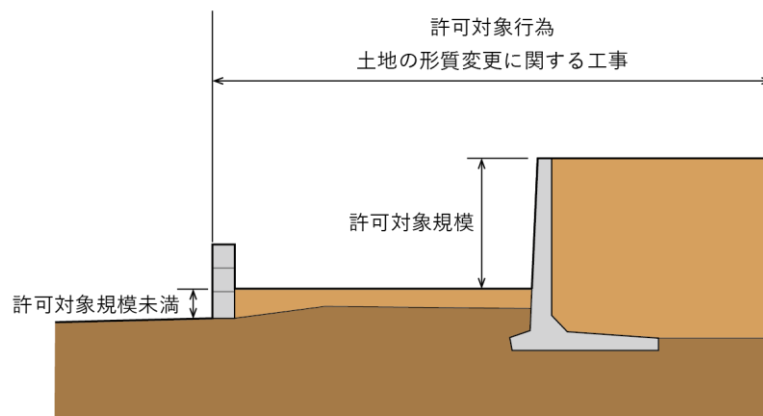


図 1-25 許可対象規模未満の造成を含む場合

2.4.4 道路後退に伴う造成

道路管理者が道路の拡幅工事（公共施設内における工事）に必要なものとして、これと一体的に民有地内で切土、擁壁の再築等を行う場合は、当該工事を「公共施設内における工事」と取扱い、許可不要工事とみなします。

ただし、当該切土、擁壁等の部分は公共施設には該当しないため、必要な場合には改善命令等の対象になります。

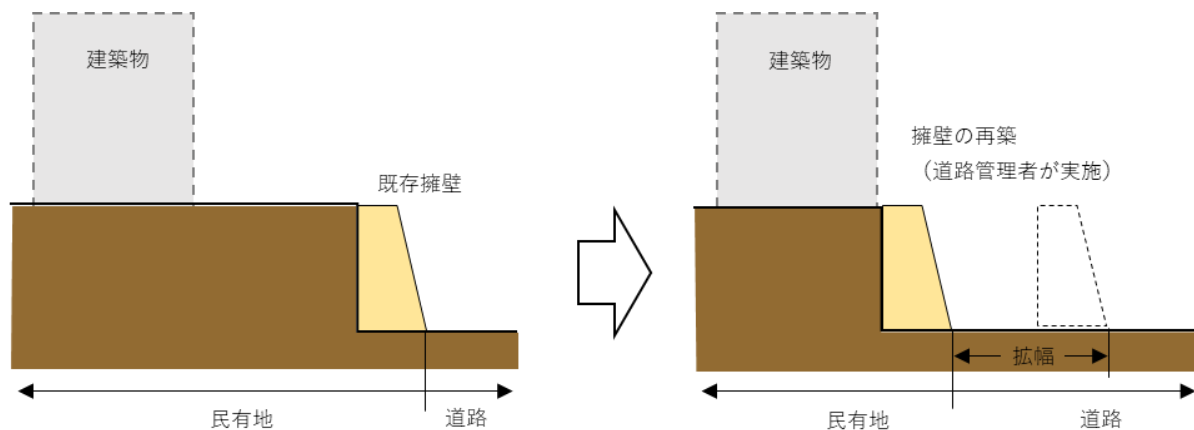


図 1-26 道路後退に伴う造成

2.4.5 繰返し行われる堆積行為の一体性

繰返し行われる堆積行為の一体性については、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断します。

- ・事業者が同一である場合とは、工事主、工事施行者又は土地所有者のいずれかが同一である場合とします。なお、所在地が同一若しくは取締役が重複している法人又はグループ企業等は同一とし、その他客観的に判断して同一と認められる場合も同一とみなします。また、土地所有者は、後発盛土に着手する時期からさかのぼって1年以内の所有者も含みます。
- ・物理的に一体である場合とは、対象地が接しており、ひとまとまりとなっている場合とします。
- ・機能的に一体である場合とは、2つ以上の土地の盛土等が一連の計画（作業道路などの供用等）のもとに、密接な関連を持っている場合とします。
- ・時期的に近接している場合とは、先行する工事の完了日から1年を経過せずに後発の工事に着手する場合とします

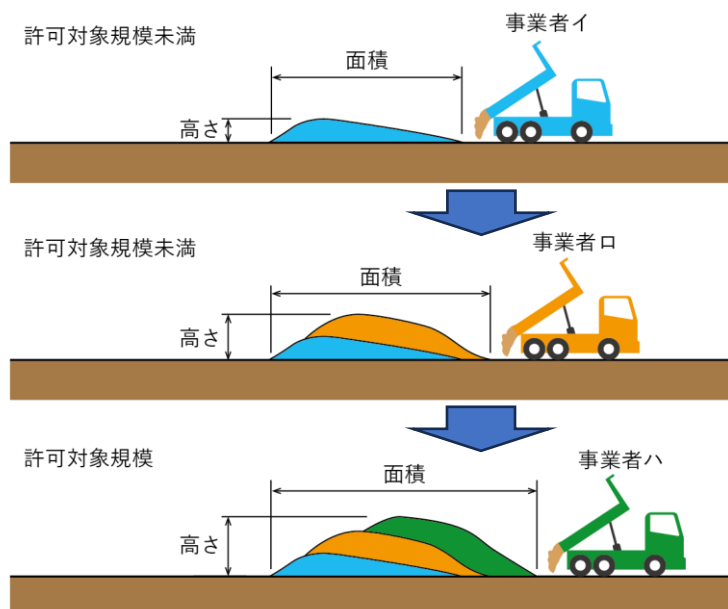


図 1-27 繰返し行われる土石の堆積の一体性

2.5 国又は都道府県等の特例

【法律】

（許可の特例）

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第十二条第一項の許可があつたものとみなす。

※特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定

解説

国、都又は中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があつたものとみなされます。これ以外の自治体が行う工事は、協議ではなく許可を受ける必要があります。

協議の手続きについては、別冊『盛土規制法に基づく国等の協議による許可の特例についての手引き（高崎市開発指導課）』を参照してください。不明な点は高崎市開発指導課にご相談ください。

補足：一部の独立行政法人等は、個別の法令により国とみなされ、協議の対象となります。

ex.国立大学法人（国立大学法人法施行令第25条第1項第20号）等

2.6 みなし許可

【法律】

(許可の特例)

第十五条 1 略

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

※特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定

(変更の許可等)

第十六条 1～4 略

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

※特定盛土等規制区域については、第三十五条で同様に規定

解説

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。同様に、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出についても同様に、盛土規制法等によるものとみなされます。みなし許可となる工事は、盛土規制法に基づく以下の措置が必要となります。

[みなし許可となった場合の必要な措置]

- ・ 定期の報告
- ・ 中間検査の受検
- ・ 標識の掲示

2.7 法に適合していることの証明書の交付

【省令】

（法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付）

第八十八条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

解説

建築基準法では、建築確認に際し、盛土規制法等に適合することを確認する旨が規定されています。これを背景として、建築確認を求めるものに対し、各許可権者が証明書を発行する事務が定められています。

本市では、指定確認検査機関に対し、当該工事が盛土規制法の規制対象となるかを判断するためのチェックシートを示しております。建築確認申請に際しては、このシートを利用していただき、必要に応じて適合証明書の申請をお願いします。

なお、本適合証明書は、法に適合する場合（政令や省令で許可不要と位置付けられている場合等）に交付するものであり、単に政令に定める規模等の要件を満たさず宅地造成等の定義から外れる場合には、交付の対象となりません。具体的な交付対象と必要な添付書類は表 1-2 のとおりです。

補足：完了検査後も法に適合しているということが確認できれば、適合証明書の発行対象となりますが、建築確認申請に当たっては検査済証の写しで足りることから、原則として発行しません。

また、完了検査から期間が経過している場合には、維持管理の状況次第で盛土規制法に適合しているかどうかの判断をしかねることから、証明書は発行できません。

表 1-2 適合証明書交付申請に要する添付書類

政令第5条関係		
	関係条項	添付書類
	一号（鉱山保安法関係） 二号（鉱業法関係） 三号（採石法関係） 四号（砂利採取法関係）	各号に定める工事に該当することを証する書類
省令第8条関係		
	関係条項	添付書類
	一号（土地改良法関係） 二号（火薬類取締法関係） 三号（家畜伝染病予防法関係） 四号（廃棄物処理法関係） 五号（土壤汚染対策法関係） 六号（放射性物質汚染対策特措法関係） 七号（森林作業道等を整備する工事）	各号に定める工事に該当することを証する書類
	九号（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超えないもの）	・現況写真 ・位置図 ・土地の平面図 ・土地の断面図 ・求積図
	十号 イ及びロ（土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えないもの又は土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が1mを超えないもの）	・現況写真 ・位置図 ・土地の平面図 ・土地の断面図
	十号 ハ（工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの）	・主となる本体工事の施工範囲・工事期間が読み取れる工事施工計画書その他の書類 ・現況写真 ・位置図

2.8 関係法令

盛土規制法は、盛土等による災害防止を目的として規制を行うものですが、盛土等の行為は、災害以外にも様々な影響を及ぼす可能性があります。

自然環境の保全や、良好なまちづくり等の観点から、盛土規制法以外の法令において、盛土等の行為について許可を要する場合があります。

表 1-3 に関係する法令を例示しますが、記載されているものに限らず、他法令を含めた違反がないよう、入念に確認をしてください。

表 1-3 関係法令

法令	対象区域	所管局
土壌汚染対策法	市内外全域	高崎市環境政策課
都市計画法	都市計画区域	高崎市都市計画課
森林法	地域森林計画対象の民有林	西部環境森林事務所
	保安林等	高崎市農林課
農地法	農地	農業委員会事務局 高崎市農林課
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内	
採石法	岩石採取場	高崎土木事務所
砂防法	砂防指定地内	
地すべり等防止法	地すべり防止区域内	
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域	
砂利採取法	砂利採取場	高崎河川国道事務所 高崎土木事務所

第3章 土地の保全

3.1 土地の保全

【法律】

(土地の保全等)

第二十二條 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

※特定盛土等規制区域については、第四十一条で同様に規定

(改善命令)

第二十三條 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

- 3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

※特定盛土等規制区域については、第四十二条で同様に規定

解説

本条は、土地の形質変更に関する工事を行った土地の保全に関する規定です。

盛土等に伴う災害を防止するため、規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。必要な措置が取られていない場合には、許可権者が土地所有者等に対し勧告又は改善命令を行うことがあります。

規制区域の指定前に工事が行われた土地についても、保全の努力義務の対象です。

3.1.1 維持管理の主体

盛土等の管理は、土地所有者が行ってください。

土地所有者が複数に分かれる場合は、各所有者が自らの土地を維持管理するとともに、互いに連携しながら盛土等全体を維持管理することが重要です。

3.1.2 維持管理の方法

盛土等の維持管理として、日常的に点検や清掃を実施し、必要に応じて補修等を行ってください。維持管理の具体的な内容については表 1-4 を参照してください。なお、実施方法等は専門家

に相談し、豊水期、渇水期を含む長期間の実施が必要です。（盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省・農林水産省・林野庁、令和5年5月）一部加筆修正）

表 1-4 日常的な維持管理の内容と実施頻度

目的	対象箇所	日常的な維持管理の内容	点検・清掃頻度	点検実施のタイミング	
				大地震後	豪雨前後
災害発生時の兆候の把握	盛土上面、盛土（切土）のり面、擁壁	・盛土上面や盛土（切土）のり面、擁壁の亀裂、陥没、隆起、傾倒、ズレ、ハラミ、凹凸等の発現、進展を確認 ・のり面地山からの湧水	年2回程度	○	○
	排水施設（地表水、地下水）	・盛土下の暗渠排水施設からの地下水、のり面・擁壁の排水管からの排水について、有無や量の変化を確認 ・暗渠呑口や排出口が目詰まりしていないか			○
	その他	・ボーリング孔に自記水位計や手計式水位計を設置し、盛土内の地下水位の変化（水位上昇の有無）を確認※1			○
災害防止措置の機能維持	抑止工（地山補強土工、グラウンドアンカー工、抑止杭工）	・グラウンドアンカー工や地山補強土工頭が飛び出し、落下等していないか確認 ・抑止杭工の周辺地盤や構造物に変状が見られるか確認 ・アンカー工に変状がある場合リフトオフ試験を、杭工、矢板工に変状がある場合変位観測を実施		○	
	のり面保護工（モルタル吹付工、コンクリート枠工等）、擁壁工	・擁壁やのり面工にひび割れや剥離等の劣化等が見られるか確認 ・コンクリートの劣化、剥離、破損や鉄筋の腐食が確認された場合は、必要に応じて補修		○	
	崖面崩壊防止施設（大型かご枠工）、かご工（ふとんかご工）	・大型かご枠工、ふとんかご工の変形や破損の有無を確認 ・鋼材や金網の腐食が進んだ場合は、部材の取り換えを検討		○	○
	植生工	・盛土のり面における裸地化、土砂流出の有無を確認 ・健全な植生の生育によるのり面の侵食防止等の観点から、豪雨時において植生の喪失や倒木の有無、日常において地表面の植生の過度な被圧や生育不良の有無を確認 ・立地条件や必要性に応じた補植や密度調整（伐採）の実施		○	○

	排水施設 (地表水、地下水)	・盛土上面やのり面の排水施設で枯葉等による目詰まりが生じていないか確認し、必要に応じて枯葉除去、清掃を実施 ・暗渠上流呑口や下流吐口が枯葉等で閉塞していないか確認、除去作業の実施 ・地下水排除工(暗渠工)の目詰まり等を確認するため、管内カメラ調査を実施		○
--	-------------------	--	--	---

2 手続編

第4章 許可申請の手続

4.1 手続の流れ

土地の形質変更に関する工事の手続の流れを図 2-1 に、土石の堆積に関する工事の手続の流れを図 2-2 に示しています。

許可申請を行う場合は、事前に窓口までご相談ください。

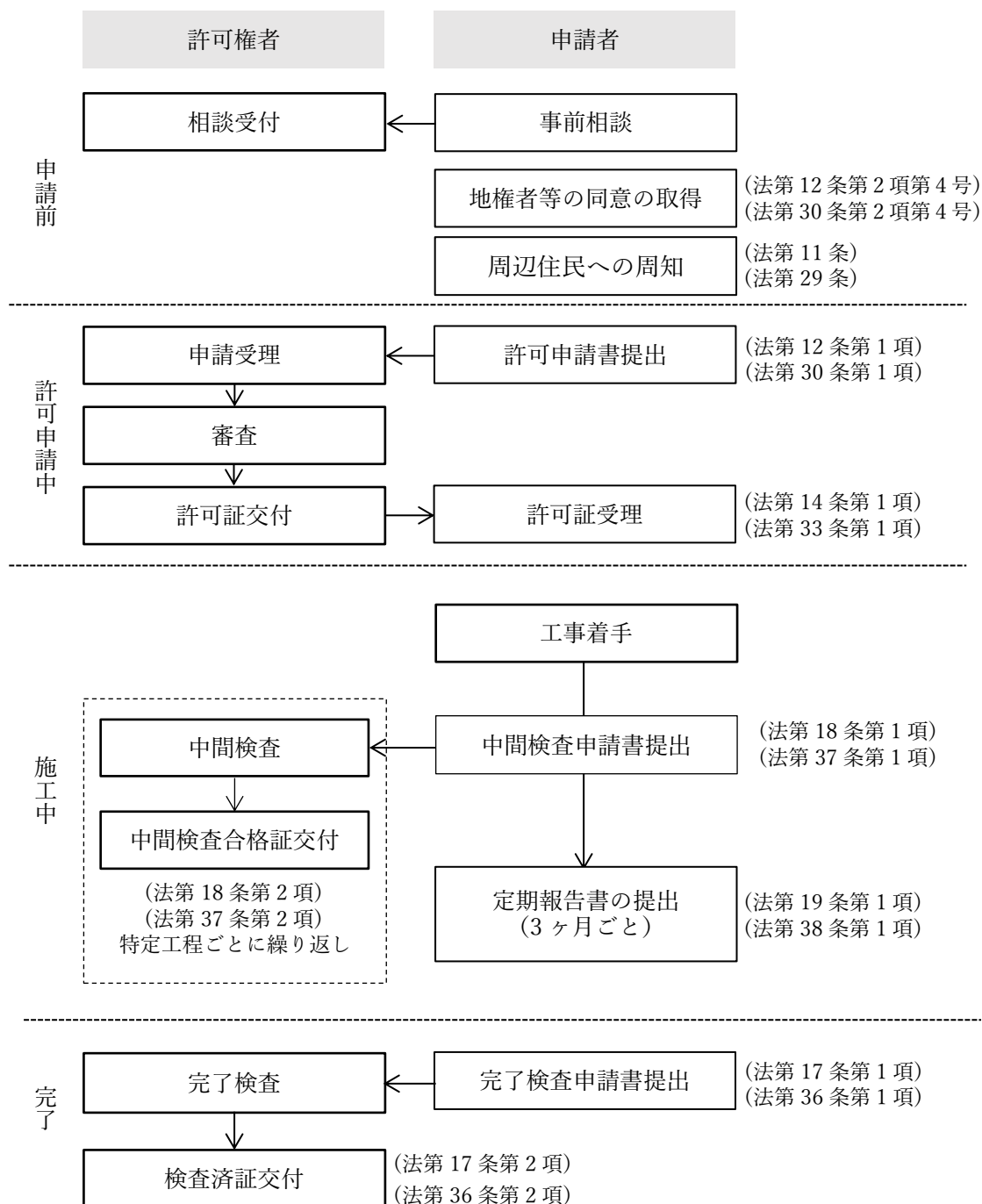


図 2-1 土地の形質変更に関する工事の手続の流れ

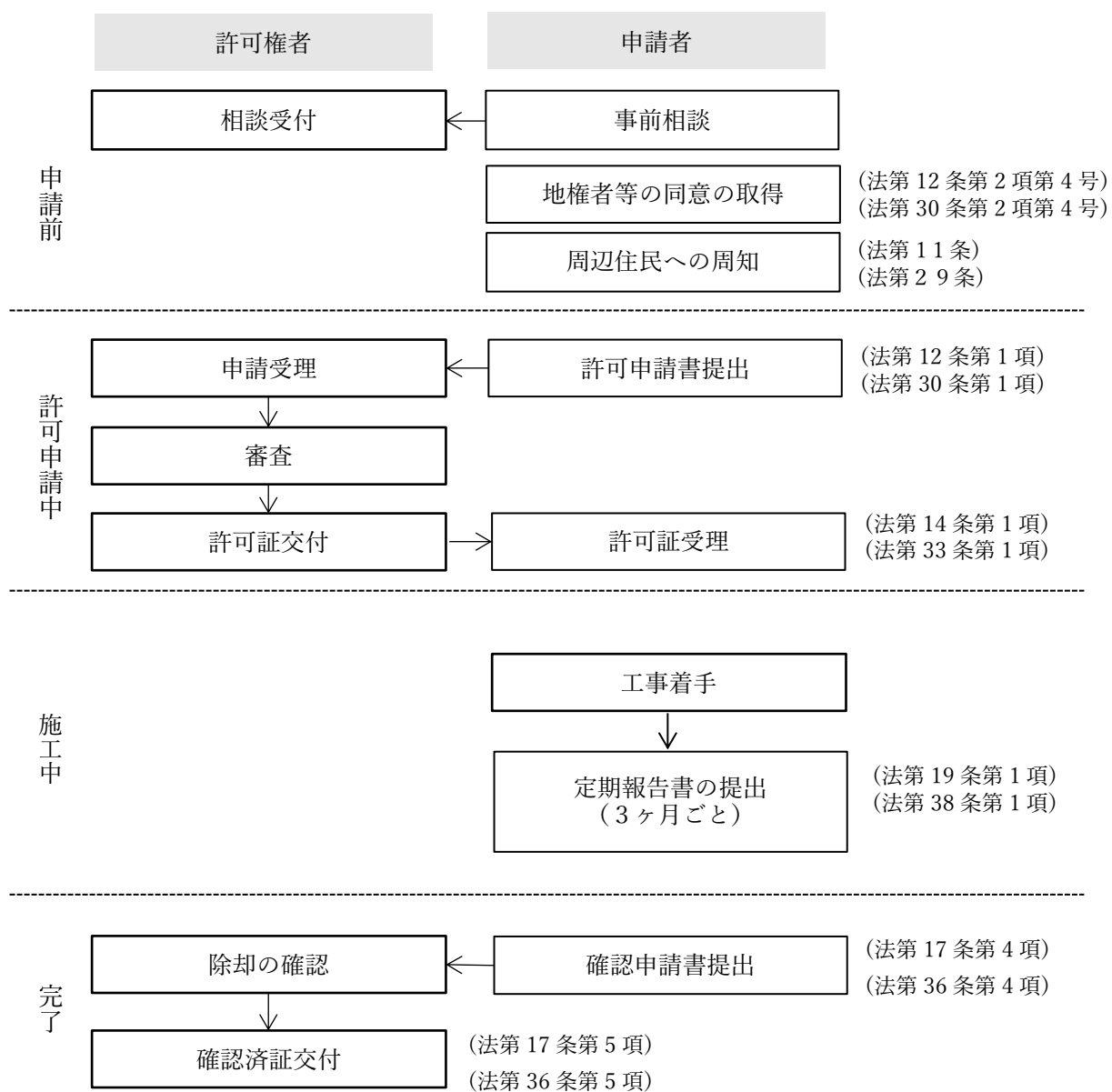


図 2-2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ

4.2 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。標準処理期間は表 2-1 に示すとおりとしていますが、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

表 2-1 標準処理期間

事務		標準処理期間(日)
土地の形質変更	工事の許可	21
	工事の変更の許可	21
	工事の完了検査	14
	工事の中間検査	7
土石の堆積	工事の許可	14
	工事の変更の許可	14
	除却の確認	14
法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項 又は第35条第1項の規定に適合していることを 証する書面の交付		7

4.3 許可申請の方法について

許可申請は、所定の様式に必要書類等を添付したものを提出することにより行います。紙による申請とし、正本1部、副本1部の計2部を提出してください。

申請書の提出先は高崎市開発指導課です。

なお、申請書及び添付書類等に記載された個人情報は、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（県市町村、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

4.3.1 工事の許可申請に必要な書類等

土地の形質変更及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類は表 2-2、図面は表 2-3 に示すとおりです。

官公庁等が発行する書類、土地所有者等の同意書、印鑑証明書及び残高証明書は、取得から3か月以内のものを、融資証明書は金融機関が有効と定める期間以内のものを提出してください。

表 2-2 土地の形質変更または土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類

(高崎市) 必要書類			根拠規定	備考
	形質変更	土石の堆積		
☐ 許可申請書	○	○	省令第7条1項、第63条1項	
☐ 擁壁の設計書（構造計算書含む）	○		省令第7条1項2号、第63条1項1号	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合
☐ 法面の安定計算書	○		省令第7条1項3号、4号、12号、第63条1項1号、2号	①長大法面（盛土高 10m 超） ②崖面を擁壁で覆わない場合
☐ 設計者の資格を有する者であることを証する書類	○		省令第7条1項5号、第63条1項1号	高さが5mを超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が1,500m ² を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要
☐ 現地写真	○	○	省令第7条1項6号、第63条1項1号	2方向以上から撮影したもの
〈申請者が個人の場合〉 ☐ 住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの 〈申請者が法人の場合〉 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの	○	○	省令第7条1項7号、8号、第63条1項1号	
〈共通〉 ☐ 資金計画書 ☐ 残高証明書又は融資証明書 ☐ 暴力団等に該当しないことの誓約書 〈申請者が個人の場合〉 ☐ 住民票の写し 〈申請者が法人の場合〉 ☐ 登記全部事項証明書 ☐ 事業経歴書 〈盛土高さが10m以上の場合〉 ☐ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当するものの住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類 ☐ 最近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書	○	○	省令第7条1項9号、12号、第63条1項1号、2号	納税証明書（その1）とする。
☐ 工事施工の同意書 ☐ 同意者の印鑑証明書	○	○	省令第7条1項10号、12号、第63条1項1号、2号	土石の堆積については、印鑑証明は不要
〈共通〉 ☐ 周知範囲が分かる位置図・断面図等 〈説明会開催の場合〉 ☐ 説明会開催報告書 〈書面配布の場合〉 ☐ 配布した書面 〈掲示及びインターネットによる場合〉 ☐ 掲示場所が分かる位置図等 ☐ 掲示状況の写真 ☐ 閲覧ページの写し、URL等	○	○	省令第7条1項11号、12号、第63条1項1号、2号	

〈工事施行者についての書類〉 ☐ 法人の登記簿謄本 ☐ 事業経歴書 ☐ 建設業の許可証明書	○	○	省令第7条1項12号、第63条1項2号、法第12条2項3号	登記簿謄本は発行後3か月以内のもの 事業経歴書は過去3年分
☐ 崖面崩壊防止施設の概要（設計根拠）	○		省令第7条1項12号、第63条1項2号	壁面崩壊防止施設を設置する場合
☐ 流量計算書	○		省令第7条1項12号、第63条1項2号	
☐ 施工計画書	○	○	省令第7条1項12号、第63条1項2号	工程、土砂運搬経路、土量計算、防災計画等
〈盛土等をする土地確認のための書類〉 ☐ 公図 ☐ 登記事項証明書	○	○	省令第7条1項12号、第63条1項2号	
☐ 関係法令の許認可証の写し	○		省令第7条1項12号、第63条1項2号	高さ10m以上の盛土をする場合
☐ 委任状	○	○	省令第7条1項12号、第63条1項2号	
☐ 土壌の汚染調査結果	○		省令第7条1項12号、第63条1項2号	高さ15m超又は3000㎡超の盛土をする場合に搬出元で調査を行う 土壌汚染対策法施行規則第31条に定める基準に適合していること
☐ 地盤調査報告書	○		省令第7条1項12号、第63条1項2号	
☐ 三次元解析による安定性の検討資料 （検討の根拠となる資料全て含む） ※結果の妥当性を有識者に諮ること。	○		省令第7条1項12号、第63条1項2号	高さ15m以上の盛土をする場合

表 2-3 土地の形質変更または土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図面

(高崎市) 必要書類			根拠規定	明示すべき事項	備考
	形質変更	土石の堆積			
☐ 位置図	○	○	省令第7条1項1号、第63条1項1号	方位、道路及び目標となる地物	1/10000 以上
☐ 地形図	○	○	同上	方位、及び土地の境界線	1/2500 以上 等高線は、2mの標高差を示すものとする
☐ 土地の平面図	○	○	同上	〈共通〉 方位及び土地の境界線、基準点、現況高、計画高、断面図の位置 〈形質変更の場合〉 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 〈土石の堆積の場合〉 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/2500 以上 〈形質変更の場合〉 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること 〈土石の堆積の場合〉 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること
☐ 土地の断面図	○	○	同上	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2500 以上

□排水施設の平面図	○		同上	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上
□崖の断面図	○		同上	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
□擁壁の断面図	○		同上	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	
□擁壁の展開図	○		同上	擁壁の寸法及び勾配、水抜穴の位置、完成高	
□擁壁の詳細図（配筋図含む）	○		同上	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること
□崖面崩壊防止施設の断面図、展開図、詳細図	○		同上	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面の高さ、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	
□求積図	○		省令第7条1項12号、第63条1項2号	土地全体の面積及び盛土又は切土をする部分の面積	三斜法又は座標等による面積計算
□排水施設構造図	○		同上	方位、道路及び目標となる地物、排水施設の種類、材料、管径、勾配、延長、流下方向、放流口の位置、放流先の名称、構造、区域内の集水を示す流水の方向	

4.4 代理申請

代理の範囲は、申請書類の提出及び連絡調整に限られます。行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されています（他の法律に別段の定めがある場合を除く）。なお、盛土規制法における設計図書の作成においては、工事が一定の規模を超える場合、政令で定める資格を有するものが行う必要があります。詳細は「5.6 設計者の資格」を参照してください。

4.5 申請手数料等

申請に当たっては、高崎市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例に定める手数料が必要です。

手数料の額は表 2-4、表 2-5、表 2-6 及び表 2-7 のとおりです。

表 2-4 許可申請手数料（土地の形質変更）

土地の形質変更		
(1) 工事の許可(法 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項)		
	切土又は盛土をする土地の面積	手数料
	500m ² 以内のもの	1 件につき 15,000 円
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	1 件につき 26,000 円
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	1 件につき 36,000 円
	2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	1 件につき 54,000 円
	3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	1 件につき 64,000 円
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	1 件につき 87,000 円
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	1 件につき 137,000 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	1 件につき 209,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	1 件につき 327,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1 件につき 461,000 円
	100,000 m ² を超えるもの	1 件につき 594,000 円
(2) 工事の変更の許可(法 16 条第 1 項、法第 35 条第 1 項)		
下記の通り。ただし、合計額が 594,000 円を超えるときは、594,000 円		
	項目	手数料
	切土又は盛土をする土地の面積が同じで、擁壁の高さなどの変更を行う場合	当初の許可申請手数料の額に 1/10 を乗じた額
	切土又は盛土をする土地の面積が縮小する場合	縮小後の土地の面積に応じた許可申請手数料の額に 1/10 を乗じた額
	切土又は盛土をする土地の面積が増加する場合	当初の許可申請手数料の額に 1/10 を乗じた額に、増加する土地の面積に応じた許可申請手数料額を加えた額
	その他の変更 (資金計画書、工事施工者のみの変更等)	11,000 円

表 2-5 許可申請手数料（土石の堆積）

土石の堆積				
(1) 工事の許可(法 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項)				
	土石の堆積をする土地の面積		手数料	
	500 m ² 以内のもの		1 件につき	13,000 円
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの		1 件につき	16,000 円
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの		1 件につき	18,000 円
	2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの		1 件につき	21,000 円
	3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの		1 件につき	29,000 円
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの		1 件につき	32,000 円
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの		1 件につき	39,000 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの		1 件につき	52,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの		1 件につき	70,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの		1 件につき	103,000 円
	100,000 m ² を超えるもの		1 件につき	126,000 円
	(2)工事の変更の許可(法 16 条第 1 項、法第 35 条第 1 項)			
	下記の通り。ただし、合計額が 126,000 円を超えるときは、126,000 円			
	項目		手数料	
	土石の堆積をする土地の面積が同じで、流出防止措置などの変更を行う場合		当初の許可申請手数料の額に 1/10 を乗じた額	
	土石の堆積をする土地の面積が縮小する場合		縮小後の土地の面積に応じた許可申請手数料の額に 1/10 を乗じた額	
	土石の堆積をする土地の面積が増加する場合		当初の許可申請手数料の額に 1/10 を乗じた額に、増加する土地の面積に応じた許可申請手数料額を加えた額	
	その他の変更 (資金計画書、工事施工者のみの変更等)		11,000 円	

表 2-6 中間検査手数料（土地の形質変更）

土地の形質変更			
(1) 工事の許可(法 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項)			
	切土又は盛土をする土地の面積		手数料
	3,000 m ² 以内のもの		1 件につき 4,000 円
	3,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの		1 件につき 6,000 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの		1 件につき 11,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの		1 件につき 19,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの		1 件につき 32,000 円
	100,000 m ² を超えるもの		1 件につき 45,000 円

表 2-7 その他の手数料

その他の手続			
	項目	手数料	
	法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付(省令第 88 条)	1 通につき	4,300 円

4.6 許可又は不許可の通知

【法律】

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

※特定盛土等規制区域については、第三十三条で同様に規定

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1・2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

解説

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することとはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可に当たり、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付ける場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面による通知を行います。

補足：工事着手とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場にて設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点を言います。

4.7 許可情報の公表

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1～3 略

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、第六十四条で同様に規定

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

解説

地域の住民や関係市町村長が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可を行った工事に関する事項を公表します。

高崎市では、省令で定められている事項を HP で公表します。

第5章 許可基準

5.1 住民への周知

【法律】

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第二十九条で同様に規定

【省令】

(住民への周知の方法)

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあっては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

【細則】

(住民への周知に係る説明会)

第四条 法第11条の宅地造成等に関する工事又は法第29条の特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事であって次に掲げるものの施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、省令第6条第1号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの
- (2) 盛土又は切土の高さが15メートルを超えるもの
- (3) その他市長が必要と認める盛土又は切土

解説

工事の許可申請に当たっては、工事をする土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じる必要があります。

審査基準

周知方法ごとに許可申請書に添付する書類により、周辺地域の住民に工事内容の周知を行ったことを確認します。

[周知の方法]

次のいずれかの方法により行ってください。ただし、高さ15m超の盛土若しくは切土をする場合又は面積が3,000㎡超の盛土若しくは切土をする場合は①による周知を必須とします。

上記に当てはまらない場合でも、市長が必要と認めた場合には①による説明会が必須となるこ

とがあります。

- ① 説明会の開催
- ② 書面の配布
- ③ 工事を行う土地又はその周辺での掲示＋ウェブページ（工事主が用意したもの）への掲載

補足：住民とは、生活の拠点としている者を指しており、単に土地を所有しているだけの者は住民に含まれません。

[周知内容]

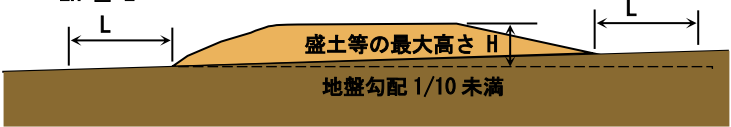
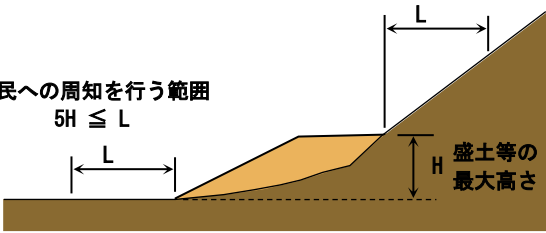
少なくとも以下の内容について周知を行うこと。

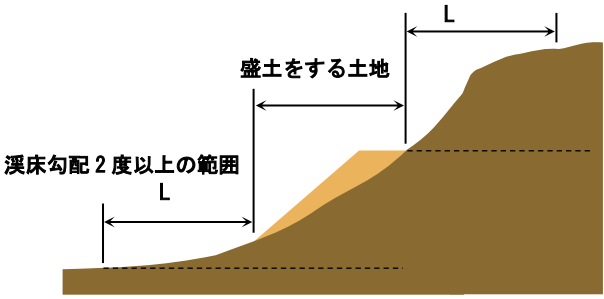
- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 工事の着手予定日及び完了予定日
- ⑤ 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量

[周知範囲と周知対象]

表 2-8 に示す区分に応じて、必要な範囲に周知を行ってください。

表 2-8 周知範囲と周知対象

盛土等の区分	周知範囲と周知対象
平地盛土 切土 土石の堆積	○盛土等の境界から少なくとも水平距離2Hまでの範囲の住民 住民への周知を行う範囲 $2H \leq L$  盛土等の最大高さ H 地盤勾配 1/10 未満
腹付け盛土	○盛土等の境界から少なくとも水平距離5Hまでの範囲の住民 住民への周知を行う範囲 $5H \leq L$  盛土等の最大高さ H

①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土 ③谷埋め盛土 ④腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの	○盛土をする土地及び盛土下流の溪床勾配が2度以上の範囲（上流も同じ距離をとる）にその全部または一部が含まれる自治会等 
---	--

補足：平地盛土とは、勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいいます。

腹付け盛土とは、勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいいます。

谷埋め盛土とは、谷や沢を埋め立てて行う盛土をいいます。

5.2 技術的基準への適合

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

解説

工事の計画は、盛土等に伴う災害を防止するための必要な措置がされたものでなければなりません。これらの措置は、技術的基準に適合する必要があります。市では、政令での規定に加えて細則に基づく技術的基準の強化・付加等を行っています。

技術的基準の詳細は、設計編及び施工編を参照してください。

表 2-9 政令に規定する技術的基準

政令	技術的基準
第7条	地盤について講ずる措置
第8条	擁壁の設置
第9条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
第10条	練積み造の擁壁の構造
第11条	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用
第12条	擁壁の水抜穴
第13条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
第14条	崖面崩壊防止施設の設置
第15条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置
第16条	排水施設の設置
第17条	特殊の材料又は構法による擁壁
第18条	特定盛土等に関する工事（第7条から第17条までの規定の準用）
第19条	土石の堆積に関する工事
第20条	規則への委任

表 2-10 細則に規定する技術的基準

細則	技術的基準
第 11 条	擁壁等の設置に代わる措置
第 12 条	地盤について講ずる措置に関する技術的基準

5.3 資力・信用

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

【細則】

(許可の申請)

第六条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号の規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げるものについては宅地造成又は特定盛土等に関する工事である場合に限り、第4号に掲げるものについては盛土又は切土であって、当該盛土又は切土を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの及び盛土又は切土の高さが15メートルを超えるものである場合に限る。

(1) 略

(2) 工事主の資力及び信用に関する書類

(3)、(4)、(5) 略

解説

工事の許可申請に当たっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められます。

審査基準

表 2-11 に示す資料により、工事主の資力及び信用を確認します。

なお、過去に法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

表 2-11 資力及び信用を確認するための資料

工事主が個人の場合	工事主が法人の場合
☐ 資金計画書 ☐ 暴力団等に該当しないことの誓約書 ☐ 住民票の写し ☐ 残高証明又は融資証明	☐ 資金計画書 ☐ 暴力団等に該当しないことの誓約書 ☐ 登記全部事項証明書 ☐ 事業経歴書 ☐ 残高証明又は融資証明 ☐ その他

補足：暴力団等に該当しないことの誓約書及び事業経歴書は本手引きで参考様式を定めています。

5.4 工事施行者の能力

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一・二 略

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

解説

工事の許可申請に当たっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められます。

審査基準

法人の場合は、①法人の登記証明書（登記簿謄本）、②事業経歴書、③建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書により、工事施行者に工事を完遂することができる能力があることを確認します。

個人の場合は、工事施行者の事業経歴や申請しようとする工事の規模、内容等を考慮して判断します。

表 2-12 工事の内容と合致する建設業許可の種類

申請しようとする工事	建設工事の種類
複数の専門工事を含む工事 (例) 盛土・切土工事と擁壁設置工事	土木工事一式
建築確認を必要とする新築及び増改築に伴う工事 であって、複数の専門工事を含む工事 (例) 新築に伴う盛土・切土工事	建築工事一式
切土・盛土を含む工事	とび・土工・コンクリート工事
擁壁（鉄筋コンクリート造等）設置を含む工事	
鋼矢板・構台の設置を含む工事	
擁壁（間知石積み）設置を含む工事	石工事

5.5 土地所有者等の同意

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 略

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

【細則】

(許可の申請)

第六条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号の規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げるものについては宅地造成又は特定盛土等に関する工事である場合に限り、第4号に掲げるものについては盛土又は切土であって、当該盛土又は切土を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの及び盛土又は切土の高さが15メートルを超えるものである場合に限る。

(1) 盛土又は切土に係る土地の登記事項証明書及び公図

(2) 略

(3) 法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号に規定する同意をした者の印鑑証明書

(4)、(5) 略

解説

工事の許可申請に当たっては、あらかじめ、当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。

審査基準

工事をしようとする土地について、必要な権利者全ての同意を取得していることを確認します。同意の有無は、①公図の写し②土地の登記事項証明書③各権利者の同意書④各権利者の印鑑証明書を提出（土地の形質変更の場合のみ）する方法により確認します。所有権の登記がある土地については、当該所有権者の同意書を必ず提出してください。所有権の登記がない土地については、現に当該土地を所有している者の同意書を必ず提出してください。

当該土地の権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合には、申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明を添付することで差し支えありません。

[同意を必要とする権利者]

土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借権及び使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要か判断）等）を有するもの。

補足：工事施工の同意書は本手引きで参考様式を定めています。

5.6 設計者の資格

【法律】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 1 略

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

【政令】

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第二十一条 法第十三条第二項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

(設計者の資格)

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。)、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

【省令】

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【建設省告示第 1005 号】

○宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(昭和 37 年 3 月 29 日)

宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第十八条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に

関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
二 技術士法(昭和三十二年法律第二百二十四号)による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者
三 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の資格を有する者
四 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了したもの
五 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

解説

専門的知識及び経験を必要とする工事の設計のためには、一定の資格が求められます。

[一定の資格が必要な工事]

- ① 高さが5mを超える擁壁の設置
- ② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500m²を超える土地における排水施設の設置

審査基準

表 2-13 に示す書類により、設計者が必要な資格を有していることを確認します。

表 2-13 設計者の資格

設計者の資格	設計者の資格を証する書類
大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	☐ 卒業証明書 ☐ 実務経験証明書
短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	☐ 宅地造成技術講習会修了証書 ☐ 実務経験証明書
大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者	☐ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ☐ 実務経験証明書
技術士(建設部門)	☐ 技術士の資格証明書
一級建築士	☐ 一級建築士の資格証明書

補足：実務経験証明書は本手引きで参考様式を定めています。

5.7 土石の堆積に関する工事の期間

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

解説

土石の堆積に関する工事は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限りです。

市では、土石の堆積に関する工事の期間を許可の日から最長5年として運用します。

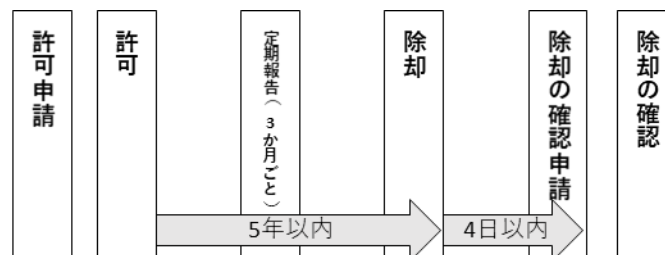


図 2-3 期間の考え方

許可の日から5年を超えて土石を堆積しようとする場合は、当該許可の日から5年が経過する前に、堆積期間の延長に関する変更許可を受けてください。

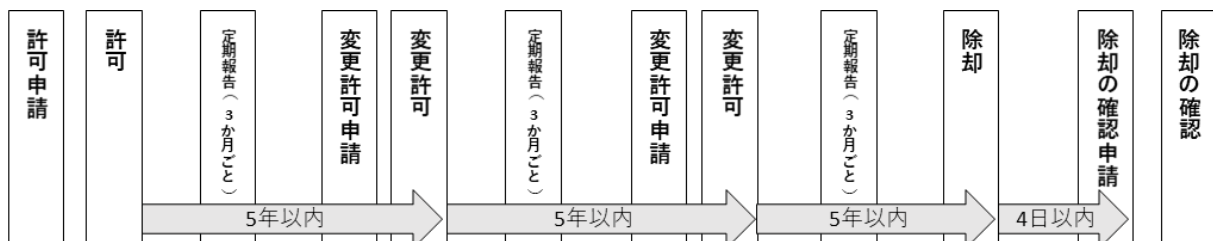


図 2-4 変更許可を行う場合

第6章 その他の手続

6.1 規制区域指定の際の工事の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

- 2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

- 3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

- 4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十二条で同様に規定

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、第八十四条で同様に規定

解説

規制区域の指定の際、当該区域内において許可・届出対象となる工事に着手している場合は、指定日から 21 日以内に届出書を提出してください。

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されます。

なお、届出書及び添付書類に記載された個人情報は、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（県市町村、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

[土地の形質変更に関する工事の届出]

- ・ 届出書に表 2-14 に記載の図面等を添付して提出してください。

- ・ 次の①から⑤に該当する規模の工事である場合は、盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況が分かる写真等を添付してください。

- ① 盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
- ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
- ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000m²を超えるもの

表 2-14 土地の形質変更に関する工事の届出書に添付する図面等

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	・ 縮尺 (1/10,000以上) ・ 方位 ・ 道路及び目標となる地物	
地形図	・ 縮尺 (1/2,500以上) ・ 方位 ・ 土地の境界線	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	・ 縮尺 (1/2,500以上) ・ 方位 ・ 土地の境界線 ・ 盛土又は切土をする土地の部分 ・ 崖 ・ 擁壁 ・ 崖面崩壊防止施設 ・ 排水施設 ・ 地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	
現地写真	2箇所以上から撮影	上記①～⑤に該当する場合

[土石の堆積に関する工事の届出]

- ・ 届出書に表 2-15 に記載の図面等を添付して提出してください。
- ・ 次の①又は②に該当する規模の工事である場合は、土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況が分かる写真等を添付してください。

- ① 高さが5mを超える土石の堆積で、その面積が1,500m²を超えるもの
- ② ①に該当しない土石の堆積で、その面積が3,000m²を超えるもの

表 2-15 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する図面等

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	・ 縮尺 (1/10,000以上) ・ 方位 ・ 道路及び目標となる地物	
地形図	・ 縮尺 (1/2,500以上) ・ 方位 ・ 土地の境界線	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	・ 縮尺 (1/500以上) ・ 方位 ・ 土地の境界線 ・ 作業構台等 ・ 空地の位置 ・ 柵等の位置 ・ 排水施設 ・ 土砂の流出防止措置	
現地写真	2箇所以上から撮影	上記①、②に該当する場合

6.2 擁壁等を除却する工事の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 1・2 略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

【政令】

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定

【省令】

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十五条で同様に規定

解説

次の工事を行う場合は、工事に着手する日の14日前までに届け出てください。一部除却であっても届出が必要です。届出に必要な書類は表2-16のとおりです。なお、工事の許可を受けている場合は、届出をする必要はありません。

[届出が必要な工事]

- ① 高さが2m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- ② 地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- ③ 地滑り抑止ぐい等の除却工事

表 2-16 擁壁等を除却する工事の届出に必要な書類

図面の種類	明示すべき事項	備考
届出書		様式第17号
位置図	・ 方位 ・ 縮尺（1/2,500以上）	
土地の平面図	・ 除却する擁壁等の位置 ・ 除却する擁壁等の寸法	除却する擁壁等を含む敷地全体を示すこと。
土地の断面図	・ 除却する擁壁等の寸法	除却する擁壁等の代表的な位置での断面とする。

6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 1～3 略

- 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【省令】

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

解説

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に届け出てください。届出に必要な書類は表2-17のとおりです。なお、工事の許可を受けている場合は、届出をする必要はありません。

転用した日とは、登記簿の地目変更日ではなく、現況の変更を行うための工事に着手した日とします。

公共施設用地の考え方は「1.2.1宅地」を参照してください。

表 2-17 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出に必要な書類

図面の種類	明示すべき事項	備考
届出書		様式第18号
位置図	・ 方位 ・ 縮尺（1/2,500以上）	
土地の計画平面図		敷地全体を示すこと。
土地の計画断面図		敷地全体の代表的な位置での断面図とする。

3 設計編

第7章 地盤に関する技術的基準

7.1 崖面天端の排水

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 1 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

解説

雨水その他の地表水が崖面を表流し崖面を侵食すること及び崖面上端付近で雨水その他の地表水が崖地盤へ浸透することを防止するための措置について規定しています。

審査基準

図面等により、崖面天端の排水措置が講じられていることを確認します。

[崖面天端に講ずる措置]

- ・ 盛土又は切土をした崖面の天端には、その崖の反対方向に勾配を付してください。

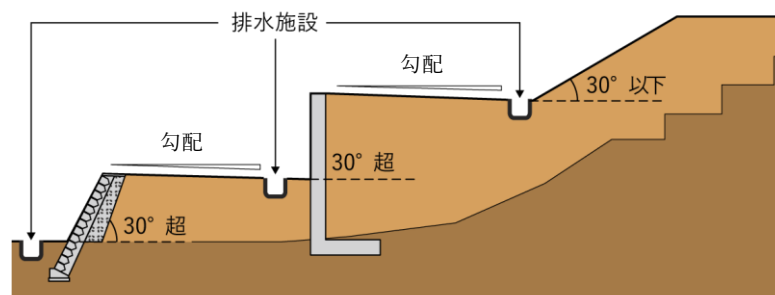


図 3-1 崖面の排水例

7.2 盛土

7.2.1 地滑り抑止杭等

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

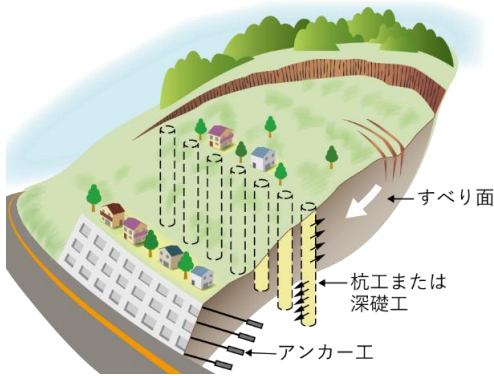
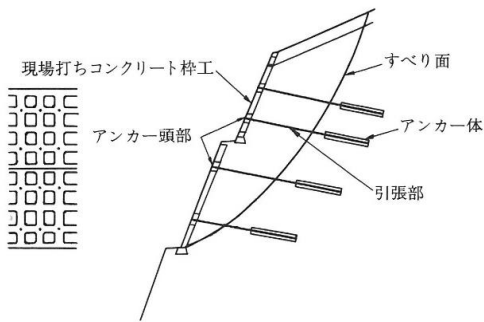
イ・ロ 略

ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。

解説

盛土を行う場合、必要に応じて、土留の設置等を行うこととされています。

表 3-1 主な土留め工法

地滑り抑止杭工	グラウンドアンカー工
一般に複数の鋼管杭を地すべりの移動方向に対して直角方向に列状に配置し、すべり面を貫いて不動土塊まで挿入することによって、せん断抵抗力や曲げ抵抗力を付加し、地すべり移動土塊の滑動力に対し、直接抵抗する工法	不動土塊に達する比較的小さい削孔を行い、高強度の鋼材等を引張材として地盤に定着させて、引張材の頭部に作用した荷重を定着地盤に伝達し、群体としての反力構造物と地山とを一体化することにより地滑りを防止する工法
	

なお、地滑り抑止杭の設計に当たっては、曲げモーメントとせん断力に対する地滑り防止杭の安全性を確認する必要があります。

『地すべり防止技術指針』（国土交通省）、『地すべり防止技術指針解説』（国立研究開発法人 土木研究所）、『土地改良事業計画設計基準 計画「農地地すべり防止対策」』（農林水産省）、『河川砂防技術基準 計画編』（国土交通省）等を参照してください。

グラウンドアンカー工の設計に際しては、『グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説』（地盤工学会）、『グラウンドアンカー設計施工マニュアル』（日本アンカー協会）等の文献を参照してください。

地すべり防止杭やグラウンドアンカー等の工法を用いる場合には、維持管理の面から将来にわ

たって安全性が確保できるかが問題となります。従って、こうした場合においては背面の土地利用を道路、公園、運動場並びにこれに準ずるものに限定し、かつ最終的に地方公共団体もしくはこれと同等程度の恒久的維持管理が期待できるものにより管理すべきであると考えられます。

7.2.2 段切り

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

解説

著しく傾斜している土地に盛土をする場合は、原地盤と盛土の間に滑りが生じる可能性があるため、段切りを行う必要があります。

審査基準

原地盤面勾配が15度程度（約1:4）以上の場合、図面等により、段切りを行う計画となっていることを確認します。

[段切りの仕様]

- ・ 段切り寸法は、原則、高さ 0.5m 以上、幅 1.0m 以上としてください。
- ・ 段切り面には、原則、法尻方向に向かって 3～5% 程度の排水勾配を設けてください。

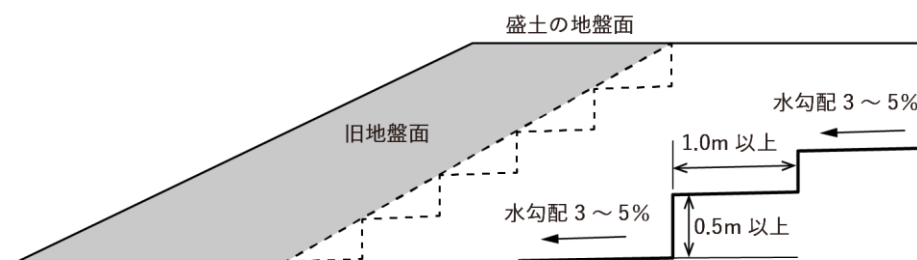


図 3-2 段切りの例

補足：谷地形等で地下水位が高くなる箇所では、地盤の傾斜勾配が緩くても段切りを必ず行い、十分な締固めを行ってください。

また、地山からの湧水が多い場合には段切り面の勾配を通常とは逆にしてジオテキスタイル等の排水工を敷設する方法があります。（「盛土等防災マニュアルの解説」参照）

7.2.3 盛土法面及び盛土全体の安定性の検討

【細則】

(技術的基準の強化)

第12条 市長は、政令第20条第2項の規定により、盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように、次に掲げる方法により政令第7条から第19条までに規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加する。ただし、第1号及び第2号に掲げる措置について、第3号に掲げる措置を講じる場合は、この限りでない。

(1) 盛土の高さが3メートルを超え10メートル以下の場合、高さ3メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。

(2) 略

(3) 次のいずれかに該当する盛土をする場合は、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

ア 盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの

イ 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるもの

ウ 盛土の高さが10メートルを超えるもの

解説

市においては、盛土をする際の法面の標準形状を定めています。これ以外の形状や長大法となる盛土を行う場合には、地盤の安定計算を実施することが必要です。

審査基準

図面等により、①盛土法面の形状が標準形状に適合する又は②安定計算の結果、必要な安全率を満足することを確認します。谷埋め型大規模盛土造成地、腹付け型大規模盛土造成地及び長大法（高さ10mを超えるもの）の場合には②を必須とします。

安定計算は盛土法面の安定性の検討に加え、規模によって盛土全体の安定性の検討が必要になります。

[盛土法面の標準形状]

- ・ 法面の勾配は30°以下としてください。
- ・ 高さ3m以内ごとに幅1.5m以上の小段を設けてください。

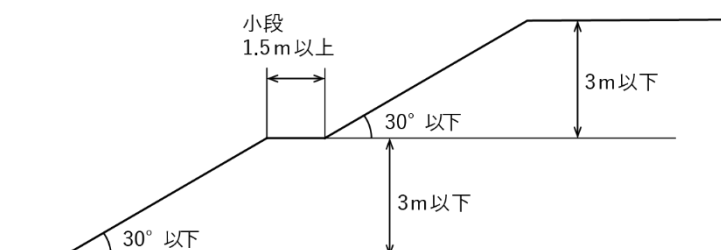


図 3-3 盛土法面の標準形状

補足：安定計算を実施する場合においても、法面の形状は標準形状とすることが望ましく、長大法となる盛土を行う場合は、高さ 9m ごとに幅 6m 以上の小段を設けることを検討してください。また、法面に近接して歩行者の通行が見込まれる箇所等については、危険防止のため転落防止柵、落石防止柵等を設けることを検討してください。

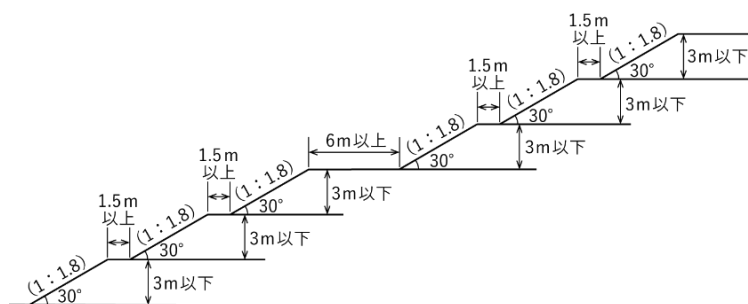


図 3-4 長大法の形状

[盛土法面の安定性の検討]

『盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会、初版）』等を参考に安定計算を行い、最小安全率が常時 1.5 以上、地震時 1.0 以上であることを確認してください。設計水平震度 $k_h=0.25$ としてください。

安定計算に用いる土質定数は、土質試験により求めてください。

排水工を適切に設置することを前提として、盛土内の間隙水圧は考慮しなくてかまいません。

ただし、湧水や常時流水等が認められる傾斜地盤上の盛土については、盛土内に発生する間隙水圧として、静水圧を見込むものとし、地下水の設定水位は盛土高の 3 分の 1 とします。多量の湧水等があり、集水性が高い地形である場合等は、地下水の設定水位を盛土高の 2 分の 1 とすることを検討してください。

[盛土全体の安全性の検討]

次の規模に該当する場合は、盛土全体の安全性の検討を行う必要があります。

① 谷埋め型大規模盛土造成地

盛土をする土地の面積が $3,000\text{m}^2$ 以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるものの。

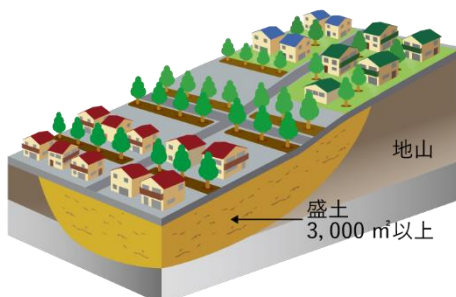


図 3-5 谷埋め型大規模盛土造成地のイメージ

② 腹付け型大規模盛土造成地

盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20° 以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5m 以上となるものの。

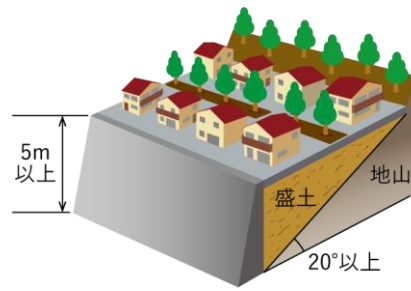


図 3-6 腹付け型大規模盛土造成地のイメージ

③ 長大法

盛土の高さが10mを超えるもの。

7.3 切土

7.3.1 切土の安定

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 1 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

解説

切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときに措置を講ずることを規定しています。

自然地盤は一般に複雑な地層構成をなしていることが多いことから、切土をするときにはその断面に現れる土をよく観察し、粘土層のように水を通しにくく、かつ、軟弱な土質があれば、その層の厚さ及び層の方向を確かめなければなりません。

地盤の滑りには、次の2つの場合が考えられます。

[滑りやすい地盤]

① 層と層が滑りやすい地盤

斜面と同じ方向に傾斜した層（流れ盤）に粘土層がはさまれていると、地盤面から浸透した水は、粘土層の不透水によりこの層の上面に沿って流下します。このとき粘土層の上面は軟弱化され、この面に沿って滑りが生ずるおそれがあります。

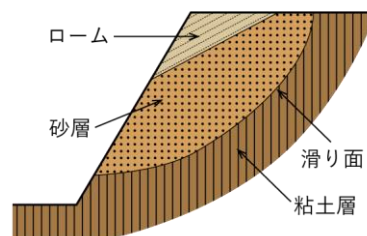


図 3-7 層と層とが滑りやすい地盤

② 円弧滑りが生じやすい地盤

単一の土質の地盤においても、崖地盤の下部に粘土層を含む不透水層があれば、その直上にある透水層が間げき水圧の上昇により軟弱化し、円弧滑りを生ずるおそれがあります。

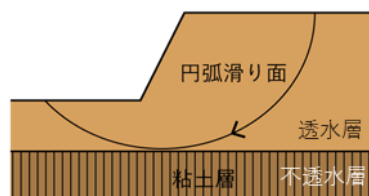


図 3-8 円弧滑りが生じやすい地盤

円弧滑りは、崖面の高さ、勾配、土質などによって異なりますが、通常、崩壊の起こる位置によって次の3つに分けられます。

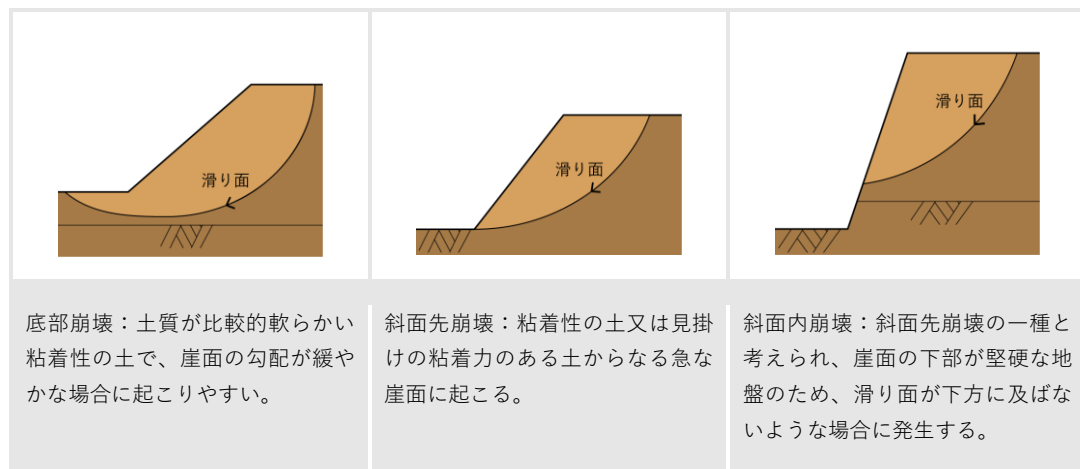


図 3-9 斜面崩壊の種類

切土をした後の地盤に、滑りやすい土質の層があると想定される場合には、以下の措置を講じることが必要です。

[切土地盤に講じる措置]

- ・滑りやすい層に地滑り抑止ぐい等を設置するなど滑り面の抵抗力を増大させる措置
- ・粘土質等の滑りの原因となる層を砂等の良質土と置き換える措置
- ・地盤面からの雨水その他の地表水の浸透を防ぐため地盤面を不透水性の材料で覆う措置

7.3.2 切土法面

【細則】

(技術的基準の強化)

第12条 市長は、政令第20条第2項の規定により、盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように、次に掲げる方法により政令第7条から第19条までに規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加する。ただし、第1号及び第2号に掲げる措置について、第3号に掲げる措置を講じる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 切土の高さが5メートルを超える場合は、高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。

(3) 略

解説

市においては、切土をする際の法面の形状を定めています。これ以外の形状の切土を行う場合には、地盤の安定計算を実施することが必要です。

審査基準

図面等により、①切土法面の形状が標準形状に適合する又は②盛土法面の安定性の検討により、必要な安全率を満足することを確認します。

[切土形状]

- ・ 勾配は、 35° 以下又は土質に応じて表 3-2 に示す1号崖の勾配としてください。
- ・ 高さ5m程度ごとに幅1.5m以上の小段を設けてください。

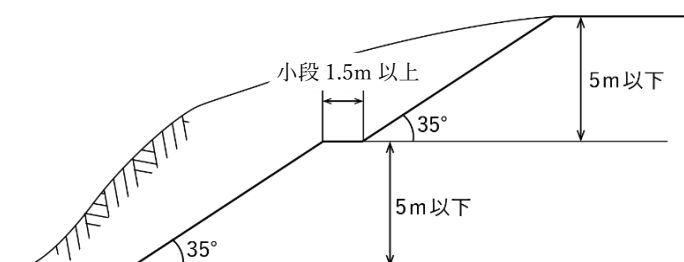


図 3-10 切土法面の標準形状

補足：安定計算を実施する場合においても、法面の形状は標準形状とすることが望ましく、長大法となる切土を行う場合は、高さ15mごとに幅3m以上の小段を設けることを検討すること。また、法面に近接して歩行者の通行が見込まれる箇所等については、危険防止のため転落防止柵、落石防止柵等を設けることを検討すること。

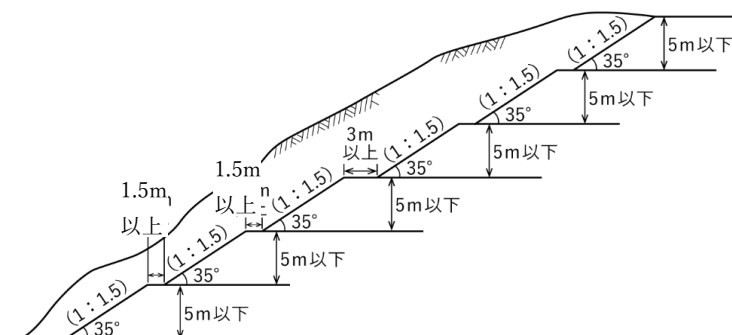


図 3-11 長大法の標準形状

7.4 溪流等における盛土

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 1 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

【省令】

(宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地)

第十二条 令第七条第二項第二号(令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

解説

溪流等における盛土は、盛土の上流域から雨水や地表水が集中し、盛土内までに地下水が上昇するおそれがあるため、適切な措置を求めるものです。

ここでいう溪流等は、常時流水の有無にかかわらず地表水や地下水が集中しやすく、施工した盛土が万一崩壊した場合に土石流化するおそれがある地形であり、溪流及びそれに接する集水地形(ゼロ次谷等)の総称です。具体的には、地形図等を用いて判読された溪床勾配10度以上の一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とします。

高崎市においては、溪流か否かに関わらず高さ10m以上の盛土は安定計算の対象となります。

補足：15mを超える場合は以下のことを遵守してください。

盛土基礎地盤及び周辺斜面を対象とした一般的な調査(地質調査、盛土材料調査、土質試験等)に加え、盛土の上下流域を含めた地表水や湧水等の水分調査や、崩壊跡地や土石流跡地、地すべり地等の盛土の安定性に影響する事象の有無を把握します。

また、液状化地盤の判定を行い、必要に応じて対策を行ってください(建築基礎構造設計指針等を参照)。

盛土高さが15m超となる場合は、二次元の安定計算に加え、三次元解析(変形解析や浸透流解析等)により、二次元の安定計算モデルや計算結果(滑り面の発生位置等)の妥当性について検証する必要があります。なお、二次元解析(変形解析や浸透流解析等)での評価が適当な場合には、二次元解析を適用します。さらに、三次元解析を行うために、より広範囲で数多くの調査・試験等を行い、周辺も含めた計画地の三次元的な地質構造及び地下水特性を把握する必要があります。

解析モデルの作成方法、解析手法及び解析結果の妥当性を専門家等に諮ってください。

第8章 擁壁に関する技術的基準

8.1 擁壁の設置義務

8.1.1 擁壁の設置義務

【政令】

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 略

2 前項第一号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第一

土質	擁壁を要しない 勾配の上限	擁壁を要する 勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

解説

盛土又は切土により生じた崖面は、その高さにかかわらず、擁壁で覆う必要があります。

ただし、次の①～④に該当する場合は、擁壁を設置する必要はありません。

[擁壁を設置する必要がない崖面]

① 政令第3条第4号又は同条第5号に該当する土地の形質変更により生じた崖面

② 切土により生じた崖面の一部

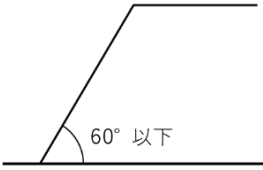
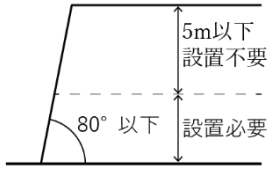
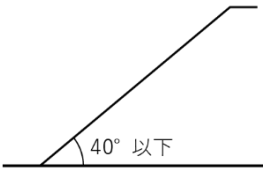
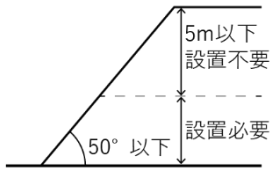
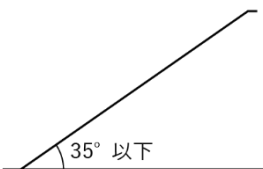
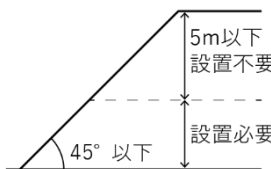
切土により生じた崖面であって、土質に応じ崖の勾配が表3-2に示すいずれかに該当する場合は、擁壁の設置は不要となります。崖面の勾配が変化する場合の考え方は図3-12参照。

③ 安定計算により擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

④ 崖面崩壊防止施設が設置された崖面

補足：本手引においては、擁壁の設置義務に基づき設置するものを「義務設置擁壁」、これ以外のものを「任意設置擁壁」と呼称します。

表 3-2 擁壁設置不要となる崖面（切土法面に限る）

土質	崖の上端からの垂直距離	
	5m 超 (1号崖)	5m 以下 (2号崖)
軟岩（風化の著しいものを除く）		
風化の著しい岩		
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの		

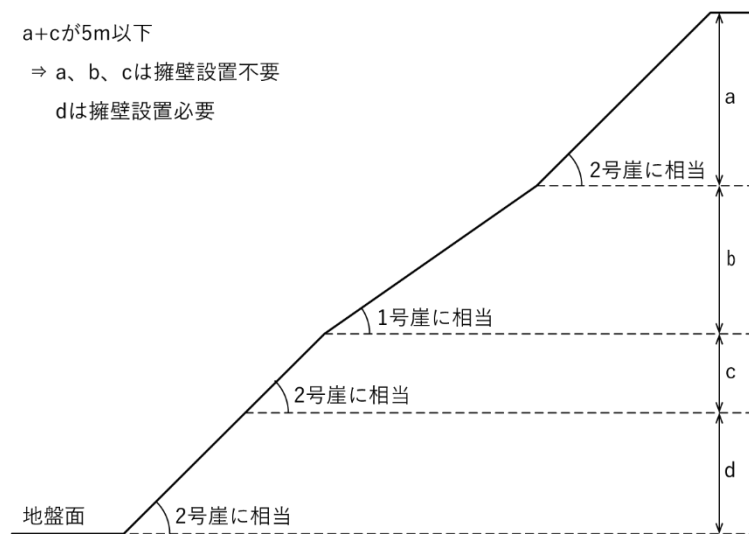


図 3-12 上下に分離された崖の部分がある場合の考え方

審査基準

提出された図面により、擁壁が設置されていることを確認します。

8.1.2 擁壁の設置に代わる措置

【細則】

(技術的基準の特例)

第11条 政令第20条第1項の規定により、市長が災害の防止上支障がないと認める土地において、政令第8条(政令第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による擁壁又は政令第14条(同項において準用する場合を含む。)の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次の各号のいずれかに掲げる工法により設置することができる。

- (1) 空石積み工
- (2) 板柵工
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害の防止上適当と認められる工法

解説

「災害の防止上必要がないと認められる土地」を判断する際には、その土地の地盤の安定性のもとより、未利用地で周囲に対する影響が少ない場所といった立地条件、土地利用の状況等を考慮します。例えば、崖面下端に続く土地が河川、湖沼等の水面、森林などが考えられます。

8.2 擁壁の構造

【政令】

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ～ハ 略

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

(定義等)

第一条 1～3 略

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの（第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第百四十二条（同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

解説

土地の形質変更に関する工事において、擁壁として使用できるものは、図 3-13 に示すとおりです。市においては、任意に設置する擁壁も含めて以下の構造形式から選定する必要があります。また、盛土規制法において、擁壁の高さとは地上高（見え高）のことを指します。

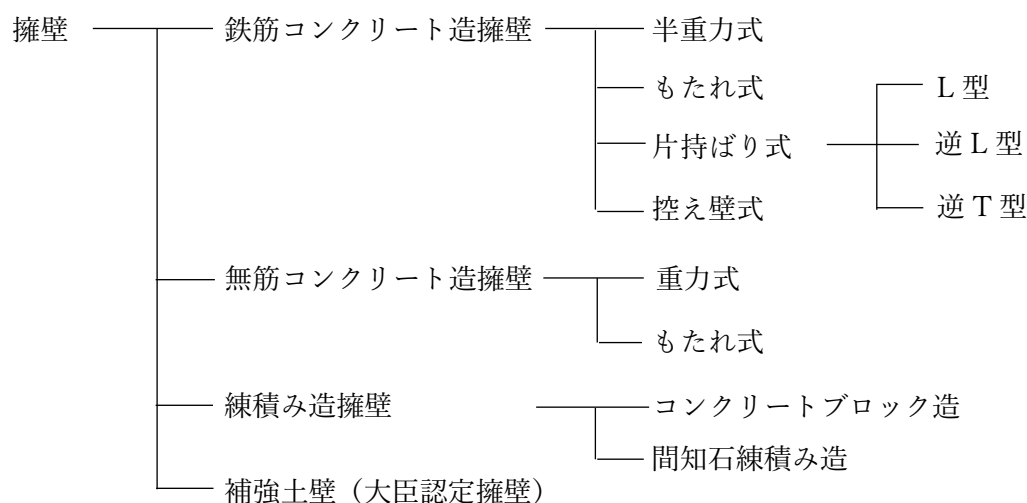


図 3-13 擁壁の種類

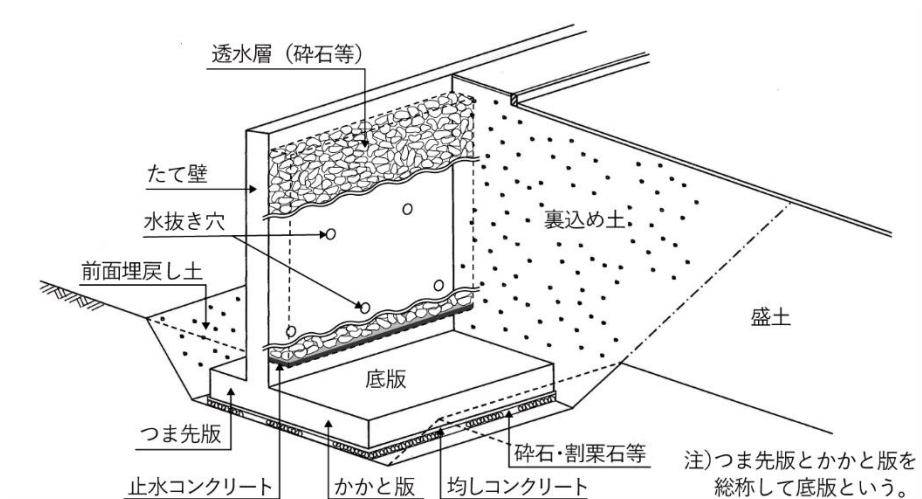


図 3-14 擁壁各部の名称

審査基準

図面等により、設置する擁壁の構造形式が鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造又は補強土壁（大臣認定擁壁）のいずれかに該当することを確認します。

8.3 擁壁の基礎地盤

8.3.1 地耐力

【政令】

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

一～三 略

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一～三 略

四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 略

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

三 略

(練積み造の擁壁の構造)

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一～三 略

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

【建築基準法施行令】

(地盤及び基礎ぐい)

第九十三条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によつて、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方メートルにつきキロニュートン)	短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方メートルにつきキロニュートン)
岩盤	一、〇〇〇	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の二倍とする。
固結した砂	五〇〇	
土丹盤	三〇〇	
密実な礫層	三〇〇	
密実な砂質地盤	二〇〇	
砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	五〇	
堅い粘土質地盤	一〇〇	
粘土質地盤	二〇	
堅いローム層	一〇〇	
ローム層	五〇	

【国交省告示第 1113 号】

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件（平成 13 年 7 月 2 日）

第一 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ボーリング調査
- 二 標準貫入試験
- 三 静的貫入試験
- 四 ペーン試験
- 五 土質試験
- 六 物理探査
- 七 平板載荷試験
- 八 載荷試験
- 九 くい打ち試験
- 十 引抜き試験

第二 地盤の許容応力度を定める方法は、次の表の(一)項、(二)項又は(三)項に掲げる式によるものとする。ただし、地震時に液状化するおそれのある地盤の場合又は(三)項に掲げる式を用いる場合において、基礎の底部から下方 2m 以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が 1 キロニュートン以下で自沈する層が存在する場合若しくは基礎の底部から下方 2m を超え 5m 以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が 500 ニュートン以下で自沈する層が存在する場合にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめなければならない。

	長期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合	短期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合
(一)	$q_a = \frac{1}{3}(i_c \alpha C N_c + i_y \beta \gamma_1 B N_r + i_q \gamma_2 D_f N_q)$	$q_a = \frac{2}{3}(i_c \alpha C N_c + i_y \beta \gamma_1 B N_r + i_q \gamma_2 D_f N_q)$
(二)	$q_a = q_t + \frac{1}{3} N' \gamma_2 D_f$	$q_a = 2 \cdot q_t + \frac{1}{3} N' \gamma_2 D_f$
(三)	$q_a = 30 + 0.6 \sqrt{N_{sw}}$	$q_a = 60 + 1.2 \sqrt{N_{sw}}$

この表において、 q_a 、 i_c 、 i_y 、 i_q 、 α 、 β 、 C 、 B 、 N_c 、 N_r 、 γ_1 、 γ_2 、 D_f 、 q_t 、 N' 及び $\sqrt{N_{sw}}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q_a ： 地盤の許容応力度（単位 キロニュートン/m²）

i_c 、 i_y 及び i_q ：基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角に応じて次の式によって計算した数値。

$$\text{イ } i_c = i_q = \left(1 - \frac{\theta}{90}\right)^2$$

$$\text{ロ } i_y = \left(1 - \frac{\theta}{\phi}\right)^2$$

これらの式において、 θ 及び ϕ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

θ ： 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角（ θ が ϕ を超える場合は ϕ とする。）（単位°）

ϕ ： 地盤の特性によって求めた内部摩擦角（単位°）

α 及び β ： 基礎荷重面の形状に応じて次の表に掲げる係数

基礎荷重面の形状	円形	円形以外の形状
係数： α	1.2	$1.0 + 0.2 \cdot \frac{B}{L}$
係数： β	0.3	$0.5 - 0.2 \cdot \frac{B}{L}$

この表において、 B 及び L は、それぞれの基礎荷重面の短辺又は短径及び長辺又は長径の長さ（単位 m）を表すものとする。

C：基礎荷重面下にある地盤の粘着力（単位 キロニュートン/m²）
 B：基礎荷重面の短辺又は短径（単位 m）
 Nc、Nr 及び Nq：地盤内部の摩擦角に応じて次の表に掲げる支持力係数

支持力 係数	内部摩擦角									
	0度	05度	10度	15度	20度	25度	28度	32度	36度	40度 以上
Nc	5.1	6.5	8.3	11.0	14.8	20.7	25.8	35.5	50.6	75.3
Nr	0.0	0.1	0.4	1.1	2.9	6.8	11.2	22.0	44.4	93.7
Nq	1.0	1.6	2.5	3.9	6.4	10.7	14.7	23.2	37.8	64.2

この表に掲げる内部摩擦角以外の内部摩擦角に応じたNc、Nr及びNqは、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

γ_1 ：基礎荷重面下にある地盤の単位体積重量又は水中単位体積重量（単位 キロニュートン/m³）
 γ_2 ：基礎荷重面より上方にある地盤の平均単位体積重量又は水中単位体積重量（単位 キロニュートン/m³）
 D_f ：基礎に近接した最低地盤面から基礎荷重面までの深さ（単位 m）
 q_t ：平板載荷試験による降伏荷重度の2分の1の数値又は極限応力度の3分の1の数値のうちいずれか小さい値
 （単位 キロニュートン/m²）
 N' ：基礎荷重面下の地盤の種類に応じて次の表に掲げる係数

係数	地盤の種類		
	密実な砂質地盤	砂質地盤 （密実なものを除く）	粘土質地盤
N'	12	6	3

$\overline{N_{sw}}$ ：基礎の底部から下方 2m 以内の距離にある地盤のスウェーデン式サウンディングにおける 1m あたりの半回転数（150 を超える場合は 150 とする。）の平均値（単位 回）

解説

擁壁の基礎は、沈下に対し安全な地盤上に設けることが必要です。

市においては、土質試験又は原位置試験（以下、「現地試験等」という。）または、建築基準法施行令第 93 条に従い設定した許容応力度の数値を使用することとします。

審査基準

試験結果報告書、図面等により、擁壁基礎地盤の許容応力度が設計上の許容応力度を上回ることを確認します。基礎地盤の許容応力度は下記①～④の方法により求めてください。

[地盤の許容応力度の求め方]

① 支持力式による方法

$$q_a = \frac{1}{3}(i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_r + i_q \gamma_2 D_f N_q)$$

$$i_c = i_q = \left(1 - \frac{\theta}{90}\right)^2$$

$$i_\gamma = \left(1 - \frac{\theta}{\phi}\right)^2$$

- q_a : 地盤の許容応力度 (kN/m²)
 θ : 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角 (°)
 ただし、 $\theta \leq \phi$ とし、 θ が ϕ を超える場合は ϕ とする。
 ϕ : 地盤の特性によって求めた内部摩擦角 (°)
 α, β : 基礎荷重面の形状に応じた係数 (表 3-3 参照)
 B : 基礎荷重面の短辺又は短径 (m)
 L : 基礎荷重面の長辺又は長径 (m)
 C : 基礎荷重面下の地盤の粘着力 (kN/m²)
 N_c, N_r, N_q : 表 3-4 に示す支持力係数
 γ_1 : 基礎荷重面下の地盤の単位体積重量 (kN/m³)
 γ_2 : 基礎荷重面より上の根入れ部分の土の平均単位体積重量 (kN/m³)
 (γ_1 、 γ_2 とも地下水位以下の場合は水中単位体積重量をとる。)
 D_f : 根入れの深さ (m)

補足：粘着力及び内部摩擦角は盛土材の値を使用しないでください。

表 3-3 基礎の形状係数

基礎底面の形状	円形以外の形状	円形
α	$1.0 + 0.2 \cdot B/L$	1.2
β	$0.5 - 0.2 \cdot B/L$	0.3

表 3-4 支持力係数

内部摩擦角	支持力係数		
ϕ	N_c	N_r	N_q
0°	5.1	0.0	1.0
5°	6.5	0.1	1.6
10°	8.3	0.4	2.5
15°	11.0	1.1	3.9
20°	14.8	2.9	6.4
25°	20.7	6.8	10.7
28°	25.8	11.2	14.7
32°	35.5	22.0	23.2
36°	50.6	44.4	37.8
40° 以上	75.3	93.7	64.2

②平板載荷試験による方法

$$q_a = q_t + \frac{1}{3} N' \gamma_2 D_f$$

q_a : 地盤の許容応力度 (kN/m²)

q_t : 平板載荷試験による降伏荷重度の 1/2 の数値又は極限応力度の 1/3 のうちいずれか小さい数値 (kN/m²)

N' : 基礎荷重面下の地盤の種類に応じて表 3-5 に掲げる係数

γ_2 : 基礎荷重面より上の根入れ部分の土の平均単位体積重量 (kN/m³)
(地下水位以下の場合は水中単位体積重量をとる。)

D_f : 根入れの深さ (m)

表 3-5 基礎荷重面下の地盤の種類に応じた係数

係数	地盤の種類		
	密実な砂質地盤	砂質地盤 (密実なものを除く)	粘土質地盤
N'	12	6	3

③SWS 試験 (スクリーウェイト貫入試験) による方法

長期の許容応力度 $q_a = 30 + 0.6 \overline{N_{sw}}$

q_a : 地盤の許容応力度 (kN/m²)

$\overline{N_{sw}}$: 基礎の底部から下方 2m 以内の距離にある地盤の SWS 試験における 1m あたりの半回転数の平均値 (回) (150 を超える場合は 150 とする。)

④建築基準法施行令第 93 条の表による方法

表 3-6 に示す数値を使用することができますが、この場合は、現地試験等により基礎地盤の種類を確認する必要があります。

表 3-6 地盤の許容応力度 (建築基準法施行令第 93 条)

地盤	長期許容応力度 (kN/m ²)	短期許容応力度 (kN/m ²)
岩盤	1,000	長期許容応力度 の 2 倍
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤 (地震時に液状化のおそれのないものに限る。)	50	
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

8.3.2 地盤の状況

審査基準

図面等により、擁壁の基礎地盤が沈下に対し安全な状況であることを確認します。具体的には、次に示す基準に適合している必要があります。

[斜面に沿って設置する擁壁]

斜面に沿って擁壁を設置する場合は、擁壁基礎部分は段切りにより水平に設置してください。

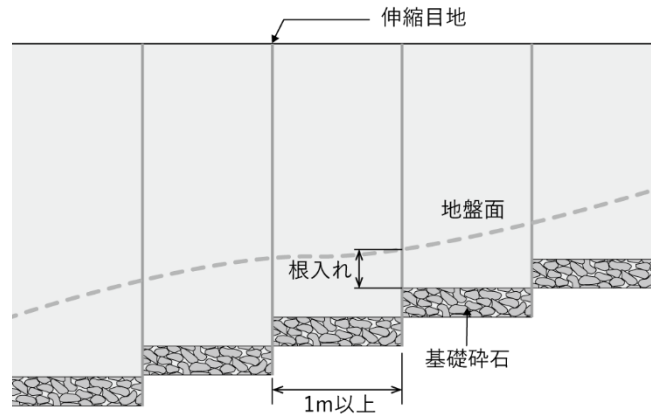


図 3-15 斜面に沿って設置する擁壁

[斜面上に設置する擁壁]

斜面上に擁壁を設置する場合には、図 3-16 のように擁壁基礎前端より擁壁の高さの $0.4H$ 以上で、かつ 1.5m 以上だけ土質に応じた勾配線 θ (表 3-7) より後退し、その部分は、コンクリート打ち等により風化侵食のおそれのないようにすること。

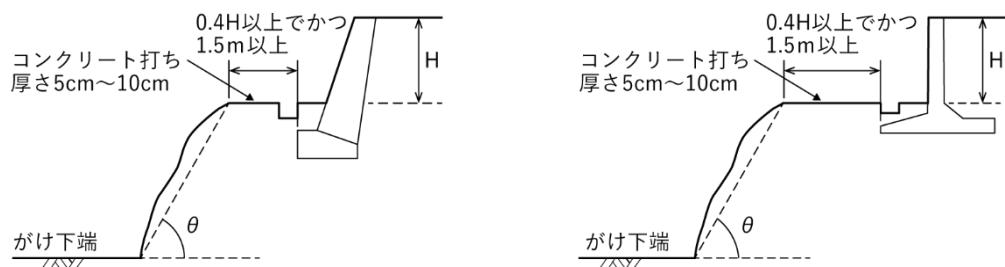


図 3-16 斜面上の擁壁の構造

表 3-7 土質別角度(θ)

背面土質	軟岩	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	盛土又は腐植土
角度 (θ)	60°	40°	35°	25°

[二段擁壁]

図 3-17 に示す擁壁で下記のいずれかに該当するものは、二段の擁壁（以下、「二段擁壁」という。）とみなします。

- ①表 3-7 の θ 角度以内に入っていない
- ② $0.4H$ 以上かつ 1.5m 以上の離隔がとれていない

二段擁壁となる場合は、下部の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう、上部擁壁の根入れ深さを深くする、又は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置してください。

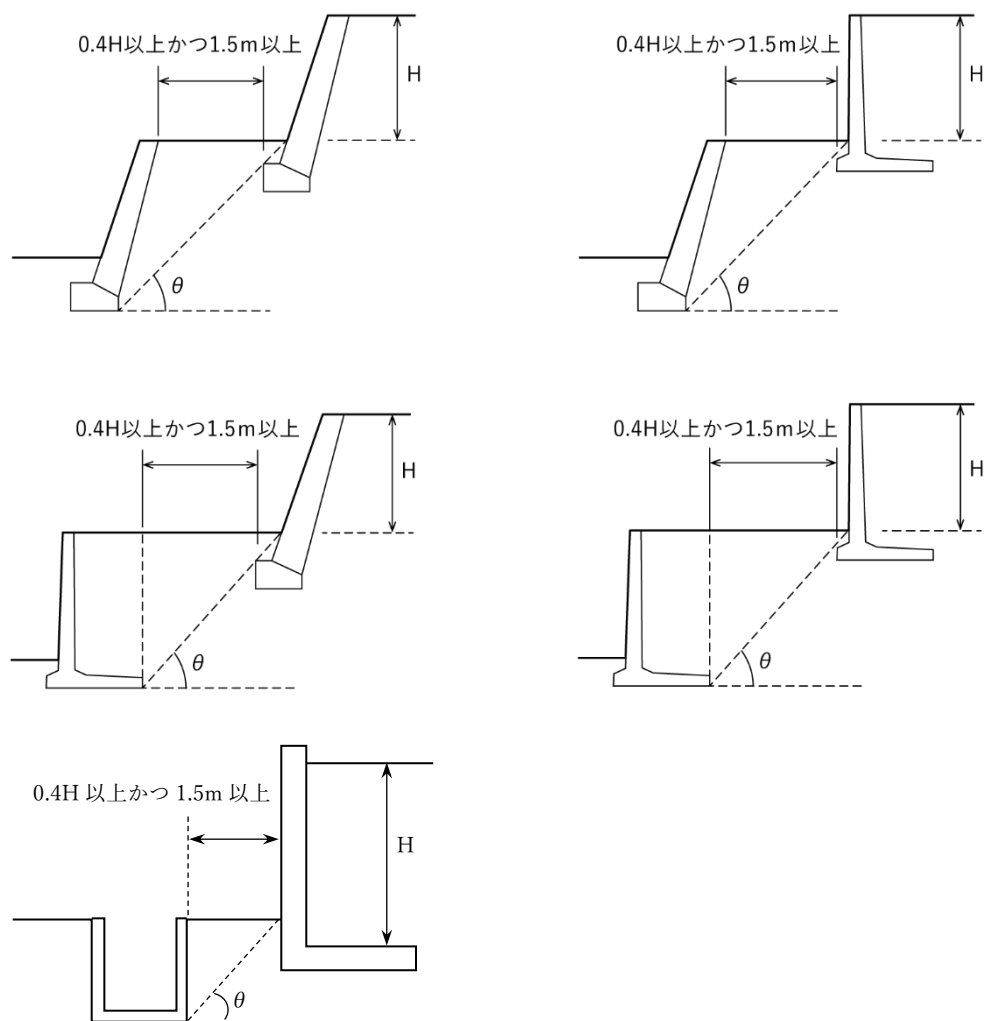


図 3-17 上部・下部擁壁を近接して設置する場合の考え方

8.4 擁壁の根入れ

【政令】

（練積み造の擁壁の構造）

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一～三 略

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第四（第十条、第三十条関係）

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	七十度を 七十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度を 七十度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	四十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度以下	三メートル以下	四十センチメートル以上
三メートルを超え四メートル以下	四十五センチメートル以上			
四メートルを超え五メートル以下	六十センチメートル以上			
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	七十度を 七十五度以下	二メートル以下	五十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	七十センチメートル以上
		六十五度を 七十度以下	二メートル以下	四十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	六十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	七十五センチメートル以上
		六十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	六十センチメートル以上
四メートルを超え五メートル以下	八十センチメートル以上			
第三種	その他の土質	七十度を 七十五度以下	二メートル以下	八十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	九十センチメートル以上
		六十五度を 七十度以下	二メートル以下	七十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	百五センチメートル以上
		六十五度以下	二メートル以下	七十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	九十五センチメートル以上
四メートルを超え五メートル以下	百二十センチメートル以上			

審査基準

図面等により、擁壁の種類に応じて、以下のとおり必要な根入れ深さが確保されていることを確認します。根入れ深さの考え方は、図 3-18 を参照してください。

水路等に近接して擁壁を設置する場合の考え方は、図 3-19 を参照してください。

[練積み擁壁]

擁壁の根入れは、35cm 以上かつ擁壁の高さの 15%以上を確保してください。

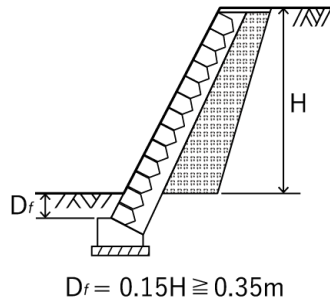


図 3-18 根入れ深さの考え方

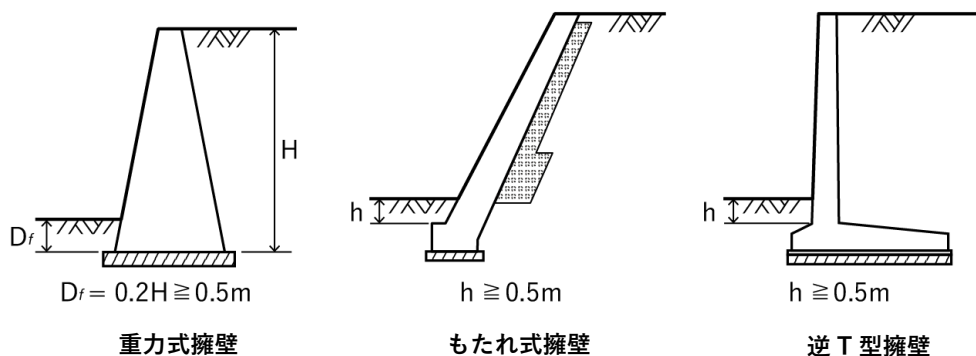
補足：岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂若しくは真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するものの以外の土質の場合は、45 cm以上かつ擁壁の高さの 20%以上の根入れが必要です。

[その他の擁壁]

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁の根入れ深さは、原則として 50 cm以上は確保してください。底版を有する形式の擁壁においては、底版厚さに 50 cm以上を加えた根入れ深さを確保してください。

ただし、地盤面をアスファルトもしくはコンクリートで覆う場合は、土砂の流出を防げるものとして、練積み擁壁の根入れ深さの考え方を適用してよいものとします。

中位の砂質地盤（N 値 10~30）において高さ 2.5m 以上の重力式擁壁を設ける場合には、擁壁高さの 0.2 倍以上の十分な根入れ深さを確保することが望ましいです。



[水路等に近接して擁壁を設置する場合]

水路、河川に近接して擁壁を設ける場合の根入れ深さは図 3-19 のとおり、河床を起点とする水平線と河川水路境界との交点から表 3-7 に掲げる土質に応じて引いた角度線からとるものとします。角度線と地盤面の交点よりも離して設置する場合は、根入れ深さは地盤面からとるものとします。

U 字溝に接する場合のみ、地盤面からの深さを根入れと考えることができます。

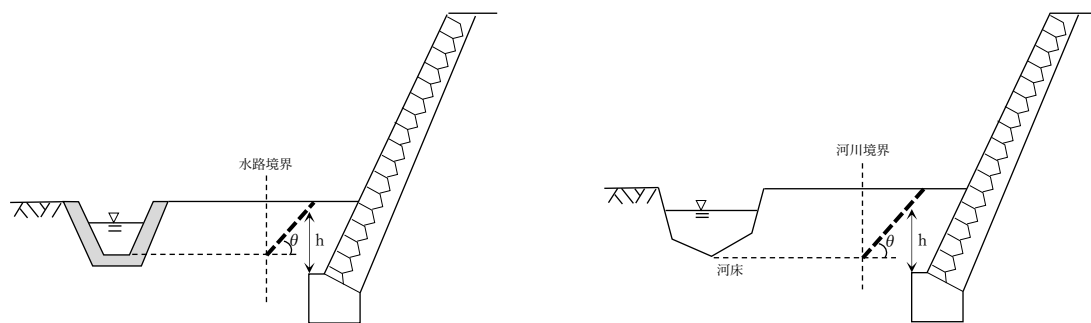


図 3-19 水路、河川に近接する場合の根入れ

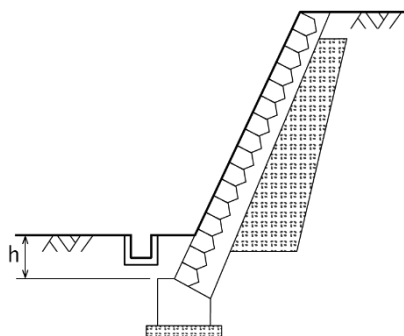


図 3-20 U字溝に近接する場合の根入れ

補足：根入れ深さの決定に当たっては、将来予想される地盤の洗堀や掘削の影響を考慮してください。

8.5 擁壁の設計

8.5.1 共通

【政令】

（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第十一条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条（第三項を除く。）、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

解説

義務設置擁壁については、政令で定める技術的基準のほか、建築基準法施行令に定める一部の規定に適合する必要があります。

8.5.2 練積み擁壁

【政令】

（練積み造の擁壁の構造）

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第四（第十条、第三十条関係）

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	七十度を 七十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度を 七十度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	四十五センチメートル以上
		六十五度以下	三メートルを超え四メートル以下	五十センチメートル以上
			三メートル以下	四十センチメートル以上
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	七十度を 七十五度以下	二メートル以下	五十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	七十センチメートル以上
		六十五度を 七十度以下	二メートル以下	四十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	六十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	七十五センチメートル以上
			二メートル以下	四十センチメートル以上
第三種	その他の土質	七十度を 七十五度以下	二メートル以下	八十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	九十センチメートル以上
		六十五度を 七十度以下	二メートル以下	七十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十五センチメートル以上
		六十五度以下	三メートルを超え四メートル以下	百五センチメートル以上
			二メートル以下	七十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	九十センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	百二十センチメートル以上

（定義等）

第一条 1～3 略

- 4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

解説

練積み擁壁は、その構造上の特徴から、安定計算による断面の設計は難しいため、政令で形状が定められています。

審査基準

図面等により、練積み擁壁の構造が政令で定める構造に適合していることを確認します。

[政令で定める構造]

- ・ 擁壁の形状が図 3-23 に定める形状に合致すること。
- ・ 組積材の控え長さが 30cm 以上であること。
- ・ 組積材がコンクリートにより一体化されていること。
- ・ 擁壁背面に有効な裏込めがされていること。

有効な裏込めとは、図 3-22 に示すものとしします。

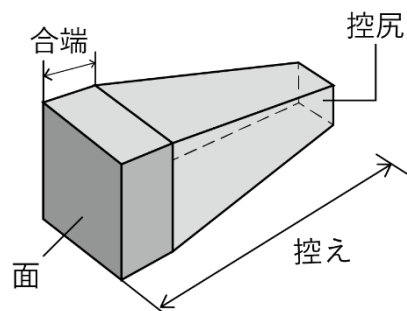


図 3-21 間知ブロックの各部名称

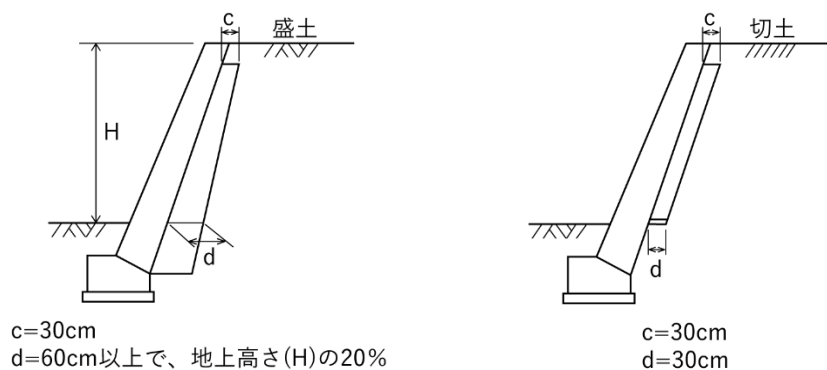


図 3-22 裏込め材の配置

補足：胴込め・裏込めに用いるコンクリートは 4 週圧縮強度 15N/mm² 以上とすることが望ましいです。

がけの 土質 擁壁 の勾配	第 1 種	第 2 種	第 3 種
	岩、岩屑、砂利又は砂 利混り砂	真砂土、関東ローム 硬質粘土その他これ らに類するもの	その他の土質
70° を超え75° 以下（約3分）			
65° を超え70° 以下（約4分）			
65° 以下（約5分）			

h：擁壁の高さ

図 3-23 練積み擁壁の形状

補足：練積み造擁壁は、5m 以下のものに限り使用できます。

また、水路や河川に接する場合や、前面に側溝を敷設する場合の根入れ深さの考え方については、「盛土等防災マニュアルの解説」を参照してください。

8.5.3 任意設置擁壁

【政令】

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの（第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第四百二十二条（同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

【建築基準法施行令】

(擁壁)

第四百二十二条 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条第一項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
- 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
- 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
- 四 次項において準用する規定（第七章の八（第三百三十六条の六を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
- 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

2 擁壁については、第三十六条の三、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十条（第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二並びに第七章の八（第三百三十六条の六を除く。）の規定を準用する。

解説

任意設置擁壁のうち、高さ2mを超えるものについては建築基準法施行令の規定を準用します。

審査基準

図面、書類等により、以下の基準に適合していることを確認します。擁壁の種類は、図 3-13 から選定してください。高さ 2m を超える任意設置擁壁は義務設置擁壁と同様に設計されているかを確認します。

補足：高さ 2m 以下の任意設置擁壁も義務設置擁壁と同様に設計することが望ましいです。

また、任意に設置する擁壁については、災害のおそれがないと認められる場合に限り、これ以外の構造形式を認めます。

8.6 構造細目

8.6.1 水抜穴及び透水層

【政令】

(擁壁の水抜穴)

第十二条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

解説

雨水、地下水によって擁壁の背面土の含水量が増加すると、背面土の単位体積重量が増加するとともに、土の粘着力が下がり強度が低下します。これを防止するため、水抜穴及び透水層を設ける必要があります。

審査基準

図面等により、水抜き穴及び透水層が適切に設置されていることを確認します。

[水抜穴の配置]

- ・ 3 m²に1箇所、千鳥式に配置する。
- ・ 擁壁の下部地表近く及び湧水等のある箇所に特に重点的に設ける。
- ・ 地盤面付近で地下水の流路に当たっている場合には、有効に水抜き穴を設けて地下水を排出する。

[水抜穴の構造]

- ・ 内径は、75mm 以上とする。
- ・ 排水方向に適当な勾配をとる。
- ・ 水抜き穴に使用する材料は、コンクリートの圧力でつぶれないものを使用する。
- ・ 水抜き穴の背後には、水抜き穴から流出しない程度の大きさの砂利等（吸い出し防止材を含む）を置き、砂利、砂、背面土等が流出しないよう配慮する。

[透水層]

- ・ 擁壁の背面の全面に透水層（碎石等）を設けること。碎石を用いる場合は、透水層の厚さ30cm 以上とする。
- ・ 透水層の最下部には、不透水層となる止水コンクリートを設ける。
- ・ 石油系素材の透水マットを透水層として使用してもよいが、対象は高さが5m 以下の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁に限る。ただし、高さが3m を超える擁壁に透水マットを用いる場合には、下部水抜き穴の位置に厚さ30cm 以上、高さ50cm 以上の砂利又は碎石の透水層を全長にわたり設置する。
- ・ 練積み擁壁については、透水マットを使用する場合でも裏込めを省略することはできません。

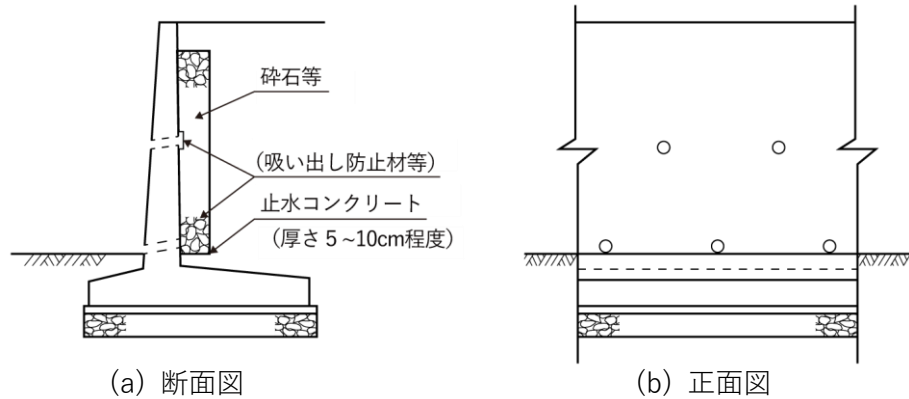


図 3-24 鉄筋コンクリート擁壁の断面図及び水抜穴設置図

補足：任意に設置する擁壁についても、擁壁の高さ、設置場所の状況等を勘案し、排水のための水抜穴を設置することが望ましいです。

8.6.2 コンクリート

【建築基準法施行令】

(コンクリートの強度)

第七十四条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- 一 四週圧縮強度は、一平方ミリメートルにつき十二ニュートン（軽量骨材を使用する場合においては、九ニュートン）以上であること。
- 二 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。
- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
- 3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

※政令第十条及び第十三条において準用

【建設省告示第 1102 号】

○建築基準法施行令第七十四条第一項第二号の規定に基づく設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリートの強度の基準及び同条第二項の規定に基づくコンクリートの強度試験（昭和 56 年 6 月 1 日）

第一 コンクリートの強度は、設計基準強度との関係において次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき構造耐力上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- 一 コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で現場水中養生又はこれに類する養生を行つたものについて強度試験を行つた場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。
- 二 コンクリートから切り取つたコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体について強度試験を行つた場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値に十分の七を乗じた数値以上であり、かつ、材齢が九十一日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。

第二 コンクリートの強度を求める強度試験は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 日本工業規格 A 一一〇八（コンクリートの圧縮強度試験方法）一一〇一二
- 二 日本工業規格 A 一一〇七（コンクリートからのコア及びはりの切取り方法及び強度試験方法）一二〇一二のうちコアの強度試験方法

解説

告示で定める基準に従って、鉄筋コンクリート部材中のコンクリートの発現強度が設計基準強度を上回ることが必要です。

4 週圧縮強度の確認は、以下のいずれかの方法によることが定められています。

- ① JISA1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）－2012
- ② JISA1107（コンクリートからのコア及びはりの切取り方法及び強度試験方法）－2012 のうちコアの強度試験方法

審査基準

市では、許可申請時に擁壁の設計書により設計基準強度を確認し、完了検査時に強度試験結果もしくは打設時の納入書を確認します。

8.6.3 鉄筋

【建築基準法施行令】

(鉄筋の継手及び定着)

第七十三条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。

一 柱及びはり（基礎ばりを除く。）の出すみ部分

二 煙突

2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の二十五倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。

3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前二項の規定を適用する場合には、これらの項中「二十五倍」とあるのは「三十倍」と、「四十倍」とあるのは「五十倍」とする。

(鉄筋のかぶり厚さ)

第七十九条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては二センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては三センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては四センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨てコンクリートの部分を除いて六センチメートル以上としなければならない。

2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

※政令第十条及び第十三条（第七十三条第二項を除く）において準用

審査基準

図面等により、擁壁に使用する鉄筋の構造を確認します。

鉄筋の継手長は、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の 25 倍以上とし、それ以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の 40 倍以上としてください（詳しくは JASS 5 2022 を参照して下さい）。

鉄筋の定着長は、建築基準法施行令第 73 条第 3 項に準じて 40 d 以上としてください。また、鉄筋を折り曲げて定着する場合の飲み込み深さ（折り曲げ定着の投影長さ）は、直交部材の部材長さの 1/2 以上で、できるだけ長くしてください（JASS 5 2022 では、15 d から 25 d の間で定められています）。

鉄筋のかぶり厚さは、土に接する部分は 4 cm（基礎にあつては、捨てコンクリートの部分を除いて 6cm 以上）以上とし、その他の部分は 3cm 以上としてください。

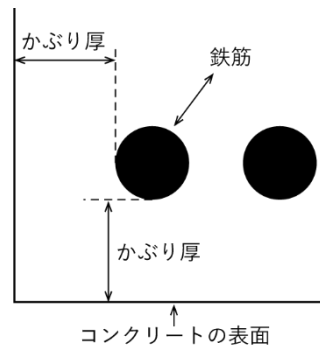


図 3-25 鉄筋のかぶり厚さ

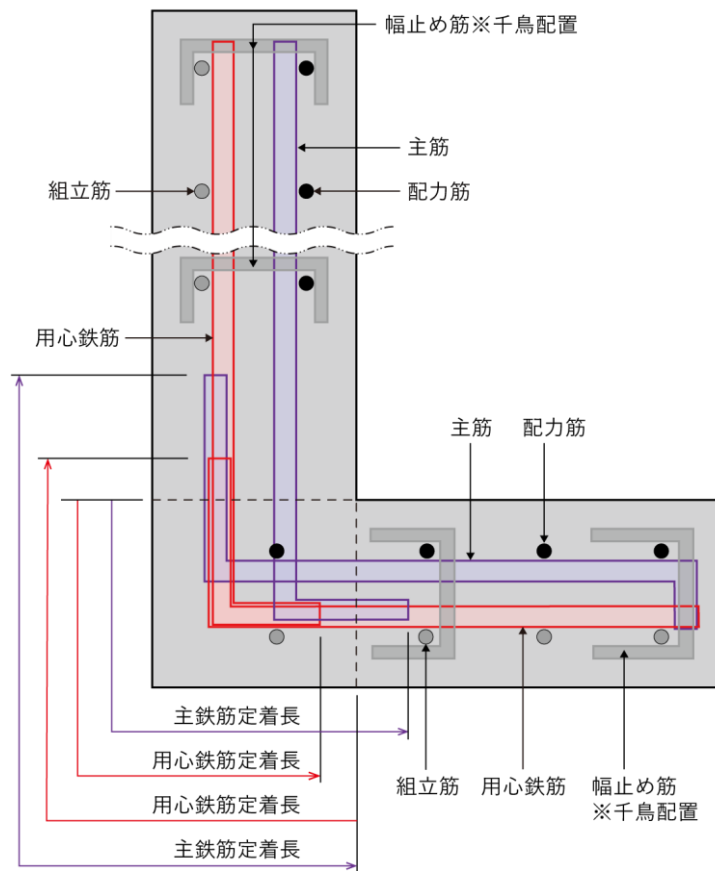


図 3-26 L型鉄筋コンクリート擁壁縦壁基部の配筋要領

補足：一般的に、鉄筋コンクリート造擁壁において用いる鉄筋には、①主鉄筋、②配力鉄筋、③用心鉄筋、④組立鉄筋があります。

①主鉄筋：断面に作用する曲げモーメントに直接抵抗するための鉄筋であり、原則として、構造計算に基づき鉄筋量を決定します。

②配力鉄筋：主筋どうしを結合して力を伝達し、主鉄筋の応力を均等化するための鉄筋です。

③用心鉄筋：設計外力に基づく構造計算には現れない内部応力に対して配筋するためのものです。

④組立鉄筋：コンクリート打設時に主鉄筋、配力鉄筋、用心鉄筋の、構造的に意味のある鉄筋を所定の位置に固定させるために用いる鉄筋です。

8.7 認定擁壁

【政令】

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

解説

認定擁壁については、政令に基づく技術的基準の適用はありません。

審査基準

図面、認定擁壁の仕様書等により、設計内容が使用しようとする擁壁の認定条件に適合していることを確認します。

[主な確認項目]

- ・ 積載荷重
- ・ 根入れ深さ
- ・ 背面土及び基礎地盤の土質
- ・ 形状寸法
- ・ 大地震対応（高さ 5m 超のもの）

第9章 鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計

9.1 要求性能

【政令】

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第十四条第二号ロにおいて「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。

四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

【建築基準法施行令】

(構造設計の原則)

第三十六条の三 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

解説

鉄筋コンクリート造等の擁壁については、土圧、水圧、自重及び積載荷重（土圧等）の影響により、擁壁が①破壊されない②転倒しない③滑らない④沈下しないことを確認する必要があります。

なお、高崎市では高さが5メートルを超える擁壁の場合は地震力による荷重を考慮することが必要です。

審査基準

構造計算書、図面等により、擁壁が以下に示す性能を有していることを確認します。具体的な照査方法については、9.3 以降を参照してください。

基礎杭を用いた場合は、基礎杭に生ずる応力が基礎杭の許容支持力を超えないことを確認します。

[安定性]

- 常時
- ・擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの 1.5 倍以上であること。
 - ・擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の 1.5 倍以上であること。
 - ・最大接地圧が、地盤の長期許容応力度以下であること。
- 大地震時
- ・擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの 1.0 倍以上であること。
 - ・擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の 1.0 倍以上であること。
 - ・最大接地圧が、地盤の極限支持力度以下であること。

表 3-8 安全率 (F_s) 等のまとめ

区 分	常時	中地震時	大地震時
転倒	1.5	—	1.0
滑動	1.5	—	1.0
支持力	3.0	—	1.0
部材応力	長期許容応力度	短期許容応力度	終局耐力（設計基準強度及び基準強度）

補足：地震力による荷重を考慮することが必須の擁壁以外についても、崩壊時の影響や復旧の困難性を踏まえ、必要に応じて地震時の検討を行うことが望ましい。

[部材の応力度]

- 常時
- 擁壁躯体の各部に作用する応力度が、材料の長期許容応力度以内に収まっていること。
- 中地震時
- 擁壁躯体の各部に作用する応力度が、材料の短期許容応力度以内に収まっていること。
- 大地震時
- 擁壁躯体の各部に作用する応力度が、終局耐力（設計基準強度及び基準強度）以内に収まっていること。

9.2 設計定数

【政令】

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

一～四 略

2 略

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 略

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

別表第二

土質	単位体積重量（一立方メートルにつき）	土圧係数
砂利又は砂	一・八トン	〇・三五
砂質土	一・七トン	〇・四〇
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	一・六トン	〇・五〇

別表第三（第九条、第三十条、第三十五条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	〇・五
砂質土	〇・四
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土 （擁壁の基礎底面から少なくとも十五センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	〇・三

審査基準

構造計算書、図面等により、擁壁の構造計算に用いる設計定数が適切であることを確認します。設計定数の設定方法については以下に示すとおりです。

[背面土]

- 単位体積重量 γ 、内部摩擦角 ϕ 及び粘着力 c については、使用する材料により土質試験を行い求めること。
- 土質試験を行わない場合は、表 3-9 に示す単位体積重量及び土圧係数を使用してよいが、土圧係数については積載荷重 5kN/m^2 程度を見込んだものであるため、原則としてクーロンの土圧公式により算出した値を使用し、積載荷重は 10kN/m^2 を見込むものとする。また内部摩擦角及び粘着力については高さ 8m 以下の擁壁の場合は表 3-10 に示す数値を使用してもよい。

表 3-9 単位体積重量と土圧係数（政令別表第二）

土質	単位体積重量 (kN/m^3)	土圧係数
砂利又は砂	18	0.35
砂質土	17	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	16	0.50

表 3-10 内部摩擦角と粘着力

土質	内部摩擦角 (ϕ)	粘着力 (c) (注 2)
礫質土	35°	—
砂質土 (注 1)	30°	—
粘性土 (ただし WL<50%)	25°	—

注 1) 細粒分が少ない砂は礫質土の値を用いることができます。

注 2) 土質定数を上表から推定する場合は、粘着力 c を無視します。

参考：道路土工 擁壁工指針 ((社) 日本道路協会、平成 24 年 7 月)

[基礎地盤]

- ・ 底版と基礎地盤の間の付着力 C_B は考慮せず、 $C_B=0$ と設定してください。
- ・ 摩擦係数 μ については、土質試験結果から以下の式により求めてください。土質試験を行わない場合は、表 3-11 に示す数値を使用してください。

$$\text{摩擦係数 } \mu = \tan \phi_B$$

ϕ_B : 基礎地盤の内部摩擦角

- ・ 基礎地盤が土の場合に、摩擦係数は 0.6 を超えないこととしてください。

表 3-11 基礎地盤と摩擦係数 (政令別表第三)

基礎地盤の土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土 (擁壁の基礎底面から少なくとも 15cm までの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	0.3

[積載荷重]

- ・ 積載荷重については、実状に応じて適切に設定を行ってください。木造二階建て住宅の場合は 10kN/m^2 程度を見込むのが一般的とされていることや、将来的に土地利用が転換される可能性があることをふまえ、 10kN/m^2 以上とすることを原則とします。
- ・ 建築物及び工作物の積載荷重は、固定荷重として常時及び地震時ともに同じ値を用いてください。

[自重]

- ・ 鉄筋コンクリートの単位体積重量は、実況に応じた値又は 24.5kN/m^3 として計算してください。
- ・ 片持ばり式擁壁の自重については、躯体重量のほか、かかと版上の載荷土を躯体の一部とみなし土の重量を含めてください。

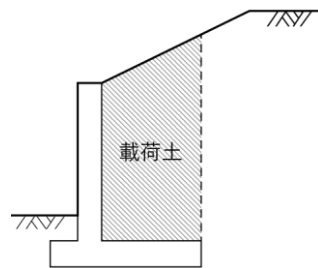


図 3-27 載荷土

[地震時の荷重]

- ・ 設計時に用いる地震時荷重は、①地震時土圧による荷重又は②擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち、いずれか大きい方としてください。
- ・ 政令の別表第二及び第三を用いる場合は、擁壁の自重に起因する地震時慣性力と別表第二の土圧係数を用いるものとします。
- ・ 設計に用いる設計水平震度 K_h は 0.25 以上としてください。

補足：本項の土質定数は、地耐力の算定には使用できません。

9.3 土圧の算定

9.3.1 土圧の作用面と壁面摩擦角

- ・ 土圧の作用面は、原則として躯体コンクリート背面とし、片持ばり式の場合には、安定性の検討を行う場合のみ仮想背面に作用するものとしてください。
- ・ 土圧の作用位置は、土圧分布下端より分布高さ H の $1/3$ としてください。
- ・ 壁面摩擦角 δ は、表 3-12 に示すところにより決定してください。

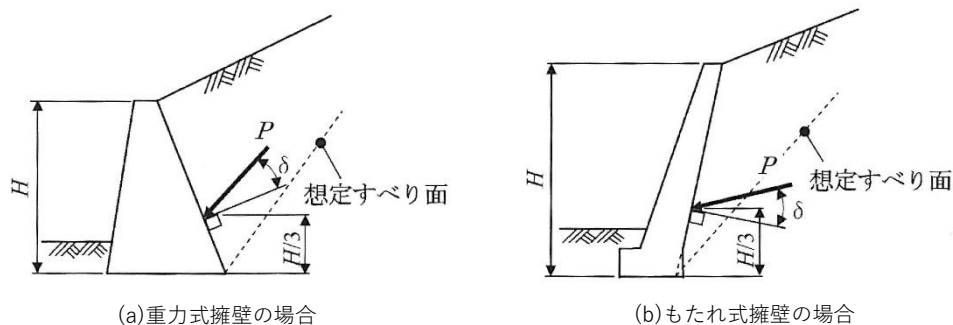


図 3-28 土圧作用面（重力式擁壁等）

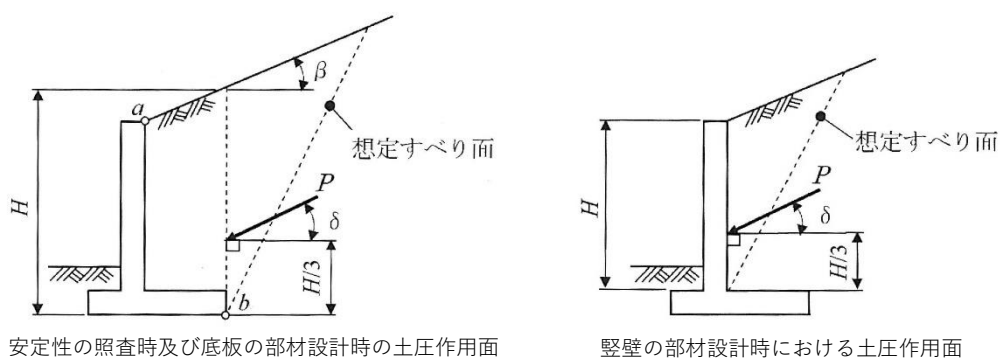


図 3-29 土圧作用面（片持ばり式）

表 3-12 壁面摩擦角

擁壁の種類	検討項目	土圧作用面の状態	壁面摩擦角	
			常時 δ	地震時 δ_E
重力式等	安定性	土とコンクリート	$2\phi/3$	$\phi/2$
	部材応力			
片持ばり式等	安定性	土と土	β' (表 3-13参照)	式による
	部材応力	土とコンクリート	$2\phi/3$	$\phi/2$

ϕ ：裏込め土のせん断抵抗角

※ $\beta' > \phi$ のときは、 $\delta = \phi$ とします。

※透水マットを使用する場合には、 $2\phi/3$ を $\phi/2$ とします。

※想定する滑り土塊の範囲内の法面勾配が一樣か否かで判断します。

表 3-13 仮想背面を想定した場合の壁面摩擦角 β' の設定法

背後の法面勾配	β'
一様な場合	法面勾配 β (図 3-29 参照) (水平の場合は 0)
変化する場合	仮定したすべり線と上部平面の交点から法肩までの距離を二分した点と仮想背面と法面の交点を結んだ線と水平面の勾配 (図 3-30 参照)

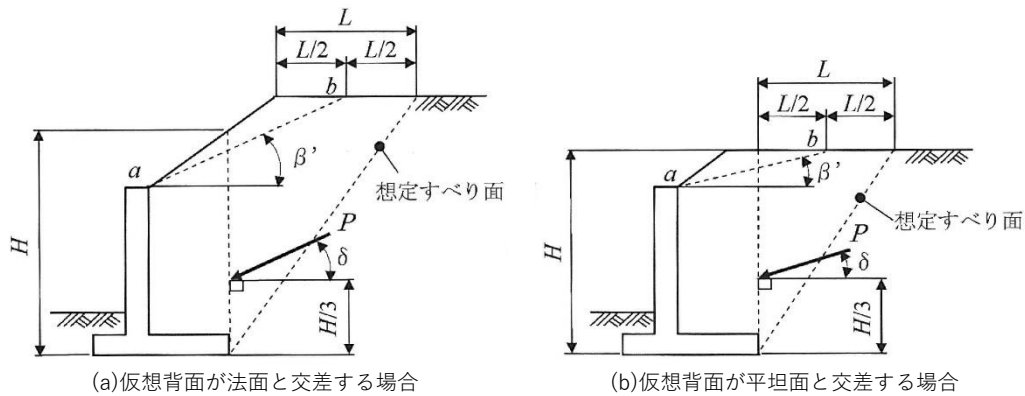


図 3-30 背後の法面形状が変化する場合の β' の設定方法

[仮想背面に土圧を作用させる場合の地震時の壁面摩擦角]

地震時の壁面摩擦角 δ_E は次の式により求めます。

$$\tan \delta_E = \frac{\sin \phi \cdot \sin(\theta + \Delta - \beta')}{1 - \sin \phi \cdot \cos(\theta + \Delta - \beta')}$$

$$\sin \Delta = \frac{\sin(\beta' + \theta)}{\sin \phi}$$

ただし、 $\beta' + \theta \geq \phi$ となるときは、 $\delta_E = \phi$ とします。

δ_E : 壁面摩擦角 (°)

ϕ : 土の内部摩擦角 (°)

β' : 通常時の壁面摩擦角 (°)

θ : 地震合成角 (°) = $\tan^{-1} K_h$

K_h : 設計水平震度

9.3.2 主働土圧

主働土圧の算定は、試行くさび法又はクーロンの土圧公式により行ってください。

[試行くさび法による算出]

以下の式により、 ω を変化させて最大となる P を求める。最大となるときの P が主働土圧の合力 P_A となります。

$$P = \frac{W \cdot \sin(\omega - \phi)}{\cos(\omega - \phi - \alpha - \delta)}$$

- P : 主働土圧合力 (kN/m)
 W : くさび重量 (積載荷重を含む) (kN/m)
 ω : 滑り面が水平面に対してなす角度 (°)
 ϕ : 土の内部摩擦角 (°)
 α : 宅地擁壁背面の鉛直面のなす角度 (°)
 δ : 壁面摩擦角 (°)

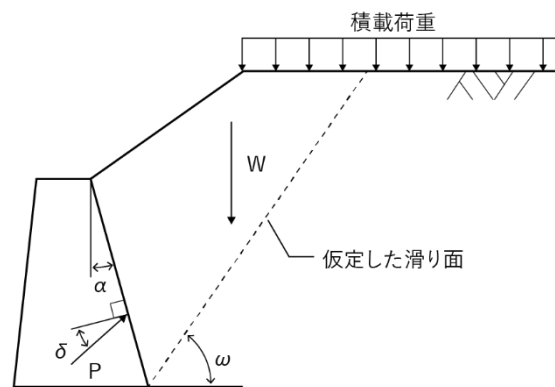


図 3-31 試行くさび法

※道路土工 擁壁工指針 ((社) 日本道路協会、平成 24 年 7 月、) 一部加工

[クーロンの土圧公式による算出]

以下の式により、擁壁の単位幅あたりに作用する主働土圧の合力を求めます。

$$P_A = \frac{1}{2} K_A \cdot \gamma \cdot (H + h)^2$$

$$K_A = \frac{\cos^2(\phi - \alpha)}{\cos^2 \alpha \cdot \cos(\alpha + \delta) \left\{ 1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi + \delta) \cdot \sin(\phi - \beta)}{\cos(\alpha + \delta) \cdot \cos(\alpha - \beta)}} \right\}^2}$$

P_A : 全主働土圧 (kN/m)

K_A : 主働土圧係数

γ : 裏込め土の単位体積重量 (kN/m³)

H : 宅地擁壁高さ (ただし、仮想背面を考える場合はその高さ) (m)

h : 積載荷重による換算高さ (= q/γ) (m)

q : 積載荷重 (kN/m²)

ϕ : 土の内部摩擦角 (°)

α : 宅地擁壁背面と鉛直面とのなす角 (°)

δ : 壁面摩擦角 (°)

β : 地表面と水平面のなす角 (°)

補足：クーロンの土圧公式は、擁壁背面の盛土形状が一様な場合で裏込め土の粘着力がない場合に適用可能です。また、 $\phi < \beta$ の場合も適用できません。

9.3.3 受働土圧

擁壁前面の埋戻し土による受働土圧は考慮しないこととします。地震時の検討においても同様です。

9.3.4 地震時土圧

[試行くさび法による算出]

以下の式により、地震時の主働土圧合力を求めます。

① 粘着力を考慮しない場合

$$P_{EA} = \frac{\sin(\omega_{EA} - \phi + \theta)W}{\cos(\omega_{EA} - \phi - \alpha - \delta) \cos \theta}$$

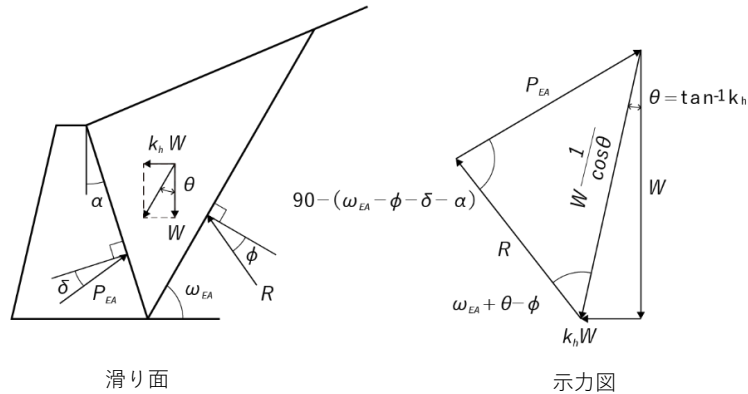


図 3-32 地震時主働土圧の考え方

参考：道路土工 擁壁工指針（（社）日本道路協会、平成 24 年 7 月）及び建築基礎構造設計指針（（一社）日本建築学会、2019 年 11 月）

② 粘着力を有する場合

$$P_{EA} = \frac{W \sec \theta \sin(\omega_{EA} - \phi + \theta) - cl \cos \phi}{\cos(\omega_{EA} - \phi - \alpha - \delta)}$$

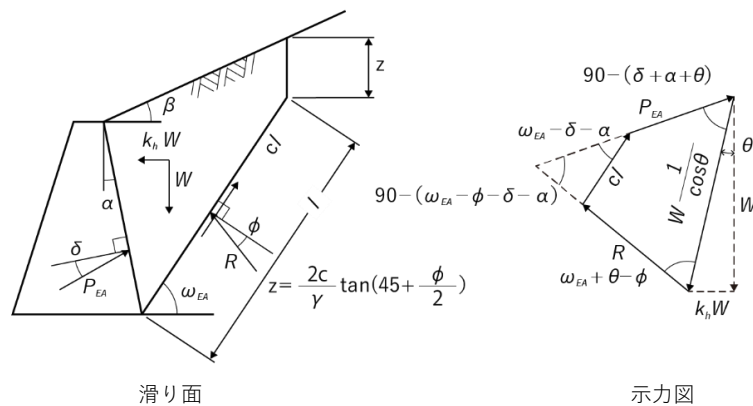


図 3-33 裏込め土が粘着力を有する場合の地震時主働土圧

P_E : 地震時主働土圧合力 (kN/m)

W : 土くさびの重量 (kN/m)

ω_{EA} : 地震時の主働すべり角 (°)

θ : 地震合成角 (°) $\theta = \tan^{-1} k_h$

c : 粘着力 (kN/m²)

l : 仮定した滑り面の長さ (m)

- α : 擁壁背面と鉛直面のなす角 (°)
 δ : 壁面摩擦角 (°)
 β' : 擁壁背面の盛土の傾斜角 (°) (表 3-13 参照)
 z : 粘着高(m)

$$z = \frac{2c}{\gamma} \cdot \tan\left(45^\circ + \frac{\phi}{2}\right)$$

 γ : 擁壁背面土の単位体積重量 (kN/m³)
 ϕ : 土の内部摩擦角 (°)
 k_h : 設計水平震度

参考：建築基礎構造設計指針（（一社）日本建築学会、2019 年 11 月）

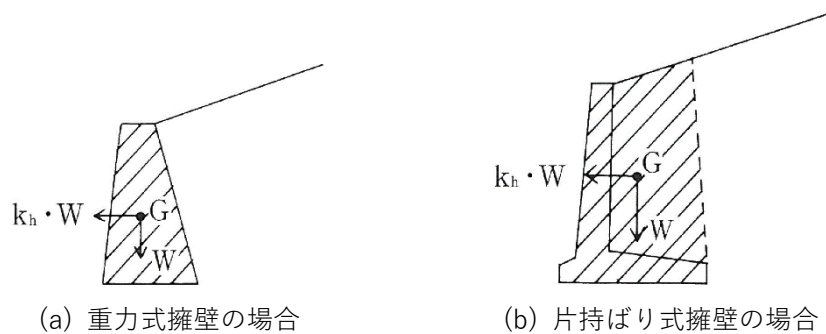


図 3-34 地震時慣性力の考え方

参考：建築基礎構造設計指針（（一社）日本建築学会、2019 年 11 月）

[岡部・物部式による算出]

以下の式により、擁壁の単位幅当たりに作用する地震時主働土圧合力 P_{EA} を求めます。

$$P_{EA} = \frac{1}{2} K_{EA} \cdot \gamma \cdot (H + h)^2$$

$$K_{EA} = \frac{\cos^2(\phi - \alpha - \theta)}{\cos \theta \cdot \cos^2 \alpha \cdot \cos(\delta + \alpha + \theta) \left\{ 1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi + \delta) \cdot \sin(\phi - \beta - \theta)}{\cos(\alpha - \beta) \cdot \cos(\delta + \alpha + \theta)}} \right\}^2}$$

- P_{EA} : 地震時全主働土圧 (kN/m)
 K_{EA} : 地震時主働土圧係数
 γ : 擁壁背面土の単位体積重量 (kN/m³)
 H : 宅地擁壁高さ (ただし、仮想背面を考える場合はその高さ) (m)
 h : 積載荷重による換算高さ (= q/γ) (m)
 q : 積載荷重 (kN/m²)
 ϕ : 土の内部摩擦角 (°)

- α : 宅地擁壁背面と鉛直面とのなす角 (°)
- δ : 壁面摩擦角 (°)
- β : 地表面と水平面のなす角 (°)
- θ : 地震合成角 (°) $\theta = \tan^{-1}k_h$

9.4 安定性

9.4.1 転倒に対する検討

以下の式により、転倒に対する安全率の確認を行ってください。

$$F_s = \frac{\text{抵抗モーメント}}{\text{転倒モーメント}} = \frac{M_r}{M_o} = \frac{\sum V_i \cdot \alpha_i}{\sum H_i \cdot b_i}$$

F_s : 安全率

M_r : 擁壁底面のつま先（o 点）回りの抵抗モーメント（kN・m/m）

M_o : 擁壁底面のつま先（o 点）回りの転倒モーメント（kN・m/m）

V_i : 擁壁に作用する各荷重の鉛直成分（kN/m）

α_i : 擁壁底面のつま先（o 点）から各荷重の鉛直成分 V_i の作用位置までの水平距離（m）

H_i : 擁壁に作用する各荷重の水平成分（kN/m）

b_i : 擁壁底面のつま先（o 点）から各荷重の水平成分 H_i の作用位置までの鉛直距離（m）

9.4.2 滑動に対する検討

以下の式により、滑動に対する安全率の確認を行ってください。

$$F_s = \frac{\text{滑動に対する抵抗力}}{\text{滑動力}} = \frac{R_v \cdot \mu + C_B \cdot B}{R_H}$$

F_s : 安全率

R_v : 基礎底面における全鉛直荷重（kN/m）

R_H : 基礎底面における全水平荷重（kN/m）

μ : 基礎底面と基礎地盤の間の摩擦係数

C_B : 基礎底版と基礎地盤の間の粘着力（kN/m）

B : 基礎底版幅（m）

補足：前面受動土圧は原則として考慮しないこととします。ただし、地形条件の制約等により底版幅を変更して目標安全率を確保することが困難な場合において、やむを得ず考慮する場合は、基礎の根入れの深さを大きくするなどの対応を検討してください。

9.4.3 沈下に対する検討

以下の式により、沈下に対する安全率の確認を行ってください。

$$\left. \begin{matrix} q_1 \\ q_2 \end{matrix} \right\} \leq q_a = \frac{q_u}{F_s}$$

- q_a : 地盤の許容支持力度 (kN/m²)
 q_u : 地盤の極限支持力度 (kN/m²)
 F_s : 地盤の支持力に対する安全率 (m)

q_1 及び q_2 の算出については、合力の作用点により適用する式が異なります。あらかじめ作用点の確認を行った上で、対応する方法により確認を行ってください。

[合力の作用点の確認方法]

以下の式により、合力の作用点の確認を行ってください。

擁壁底版つま先から合力作用点までの距離

$$d = \frac{M_r - M_o}{V_o} = \frac{\sum V_i \cdot a_i - \sum H_i \cdot b_i}{\sum V_i}$$

- M_r : 擁壁底面のつま先 (o 点) 回りの抵抗モーメント (kN・m/m) で各荷重の鉛直成分におけるモーメント $V_i \cdot a_i$ の合計値
 M_o : 擁壁底面のつま先 (o 点) 回りの転倒モーメント (kN・m/m) で各荷重の水平成分におけるモーメント $H_i \cdot b_i$ の合計値
 V_o : 擁壁底面における全鉛直荷重 (kN/m) で各荷重の鉛直成分 V_i の合計値
 V_i : 擁壁に作用する各荷重の鉛直成分 (kN/m)
 a_i : 擁壁底面のつま先 (o 点) から各荷重の鉛直成分 V_i の作用位置までの水平距離 (m)
 H_i : 擁壁に作用する各荷重の水平成分 (kN/m)
 b_i : 擁壁底面のつま先 (o 点) から各荷重の水平成分 H_i の作用位置までの鉛直距離 (m)

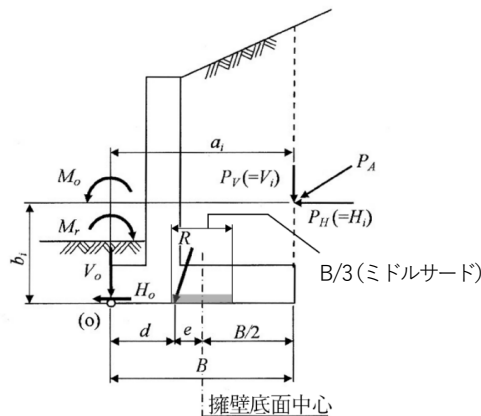


図 3-35 合力作用位置の求め方

参考：道路土工 擁壁工指針 ((社) 日本道路協会、平成 24 年 7 月)

[作用点が底版中央より前方にある場合]

① 合力作用点が擁壁底面幅中央の $B/3$ の範囲にある場合

$$q_1 = \frac{V_o}{B} \cdot \left(1 + \frac{6e}{B}\right)$$

$$q_2 = \frac{V_o}{B} \cdot \left(1 - \frac{6e}{B}\right)$$

② 合力作用点が擁壁底面幅中央の $B/3$ から $2B/3$ の範囲にある場合

$$q_1 = \frac{2V_o}{3d}$$

V_o : 擁壁底面における全鉛直荷重 (kN/m) で、擁壁に作用する各荷重の鉛直成分の合計値

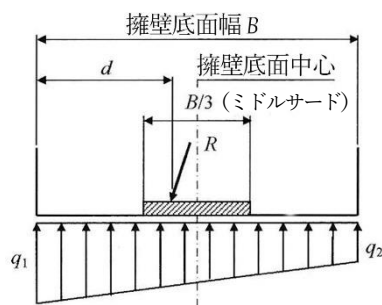
q_1 : 擁壁の底面前部における地盤反力度 (kN/m²)

q_2 : 擁壁の底面後部における地盤反力度 (kN/m²)

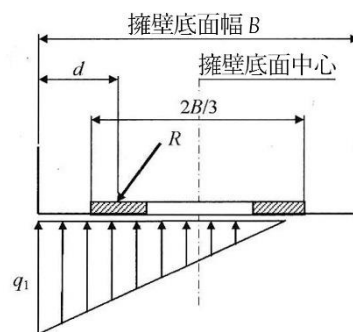
e : 擁壁底面の中央から荷重の合力の作用位置までの偏心距離 (m)

d : 擁壁底面のつま先 (o 点) から荷重の合力作用位置までの距離 (m)

B : 擁壁底面幅 (m)



(a) 荷重の合力 R の作用位置が擁壁底面幅中央の $B/3$ の範囲にある場合 (台形分布)



(b) 荷重の合力 R の作用位置が擁壁底面幅中央の $B/3$ から $2B/3$ の範囲にある場合 (三角形分布)

図 3-36 地盤反力度の求め方

参考：道路土工 擁壁工指針 ((社) 日本道路協会、平成 24 年 7 月)

[作用点が底版中央より後方にある場合]

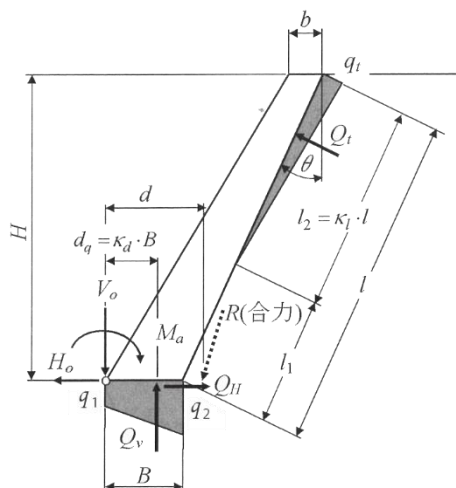


図 3-37 地盤反力係数法 (簡便法)

参考：道路土工 擁壁工指針 ((社) 日本道路協会、平成 24 年 7 月)

$$Q_t = \frac{M_a - k_d \cdot B \cdot V_o}{B \cdot \sin \theta (1 - k_d) + l \left(1 - \frac{k_l}{3} \right)}$$

$$Q_v = V_o - Q_t \cdot \sin \theta, \quad Q_H = H_o + Q_t \cdot \cos \theta$$

$$q_1 = \frac{2Q_v(2 - 3k_d)}{B}, \quad q_2 = \frac{2Q_v(3k_d - 1)}{B},$$

$$q_t = \frac{2Q_t}{k_l \cdot l'}$$

V_o : 擁壁底面における全鉛直荷重 (kN/m)

H_o : 擁壁底面における全水平荷重 (kN/m)

M_a : 擁壁底面のつま先回りの作用モーメント (kN・m/m) ($M_a = M_r - M_o$)

M_r : 擁壁底面のつま先回りの抵抗モーメント (kN・m/m)

M_o : 擁壁底面のつま先回りの転倒モーメント (kN・m/m)

H : 擁壁高 (m)

B : 擁壁底面幅 (m)

l : 壁面長 (m)

θ : 壁面傾斜角 (°)

d : 擁壁底面のつま先から合力 R の作用位置までの距離 (m)

$$d = \frac{M_a}{V_o}$$

補足：もたれ式擁壁等は、壁が後方へ傾斜しているため、主働土圧によるモーメントに比べて自重によるモーメントが卓越します。重力式擁壁と同様な方法で安定計算を行うと、壁面の地盤反力を考慮に入れていないため、荷重の合力が擁壁底面そのものから後方へ外れることがあります。

- Q_v : 擁壁底面に発生する鉛直地盤反力 (kN/m)
 Q_H : 擁壁底面に発生する水平地盤反力 (kN/m)
 Q_t : 擁壁背面に発生する壁面地盤反力 (kN/m) ($d \geq k_d \cdot B$ の時は、 $Q_t = 0$)
 q_1 : 擁壁底面の前方に発生する鉛直地盤反力度 (kN/m²)
 q_2 : 擁壁底面の後方に発生する鉛直地盤反力度 (kN/m²)
 q_t : 擁壁背面に発生する最大壁面地盤反力度 (kN/m²)
 d_q : 擁壁底面のつま先からの鉛直地盤反力の作用位置 (m)
 l_1 : 擁壁底面から壁面地盤反力度が発生する位置までの区間長 (m)
 l_2 : 壁面地盤反力度が発生する区間長 (m)
 k_1 : 壁面地盤反力度が発生する区間長 l_2 と擁壁壁面長 l との比 ($k_1 = l_2/l$)
 k_d : 壁面底面のつま先から鉛直地盤反力の作用位置 d_q と擁壁底面幅 B との比
($k_d = d_q/B$)

表 3-14 「簡便法」に用いる係数 k_1 、 k_d の値

荷重状態 係数	自重のみの場合	荷重組合せに土圧や地震時慣性力などを考慮する場合		
背面勾配	—	1:0.3	1:0.4	1:0.5
$k_1 = l_2/l$	1.00	0.50	0.60	0.70
$k_d = d_q/B$	0.58	0.56		

9.5 部材の応力

【政令】

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一〜四 略

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二〜四 略

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 略

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

【建築基準法施行令】

(鋼材等)

第九十条 鋼材等の許容応力度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

表一

種類	許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
		圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
略									
この表において、F は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。									

表二

種類	許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
		圧縮	引張り		圧縮	引張り	
			せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸鋼		F／1.5（当該数値が一五五を超える場合には、一五五）	F／1.5（当該数値が一五五を超える場合には、一五五）	F／1.5（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	F	F	F（当該数値が二九五を超える場合には、二九五）
異形鉄筋	径二十八ミリメートル以下のもの	F／1.5（当該数値が二一五を超える場合には、二一五）	F／1.5（当該数値が二一五を超える場合には、二一五）	F／1.5（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	F	F	F（当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇）
	径二十八ミリメートルを超えるもの	F／1.5（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	F／1.5（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	F／1.5（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	F	F	F（当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇）
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網		—	F／1.5	F／1.5	—	F（ただし、床版に用いる場合に限る。）	F
この表において、Fは、表一に規定する基準強度を表すものとする。							

(コンクリート)

第九十一条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
F／3	F／30 (F が二を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)	〇・七（軽量骨材を使用するものにあつては、〇・六）	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の二倍 (F が二を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)とする。				
この表において、F は、設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。							

【建設省告示第千四百五十号】

コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件（平成 12 年 5 月 31 日）

第二 令第九十一条第一項に規定する設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十一ニュートンを超えるコンクリートの長期に生ずる力に対する引張り及びせん断の各許容応力度は、設計基準強度に応じて次の式により算出した数値とする。ただし、実験によってコンクリートの引張又はせん断強度を確認した場合においては、当該強度にそれぞれ三分の一を乗じた数値とすることができる。

$$F_s = 0.49 + (F/100)$$

(この式において、 F_s 及び F は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

F_s コンクリートの長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

F 設計基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン))

【建設省告示第 2464 号】

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件 (平成 12 年 12 月 26 日)

第一 鋼材等の許容応力度の基準強度

一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

鋼材等の種類及び品質		基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
(略)		(略)
異形鉄筋	SDR二三五	二三五
	SD二九五A	二九五
	SD二九五B	
	SD三四五	三四五
	SD三九〇	三九〇
(略)		(略)
この表において、(略) SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇は、JIS G三一一二 (鉄筋コンクリート用棒鋼) 一一九八七に定める(略) SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇を、(略) それぞれ表すものとする。(略)		

解説

縦壁、つま先版、かかと版に生じるコンクリートの圧縮応力及びせん断応力度、鉄筋の引張応力度について照査を行ってください。

審査基準

鉄筋は、SD295A、SD295B 又は SD345 の異形鉄筋を用いることとし、許容応力度は表 3-15 の数値を用いてください。

鉄筋の定着長は、建築基準法施行令第 73 条第 3 項に準じて 40d 以上としてください。また、鉄筋を折り曲げて定着する場合の飲み込み長さ (折り曲げ定着の投影長さ) は、直交部材の部材長さの 1/2 以上で、できるだけ長くしてください (JASS5 2022 では、15d から 25d の間で定められています。)

表 3-15 鉄筋の許容応力度

鉄筋の種類	長期に生じる力に対する許容応力度 (N/mm ²)			短期に生じる力に対する許容応力度 (N/mm ²)		
	圧縮	引張		圧縮	引張	
		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
SD295A SD295B	196	196	195	295	295	295
SD345	215	215	195	345	345	345

コンクリートの許容応力度は表 3-16 の数値によります。なお、軽量コンクリートは使用しないこととします。

表 3-16 コンクリートの許容応力度

長期に生じる力に対する許容応力度 (N/mm ²)				短期に生じる力に対する許容応力度 (N/mm ²)			
圧縮	引張	せん断	付着	圧縮	引張	せん断	付着
F/3	F/30 ※Fが21を超える場合は、 $0.49 + \left(\frac{F}{100}\right)$		0.7	圧縮、引張、せん断、付着それぞれの長期許容応 力度の 2 倍			
F は設計基準強度 (N/mm ²) を表す。							

※実験によって引張またはせん断強度を確認した場合においては、当該強度にそれぞれ三分の一を乗じた数値とすることができる。

[堅壁の照査]

- ・ 片持ばり式擁壁の堅壁の照査に用いる荷重は、図 3-38 に示すとおりとします。
- ・ 主働土圧の鉛直成分及び堅壁の自重は、無視してよいこととします。
- ・ 堅壁は、底版との結合部を固定端とする片持ばりとして照査してください。

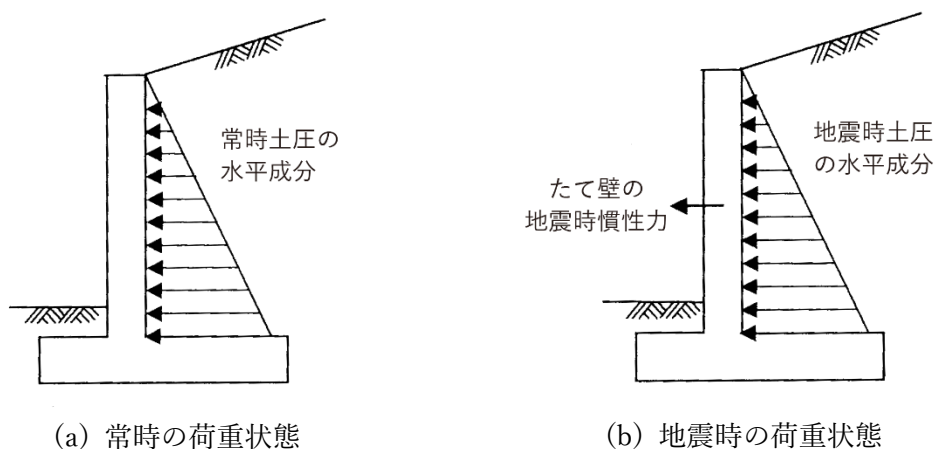


図 3-38 堅壁の断面計算における荷重状態

参考：道路土工 擁壁工指針（（社）日本道路協会、平成 24 年 7 月）

[つま先版の照査]

- ・ つま先版上の土砂等の荷重は無視してよいこととします。
- ・ つま先版は、堅壁との結合部を固定端とする片持ばりとして照査します。
- ・ 曲げモーメントに対する照査は、図 3-39 に示すとおり、堅壁の前面位置において行ってください。
- ・ せん断力に対する照査は、堅壁の前面から底版厚さの 1/2 離れた位置（図 3-40 に示す A-A 断面）において行ってください。ハンチやテーパのない擁壁の場合には、曲げモーメントと同じ位置で照査してよいこととします。

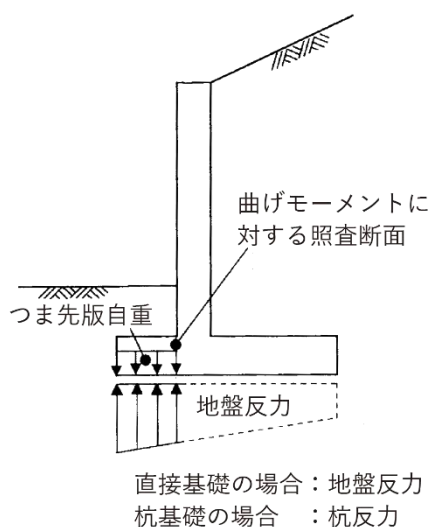


図 3-39 つま先版に作用する荷重

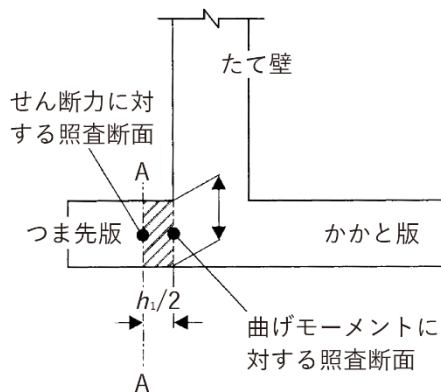


図 3-40 つま先版のせん断力を照査する断面

参考：道路土工 擁壁工指針（（社）日本道路協会、平成 24 年 7 月）

[かかと版の照査]

- ・ 曲げモーメントに対する照査は、図 3-42 に示すとおり、堅壁の背面位置において行ってください。
- ・ せん断力に対する照査は、堅壁の背面から底版厚さの 1/2 離れた位置（図 3-42 に示す B-B 断面）において行ってください。ハンチやテーパのない擁壁の場合には、曲げモーメントと同じ位置で照査してよいこととします。
- ・ かかと版付け根の曲げモーメント M_3 （図 3-43）が堅壁付け根の曲げモーメント M_1 より大きくなる場合（ $M_3 > M_1$ ）、部材設計に用いるかかと版付け根の曲げモーメントは、堅壁付け根の曲げモーメントを用い $M_3 = M_1$ とし、堅壁付け根における曲げモーメント M_1 を超えないものとします。

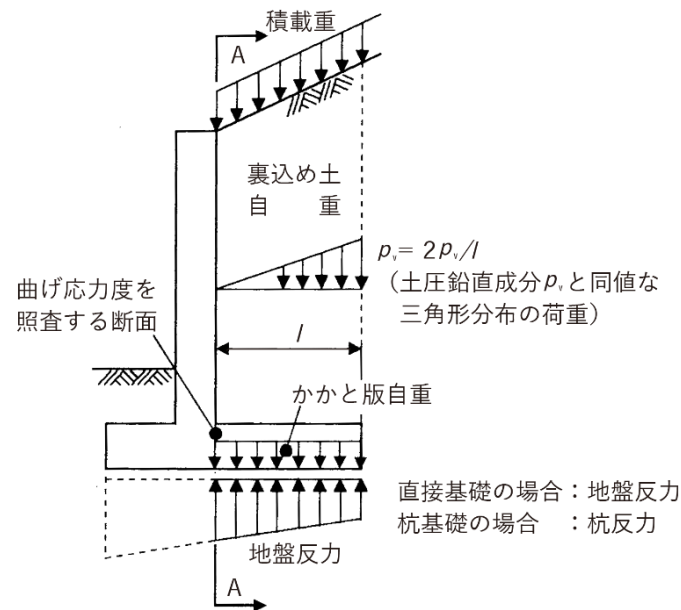


図 3-41 かかと版に作用する荷重

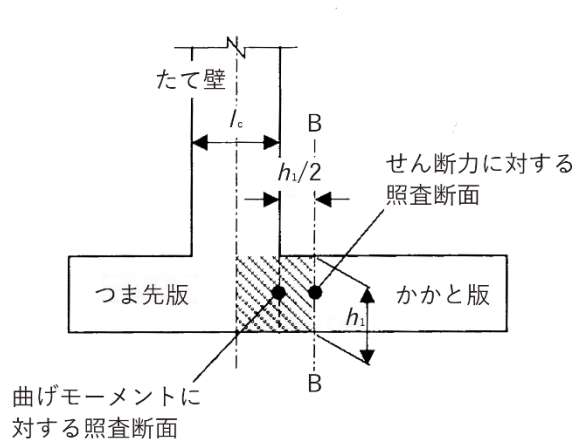


図 3-42 かかと版のせん断力を照査する断面

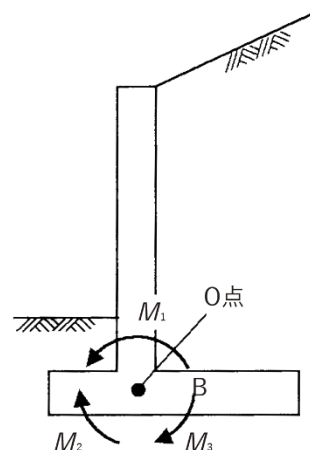


図 3-43 曲げモーメントの関係

参考：道路土工 擁壁工指針（（社）日本道路協会、平成 24 年 7 月）

第10章 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準

10.1 崖面崩壊防止施設の設置

【政令】

(擁壁、排水施設その他の施設)

第六条 法第十三条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

第十四条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第八条第一項第一号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。

【省令】

(崖面崩壊防止施設)

第十一条 令第六条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

(擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)

第三十一条 令第十四条第一号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

解説

盛土又は切土により生じた崖面は、擁壁で覆うことが原則です。

擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生じる場所に限り、特例として崖面崩壊防止施設の使用を認めています。

審査基準

図面等により、崖面崩壊防止施設を適用できる土地であることを確認します。崖面崩壊防止施設を適用できる土地とは、以下の条件をすべて満たす土地をいいます。

- ①地盤の支持力が小さく不同沈下が懸念される又は湧水や常時流水等が認められる場所であること。
- ②土地利用計画、周囲の状況から勘案して、地盤の変形を許容できること。
(例) 道路、公園、運動場等
- ③地方公共団体もしくはこれと同程度の恒久的維持管理が期待できるものにより管理され、将来にわたってその土地の所有者、管理者が同一であること。

10.2 崖面崩壊防止施設の設計

【政令】

（崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準）

第十四条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 略
- 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
- イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
- ロ 土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
- ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

【省令】

（擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）

第三十一条 令第十四条第一号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

解説

崖面崩壊防止施設に必要な性能が規定されています。

崖面崩壊防止施設は、地盤の変動に追従できるとともに地下水を有効に排除できる構造であること、土圧、水圧及び自重（土圧等）の影響により、①破壊されない②転倒しない③滑らない④沈下しないが必要です。

審査基準

図面及び設計根拠資料等により、必要な性能を備えていることを確認します。

「盛土等防災マニュアルの解説」をはじめとする各種参考書籍等を参考とし設計してください。

第11章 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準

11.1 法面の保護

【政令】

(崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準)

第十五条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

一 第七条第二項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面

二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

第三十条 法第三十一条第一項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から第十七条まで及び第二十条の規定を準用する。この場合において、第十三条中「第十二条第一項又は第十六条第一項」とあるのは「第三十条第一項又は第三十五条第一項」と、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

2 略

解説

盛土又は切土に伴って生じる法面（崖面を含む）が、風化、侵食等により不安定化することを抑制するため、法面保護工により地盤面を保護する必要があります。

法面保護工による保護を要さない地表面は以下の通りです。

- ・崖の上端に続く地盤面で、当該崖と反対方向に排水勾配を付した地表面
- ・道路の路面等、法面保護を要さないことが明らかな地表面
- ・農地等で植物の生育が確保される地表面（特定盛土のみ）

審査基準

図面及び設計根拠資料等により、法面の状況に応じた適切な工法により法面が保護されていることを確認します。

「盛土等防災マニュアルの解説」をはじめとする各種参考書籍等を参考とし、適切な工法を選定する必要があります。

第12章 排水工に関する技術的基準

12.1 排水施設の設置

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。

イ 略

ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第十六条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。

二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。

四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。

イ 管渠の始まる箇所

ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

ハ 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所

五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。

六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

解説

地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときに、排水施設（本手引きでは地下に設置する透水層も含む）を設けることを規定しています。

水を原因とした盛土の崩壊は、法面を流下する表面水により表面が侵食・洗掘されることによる崩壊と、浸透水により法面を構成する土のせん断強さが減少するとともに間隙水圧が増大することから生じる崩壊とに分けられます。この両者を防止するために、排水施設を適切に設計しなければなりません。

審査基準

〔排水施設の構造〕

図面等により排水施設の構造が、以下の基準に適合していることを確認します。

- ・ 排水工は、堅固で耐久性を有する構造のものである。
- ・ 排水工は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものである。
- ・ 管渠の勾配及び断面積は流量計算により求める。
- ・ 雨水その他の地表水を排除すべき排水工は、その暗渠である構造の部分の次にあげる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものである。

ア 管渠が始まる箇所

イ 排水の流下方向又は勾配が著しく変化する箇所

ウ 管渠の内径又は内法幅の 120 倍を超えない範囲の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所

- ・ ますの底に、深さ 150mm 以上の泥だめが設けられていること。
- ・ ます又はマンホールに、ふたが設けられているものであること。

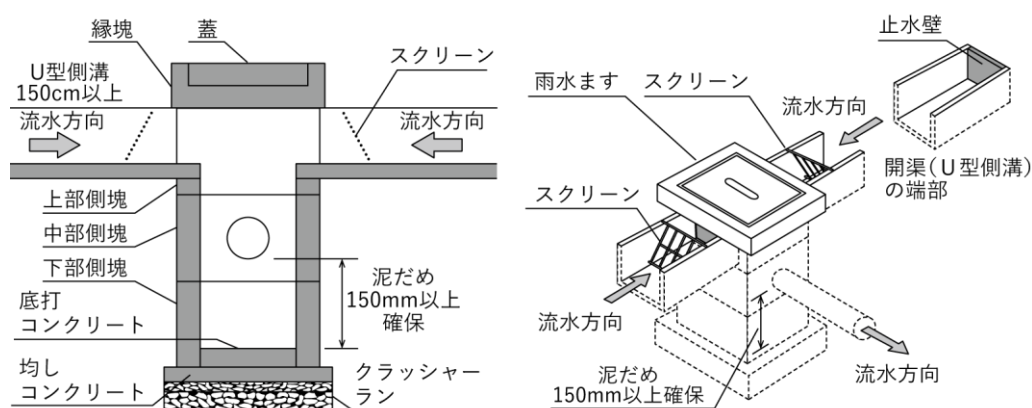


図 3-44 排水工の標準構造図

[表面排水施設の種類]

図面等により、以下に示す場合に排水工が設置されていることを確認します。各工法の設置例を図 3-45 に示します。

[法肩排水工]

- ・ 法肩より上部に斜面地が続くなど、法肩に外部から地表水等の流入が想定される場合は、法肩に排水工を設置する。

[小段排水工]

- ・ 崖面天端には、原則、排水工を設置すること。ただし、他の措置を講じ、適切に地表水を排水できるときは、この限りではありません。

[縦排水工]

- ・ 法肩排水工、小段排水工に集められた水を法尻に導くため、縦排水工を設置する。

[法尻排水工]

- ・ 必要に応じて設置する。

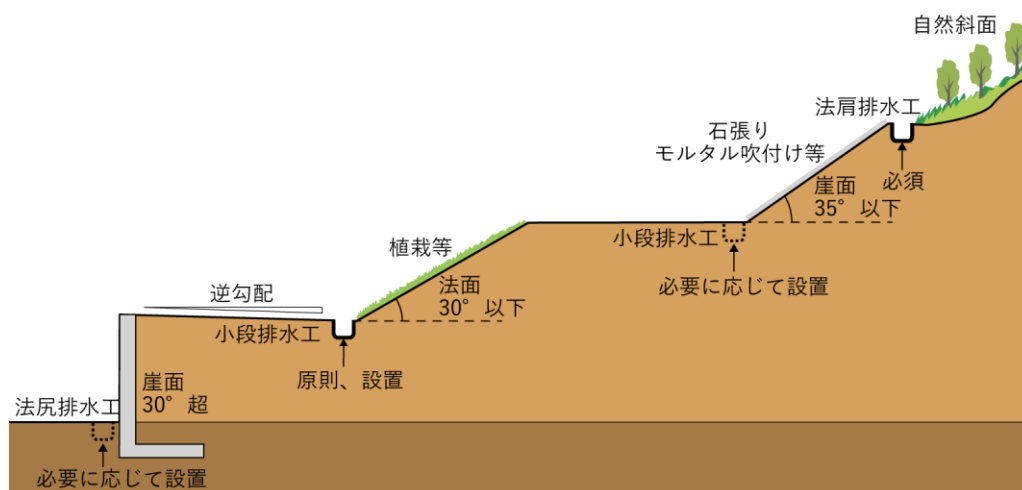


図 3-45 表面排水工の配置

補足：審査基準に示す場合以外にも、必要に応じて表面排水工を設置してください。

[地下排水施設の種類]

図面等により、以下に示す場合に排水工が設置されていることを確認します。

[暗渠排水工]

盛土を施工する前の基礎地盤にトレンチを掘削して埋設するもので、現地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とします。設置例を図 3-47 に、暗渠の定義を表 3-17 に示します。それぞれの暗渠の具体的な仕様については「盛土等防災マニュアルの解説」等を参照してください。

[基盤排水層]

地山から盛土への水の浸透を防止するために、地山の表面に設置するもので、透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土における法尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とします。設置例を図 3-48 に示します。

[暗渠流末の処理]

暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるように、マス、マンホール、かご工等で保護を行うことを基本とします。

[水平排水層]

盛土本体に一定の高さごとに透水性が高い砕石や砂等を設置し、地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除し、盛土の安定を図ることを目的とします。12.1.2 を参照してください。

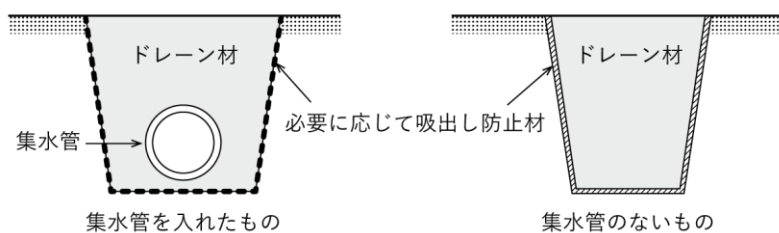


図 3-46 地下排水工の断面

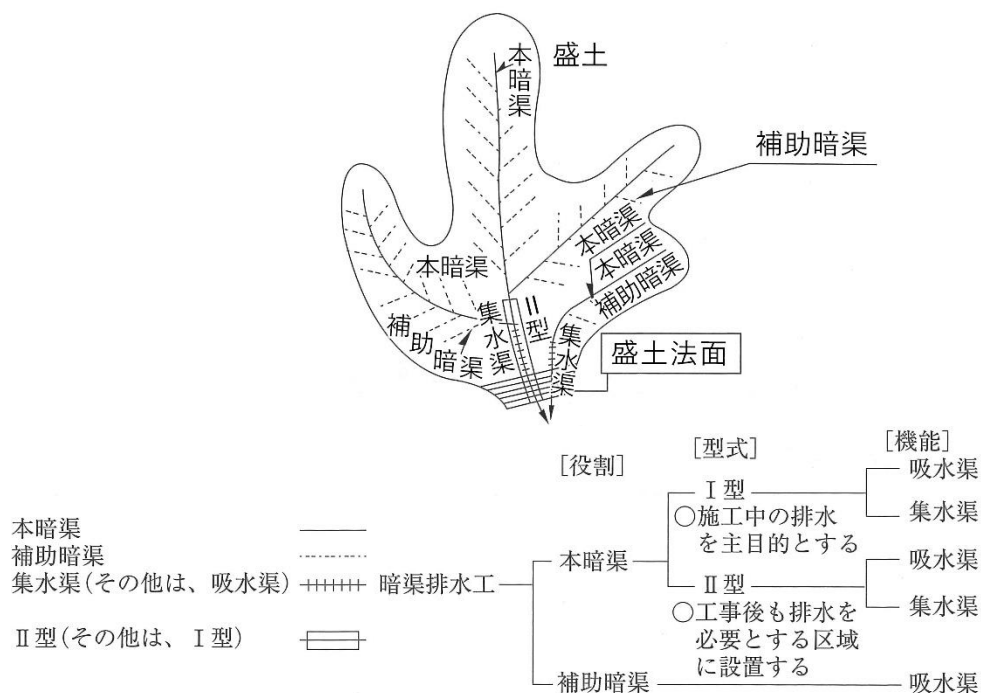
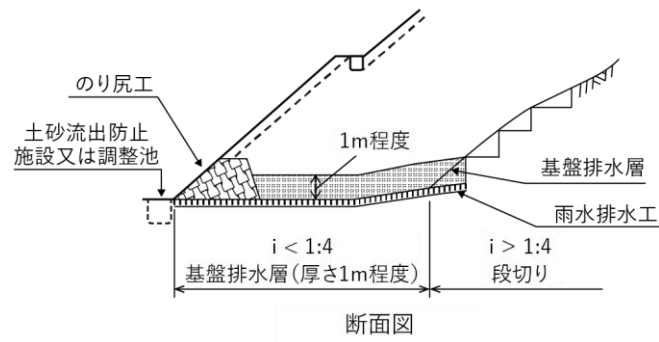
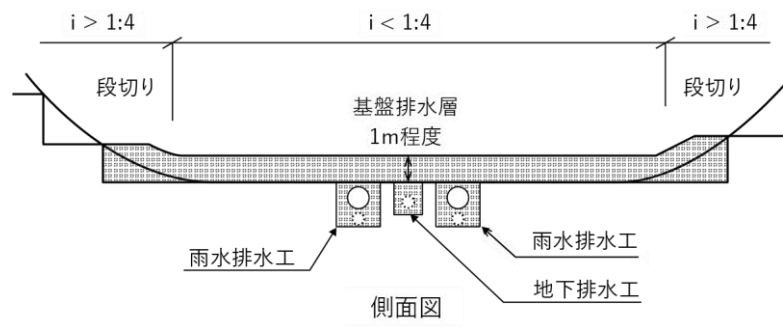


図 3-47 地下水排水工の配置

表 3-17 地下水排水暗渠の定義

分類基準	分類名称	定義
役割	本暗渠	流水の地下水を下流に流下させる暗渠で、管財を必ず使用し、流域に少なくとも 1 本以上布設し所定の通水能力を期待するもの。
	補助暗渠	流域に存在する地下水を効率よく吸収し、本暗渠に導き入れる暗渠
機能	吸水渠	暗渠自体に地下水を吸収・流下させる機能を有する暗渠
	集水渠	暗渠自体には地下水を吸収する機能がなく、吸収渠が吸収した地下水をうけて下流に流下させるために設置する暗渠



(i : 基礎地盤の勾配)

図 3-48 基盤排水層

12.1.1 表面排水工の断面

審査基準

計算書、図面等により、表面排水工の流下能力がその土地における計画流出量を上回ることを確認します。

① 計画流出量の算定

排水施設の計画に用いる計画雨水流出量 Q は、下記の式により算出することとします。

設計諸元は、表 3-18 に従い適切に設定してください。

$$Q = \frac{I}{360} \cdot C \cdot I \cdot A \cdot 1.1 \quad (\text{今後の気候変動の影響を考慮し、合理式に 1.1 を乗じる})$$

$$I = \frac{a}{t+b} \quad (\text{タルボット式})$$

Q	: 計画流出量 (m^3/sec)
C	: 流出係数
I	: 設計降雨強度 (mm/h)
A	: 集水区域面積 (ha)
a, b	: 定数
t	: 流達時間 (分)

表 3-18 設計諸元

流出係数 C	屋根	0.85～0.95
	道路	0.80～0.90
	その他不浸透面	0.75～0.85
	水面	1.00
	間地（庭、緑地等）	0.10～0.30
	芝、樹木の多い公園	0.05～0.25
	勾配の緩い山地	0.20～0.40
	勾配の急な山地	0.40～0.60
集水面積 A	表面排水工が受け持つ集水面積は、その地形条件及び周辺の排水施設の整備状況をもとに決定	
設計降雨強度 I	①-1のとおり	
流達時間 t	①-2のとおり	

①-1 設計降雨強度（ I ）

設計降雨強度（ I ）は、当該地域の気象を表す気象観測所の観測開始以来の資料をもとに5年確率で想定される値以上を用いますが、都市計画公共下水道事業の降雨強度式（表 3-19）を用いて求めるものとします。ただし、当面の間は高崎市降雨強度表（表 3-20）を用いてよいものとします。

表 3-19 都市計画公共下水道事業の降雨強度式（単位：mm/hr） 公共下水道実施状況（平成15年度末）

	高崎市（新町地域以外）	新町地域
降雨強度式	6,200/（t+40）	5,600/（t+30）

表 3-20 高崎市降雨強度表（単位：mm/hr）

	高崎市（新町地域以外）	新町地域
降雨強度	62.0	62.2

※宅地造成工事規制区域、森林法、河川改修等特別の定めにより、上記より数値が大なる場合はその値を用いること。

①-2 流達時間（t）

流達時間（t）は、雨水が排水施設に流入するまでの流入時間（t₁）と排水施設に流下した雨水がある地点まで流下するまでの流下時間（t₂）の和（t）＝（t₁）＋（t₂）であり、流入時間（t₁）は原則として7分（5～10分の平均値）を標準とするが、カーベイ式で求めてもよいものとします。

また、流下時間（t₂）は、管渠の区間ごとの距離と計画流量に対する流速とから求めた区間ごとの流下時間を合計して求めるものとします。

$$t = t_1 + t_2$$

t：流達時間（分）

t₁：流入時間（標準＝7分）

t₂：流下時間

$$t_2 = \frac{L}{V \times 60} \text{（分）}$$

L：流路長（m）

V：流速（m/秒）

② 流下能力の算定

流下能力は Manning 式又はクッター式のいずれかを用いて算出すること。ここでは Manning 式を用いた算定法を示します。

流速 V が 0.8m/s～3.0m/s となるよう排水路勾配 I を決定してください。

$$Q_1 = A \cdot V$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

Q₁：流下能力流量（m³/sec）

A：流水断面積（m²）

V：平均流速（m/sec）

R：径深（m）

I：勾配（分数または少数）

n：粗度係数（表 3-21 参照）

表 3-21 粗度係数

管種	粗度係数
陶管	0.013
鉄筋コンクリート管渠などの工場製品	0.013
現場打ち鉄筋コンクリート管渠	0.013
硬質塩化ビニール管	0.010
強化プラスチック複合管	0.010

径深 R

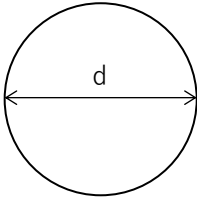
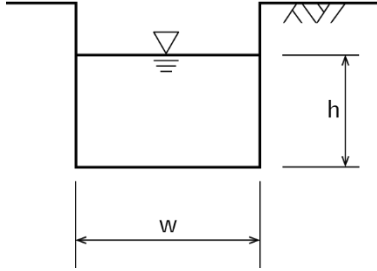
$$R = \frac{A}{S}$$

A : 流水断面積 (m²)

R : 径深 (m)

S : 潤辺 (m)

表 3-22 潤辺長 S の求め方

円形	矩形
	
πd	$W+2H$ 開水路の場合、Hは満水位に対して8割の水位として設定すること

12.1.2 水平排水層

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ 略

ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

解説

地下水の上昇を防ぐとともに、盛土内部に浸透した地表水を排除するための措置について規定しています。盛土本体に一定の高さごとに透水性が高い碎石や砂等を設置します。

審査基準

高さ 10m を超える長大法（盛土）又は溪流等における盛土の場合には、図面等により、以下のとおり水平排水層を適切に設置する計画であることを確認します。

[水平排水層の仕様]

水平排水層の仕様は、表 3-23 のとおりとします。

表 3-23 盛土法面に設置する水平排水層の基準

項目	基準
層 厚	30cm 以上
配置 間 隔	小段ごとに設置
層 の 長 さ	小段高さの 1/2 以上
排 水 勾 配	4～5%
材 料	透水性が高い材料（碎石、砂など）

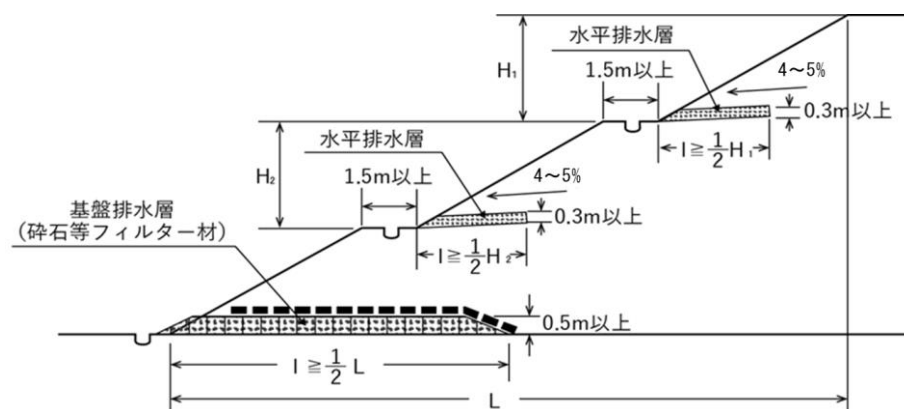


図 3-49 水平排水層

補足：審査基準に示す場合以外にも、必要に応じて水平排水層を設置することが望ましいです。

12.1.3 流末処理方法

解説

排水施設の流末処理について規定します。放流先の排水能力の確認、雨水の一時貯留施設、浸透施設の技術基準について規定します。

審査基準

[公共水域への接続]

開発区域内の排水施設は、原則として、下水道、河川、水路などに接続していることとします。この場合、その管理者と事前に十分に協議を行うことが必要です。

また、排水放流先の水路等がなく、地形、地質上支障ないと認められる場合に限り浸透施設による処理ができるものとします。

[技術的基準等]

① 放流先の排水能力の確認

(1)事業区域の面積が0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満のときは、一次放流先までの排水能力が十分であることを確認してください。

(2)事業区域の面積が0.5ヘクタール以上のときは、下水道、河川その他の公共の水域までの排水能力が十分であることを確認してください。

② 一時雨水を貯留する施設

放流先の排水能力によりやむを得ず、降雨時等の一時的な貯水をするための施設を設置する場合は、『防災調節池等技術基準（案）解説と設計実例』（社団法人 日本河川協会）によるものとします。ただし、放流先の管理者の了解を得た上で、当面の間は以下のとおりとすることができます。

(1)事業区域の面積が0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満のときは、5年確率降雨強度で算出された流出量を30分間貯留できる容量とします。

(2)事業区域の面積が0.5ヘクタール以上5ヘクタール未満のときは、5年確率降雨強度で算出された流出量を1時間貯留できる容量とします。

(3)浄化槽処理水を一時貯留する場合は、1日分を見込むものとします。

なお、流出抑制施設の設置及び管理については、「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の管理及び設置に関するマニュアルについて（平成12年7月27日付け建設省経民発14号、建設省郡下公発第18号、建設省河環発第35号）」を参照してください。

③ 浸透施設の設置基準等

(1)構造等は、『宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説』（社団法人日本宅地開発協会）又は『雨水浸透施設技術指針（案）』（公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会）によるものを基本とします。

(2)設置にあたっては、盛土部分及びがけ擁壁等の付近へは設けないでください。

(3)浸透面積は底面のみでなく側面に対しても考慮した構造とし、流入する雑排水は浄化槽等で処理されたものを浸透させるものとします。

(4)規模は土質、排水量により異なるが、一般家庭用の雑排水処理としては、1戸当たり1立方

メートル以上の貯留能力があるものとします。

(5)並列して設置する場合は、その浸透の能力を確保するために、必要な間隔をとってください。

第13章 土石の堆積に関する技術的基準

13.1 土石を堆積する土地の基準

【政令】

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第十九条 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。
 - 二 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
 - 三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が十分の一以下であるものに限る。）を設けること。
 - イ 堆積する土石の高さが五メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地
 - ロ 堆積する土石の高さが五メートルを超える場合 当該高さの二倍を超える幅の空地
 - 四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
 - 五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
- 2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

【省令】

(柵その他これに類するものの設置)

第三十三条 令第十九条第一項第四号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

解説

土石の堆積に関する工事を行うに当たっては、堆積する土地の周囲に空地を設置することや立ち入り防止措置等を講じる必要があります。

審査基準

図面等により、工事の計画が以下の基準に適合することを確認します。

[堆積する土地の地盤についての基準]

- ・ 土石を堆積する土地（空地を含む）の勾配は、10分の1以下とする。
- ・ 原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、堆積に先がけてできるだけ平坦にかき均す。
- ・ 地表水等による地盤の緩み等が生じるおそれがある場合は、地盤改良等の必要な措置を講ずる。

補足：勾配が10分の1以上の斜面地を平坦にするために造成を行い、当該造成が形質変更に該当するときは、先に形質変更による工事の許可をとり、その後、土石の堆積に関する工事の許可をとる必要があります。

[堆積の方法についての基準]

① 土石の堆積に伴い、以下の措置を行ってください。

- ・ 堆積する土石の高さが5m 以下の場合、当該高さを超える幅の空地の確保
- ・ 堆積する土石の高さが5m 超の場合、当該高さの2 倍を超える幅の空地の確保
- ・ 空地の外側に側溝（素掘りでも可）を設置。なお、地表水処理のために効果的な位置であれば、空地内に設けても支障ありません。
- ・ 側溝等の外側に柵やロープ等の侵入防止施設を設置。
- ・ 見やすい場所に関係者以外立入禁止とする旨の表示。

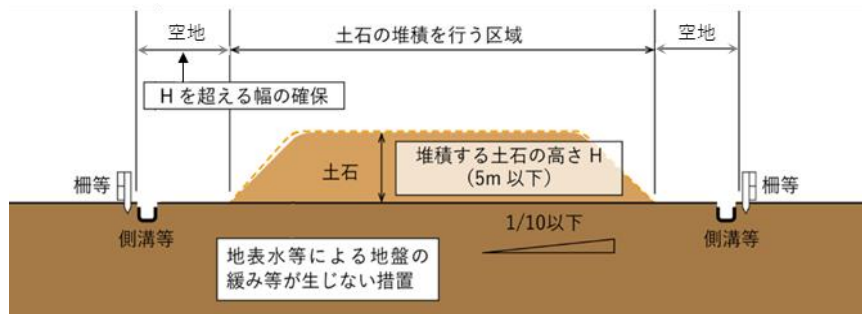


図 3-50 堆積する土地の基準（高さ 5m 以下）

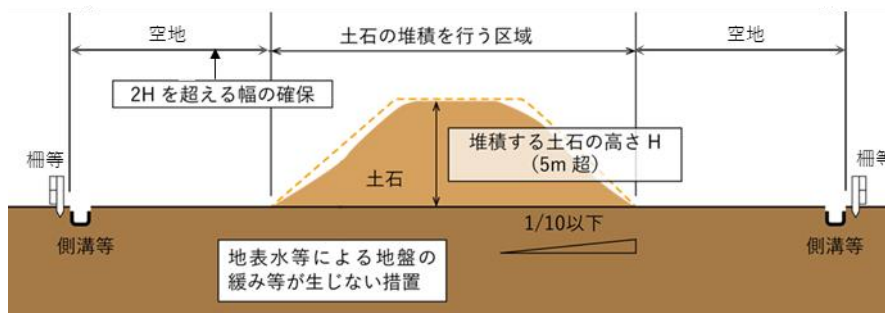


図 3-51 堆積する土地の基準（高さ 5m 超）

補足：鋼矢板等により土石の流出防止を図る場合には、空地、柵等の設置は不要です。13.3 参照。

13.2 堆積した土石の崩壊を防止する措置

【省令】

(堆積した土石の崩壊を防止するための措置)

第三十二条 令第十九条第一項第一号(令第三十条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が十分の一以下であるものに限る。)を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

審査基準

土石を堆積する土地(空地を含む)の地盤の勾配が10分の1を超える場合は、図面等により、以下のとおり構台等を適切に設置する計画であることを確認します。

[構台等の仕様]

- ・ 土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものに限る。)を有する構台等の堅固な構造物とする。
- ・ 土石の堆積を行う面の勾配は、10分の1以下とする。
- ・ 想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造とする。設計にあたっては、下記の指針等を参考に、適切に設計する。

○盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集)

○乗入れ構台設計・施工指針(日本建築学会)

○道路土工 仮設構造物工指針((社)日本道路協会)

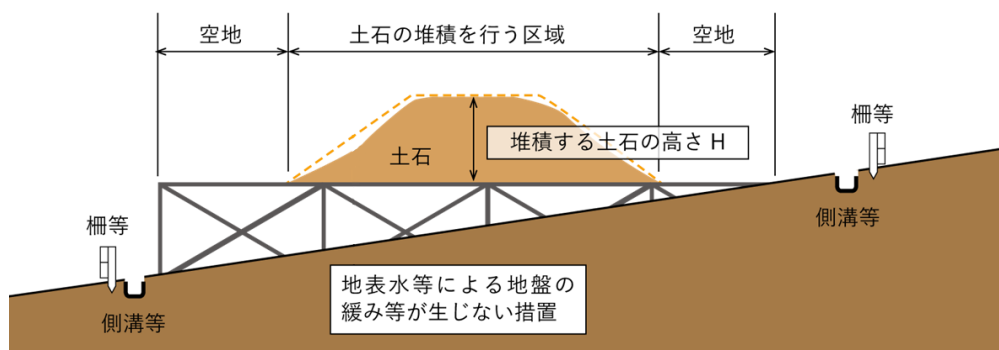


図 3-52 構台のイメージ

13.3 土石の崩壊に伴う流出を防止する措置

【省令】

(土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置)

第三十四条 令第十九条第二項(令第三十条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設(次項において「鋼矢板等」という。)を設置すること
 - 二 次に掲げる全ての措置
 - イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
 - ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置
- 2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

審査基準

土石の崩壊に伴う流出を防止する措置が、以下のいずれかの基準に適合した仕様であることを確認します。

[土石の崩壊に伴う流出を防止する措置]

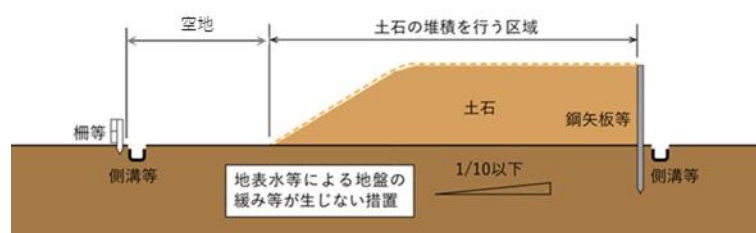
① 鋼矢板等の設置

- ・ 堆積高さを超える鋼矢板やこれに類する施設を設置してください。
- ・ 想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に対して、損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造としてください。設計にあたっては、下記の指針等を参考に、適切に設計してください。

○盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集)

○自立式鋼矢板設計マニュアル(一般社団法人鋼管杭・鋼矢板技術協会 一般社団法人先端建設技術センター)

○道路土工 擁壁工指針((社)日本道路協会)



○道路土工 仮設構造物工指針((社)日本道路協会)

図 3-53 鋼矢板等の設置

② 緩勾配での堆積及び防水性のシート等による保護

- ・ 堆積する土石の土質に応じた、緩やかな勾配(1:2.0以上)とする。
- ・ 堆積した土石を防水性のシート等で覆う。

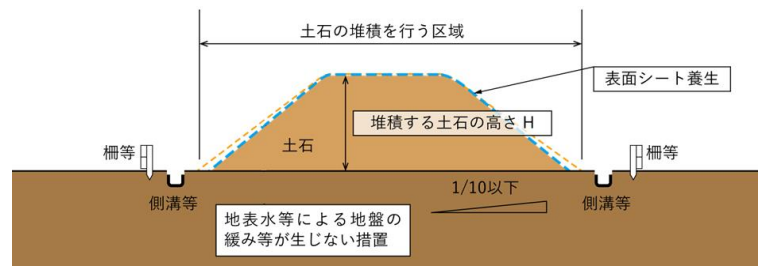


図 3-54 防水性シート等による保護

補足：堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が侵入することを防ぐという趣旨から、省令第34条1項2号イで規定された「堆積した土石を防水性のシートで覆う措置」については、通常時はシートで覆う状態が維持されるべきものと考えますので、例えば建設業で使用する資材置場等の、出入りが頻繁に行われる場所では、当該措置による対応が適さないと考えられますので、これによらない措置を講ずるべきものと考えます。

4 施工編

第14章 工事施行に係る手続

14.1 変更の許可

14.1.1 変更の許可

【法律】

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 略

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

※特定盛土等規制区域については、第三十五条で同様に規定

【省令】

(変更の許可の申請)

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第六十七条で同様に規定

解説

工事の工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

なお、変更の許可は、工事の許可に準じ、許可基準、許可の付帯条件、許可事項の公表が適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するため、中間検査、定期の報告、完了検査等が必要です。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

補足：宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書、土石の堆積に関する工事の変更許可申請書⇒資料編 国様式

14.1.2 工事の計画の変更に当たらない申請書類の修正

既に提出済の申請書類を修正する場合には、申請書類修正申告書に内容が分かる書類を添付して提出してください。

当該修正が工事の計画変更にあたるかどうかについては、必ず許可権者に確認してください。

補足：申請書類修正報告書⇒資料編 参考様式

14.2 軽微な変更

【法律】

(変更の許可等)

第十六条 1 略

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十五条で同様に規定

【省令】

(軽微な変更)

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

※特定盛土等規制区域については、第六十八条で同様に規定

解説

工事の許可を受けた者は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

以下の事項に該当する変更は、軽微な変更として取扱います。変更許可の申請は不要です。

[土地の形質変更に関する工事]

- ① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ④ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

[土石の堆積に関する工事]

- ① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ④ 当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えない工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

ただし、土石の堆積に関する工事について、変更前の工事予定期間を超える変更は、軽微な変更ではなく、変更許可が必要となります。また、特定承継の場合の工事主、設計者、工事施行者の変更は、変更許可の対象となります。

補足：軽微な変更の届出書⇒資料編 高崎市様式

14.3 工事の廃止

14.3.1 工事の廃止

許可工事の廃止は原則として工事着手前に限られます。工事着手後は、次のいずれかに該当する場合に限り廃止することができます。

[廃止を選択できる工事]

- ① 防災上の措置が終了しているもの
- ② 許可を取り直すために、手続上廃止する場合

許可工事を廃止しようとするときは、事前に許可権者にご相談の上、工事廃止届出書を提出してください。

補足：工事の廃止届⇒資料編 高崎市様式

14.4 許可に基づく地位の承継

14.4.1 一般承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更として速やかに許可権者に届け出てください。なお、一般承継を証する書類を求める場合があります。

一般承継人に工事を相続する意思のないときは、工事廃止届出書を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

14.4.2 特定承継

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、改めて工事の許可を受けなければなりません。

補足：一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併)又は合併により新たに設立された法人(新設合併)を指します。

特定承継人とは、一般承継人以外の承継人を指します。

第15章 検査等

15.1 中間検査の概要

【法律】

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 略

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

【政令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第三十二条で同様に規定

(特定工程等)

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程とする。

解説

政令で定められた特定工程を含む工事については、中間検査を受検する義務があります。中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができません。みなし許可（2.6 みなし許可 参照）の工事も中間検査の対象になります。

中間検査は対象となる工事の規模が次の①～⑤の通り定められています。

①盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの

②切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの

③盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メ

ートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土

④盛土であって、高さが5メートルを超えるもの

⑤盛土又は切土であって、盛土又は切土をする土地の面積が3000平方メートルを超えるもの

中間検査の対象となる特定工程及び特定工程後の工程は表 4-1 のとおりです。政令で規定する特定工程とは、具体的には地下排水施設（暗渠排水工、基盤排水層、暗渠流末の処理、水平排水層）のことをいいます（12.1 排水施設の設置 参照）。

特定工程に関する工事範囲について技術的基準への適合を確認し、適合していれば中間検査合格証を交付します。

表 4-1 特定工程及び特定工程後の工程

特定工程	特定工程後の工程
（政令で規定）盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程

補足：土石の堆積に関する工事は中間検査対象ではありません。ただし、堆積開始前に災害防止措置状況の確認を行うことがあります。

補足：宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書⇒国様式

15.2 完了検査等の概要

【法律】

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

解説

土地の形質変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に対する工事を完了したときは確認を受ける必要があります。

土地の形質変更に関する工事については、技術的基準に従い擁壁設置等必要な措置が完了していることを確認し、基準に適合していれば検査済証を交付します。中間検査を受検し合格証を交付された工事範囲については、完了検査での確認は行いません。

みなし許可（2.6 みなし許可 参照）の工事については、都市計画法第 36 条による検査済証をもって盛土規制法による完了検査済証を交付したものとみなすため、完了検査を受検する必要はありません。

土石の堆積に関する工事については、土石の除却が完了をしたことを確認し、問題がなければ確認済証を交付します。

補足：宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書⇒国様式

土石の堆積に関する工事の確認申請書⇒国様式

15.3 検査等受検の流れ

【法律】

（中間検査）

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十七条で同様に規定

【省令】

（中間検査の申請期間）

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

（中間検査の申請）

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

【法律】

（完了検査等）

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2・3 略

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十六条で同様に規定

【省令】

（完了検査の申請期間）

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

（完了の検査の申請）

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（確認の申請期間）

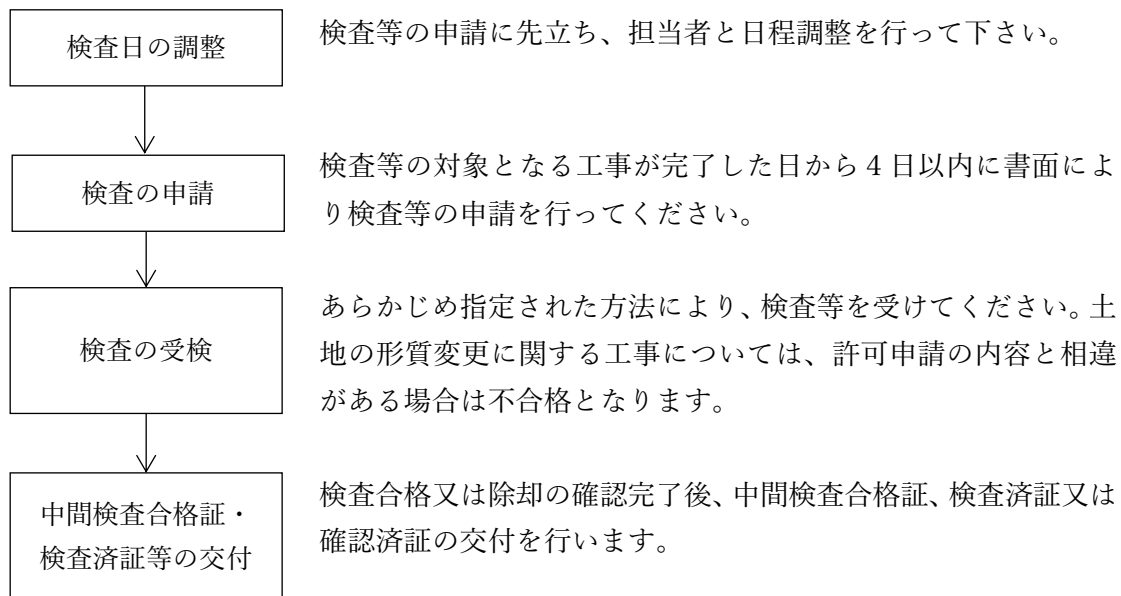
第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

（確認の申請）

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

解説

検査又は除却の確認（以下、「検査等」という。）受検の流れは以下のとおりです。



補足：申請の期限は、完了日を含めて5日以内です。ただし、期限となる日が休日の場合には、その翌日を期限とみなします。（地方自治法第4条の2第4項）

15.4 検査項目

【法律】 (宅地造成等に関する工事の技術的基準等) 第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。 ※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定
--

解説

中間検査及び完了検査では、政令で定める技術的基準に適合していることを確認します。検査項目は表 4-2 表 4-3 に示すとおりです。

表 4-2 土地の形質変更に伴う完了検査項目

検査項目	提出する書類				検査員による確認 (完了検査)
	工事写真 (完了検査時に提出)			品質管理資料 (実施後速やかに提出)	
	撮影内容	撮影時期	撮影頻度		主な確認内容
締固め	①巻き出し厚 ②全景	①巻き出し後 ②締固め後	①代表地点 1 箇所 で巻き出しの都度 ②各層ごとに全体を撮影	—	—
段切り	①高さ ②幅 ③排水勾配 ④全景	完了後	①②③代表地点 1 箇所 ④全体が写るように撮影	—	—
土の置換え等	①施工状況	施工中	施工の段階ごと	チェックボーリングの結果等、地盤の性状を示す資料	—
地滑り抑止ぐい等	①基準高 ②杭長 ③根入れ長 ④位置 ⑤継杭状況	①～③打込み前後 ④打設後 ⑤完了後	①～④施工箇所ごと ⑤全数	—	—
基礎地盤改良	①改良体の形状 ②改良体の本数 ③改良体の位置 ④施工箇所の全景	施工後	①②③施工箇所を代表する 1 箇所 ④全体が写るように撮影	チェックボーリングの結果等、地盤の性状を示す資料	—
法面保護（浸食防止措置）	①全景 ②延長 ③勾配 ④高さ	施工後	①全体が写るように撮影 ②③④断面ごとに 1 箇所	—	延長、勾配、高さ
崖面天端の土地の勾配	①勾配	施工後	断面ごとに 1 箇所	—	勾配
小段の設置	①小段の高さ ②小段の幅	施工後	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	高さ、幅

基礎杭の施工状況	①基準高 ②杭長 ③根入れ長 ④偏心量、傾斜 ⑤位置 ⑥継杭状況	①②③打込前後 ④打込後 ⑤打込後 ⑥完了後	①～⑤施工箇所ごと ⑥全数	—	—
床付け面	①深さ ②幅 ③延長	施工後（埋戻し前）	80m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	—
練積み擁壁の基礎形状	①根入れの深さ ②基礎形状	施工後（埋戻し前）	80m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	—
地耐力	—	—	—	当該地盤の 許容応力度を 示す資料	—
義務擁壁の設置	①延長 ②躯体幅 ③高さ ④擁壁各部の厚さ ⑤全景 ⑥銘盤等の表示 （大臣認定擁壁の場合）	施工後（埋戻し前）	①全数 ②③④200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、変化点ごとに 1 箇所 ⑤全体が写るように撮影 ⑥断面ごとに 1 箇所	認定擁壁を使用する 場合は認定書	延長、高さ、幅
任意擁壁の設置 （高さ 2m を超える場合）	①延長 ②躯体幅 ③高さ ④部材の厚さ	施工後（埋戻し前）	①全数 ②③④200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	—
擁壁の水抜穴 （義務擁壁および 高さ 2m を超える 任意擁壁）	①水抜穴の位置 （配置のピッチ） ②水抜穴の寸法 ③透水層の設置状況 ④裏込めの状況	施工後（埋戻し前）	①は任意の場所で 1 箇所/3 m ² 以上であることを示すこと。断面が変化する場合は、断面ごと ②③④200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	配置のピッチ、寸法
RC 造擁壁等の配筋	①鉄筋の径②鉄筋の本数③鉄筋の位置④配筋・鉄筋の間隔⑤継手の位置、重ね長 ⑥結束⑦被り厚さ⑧スペーサー配置⑨鉄筋の端末処理⑩定着長	施工後（組み立て完了後）	断面が変化するごとに 1 箇所	—	—
RC 造擁壁等の四週 圧縮強度	—	—	—	強度試験結果 または 打設時の納入書	—
練積み擁壁の形状等	①擁壁の勾配 ②擁壁の高さ ③擁壁の上端の厚さ	施工後	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	勾配、高さ
練積み擁壁の形状等	①下端部分の厚さ ②組積材の控え長さ ③裏込め ④控え壁の形状 ⑤控え壁の間隔	施工後（埋戻し前）	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	—

崖面崩壊防止施設の設置	①全景 ②延長 ③高さ	施工後	200m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	延長、高さ
表面排水施設	①排水工の全景 ②排水工の寸法 ③勾配	施工後	①全体が写るように撮影 ②③延長 120m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	—	寸法、勾配
その他排水施設 (ます又はマンホール等)	①排水施設の全景 ②排水施設の寸法 ③泥溜めの深さ	施工後	人孔については、全数 ますについては 2 箇所に 1 箇所の割合	—	寸法

表 4-3 土地の形質変更に伴う中間検査項目

検査項目	提出する書類			検査員による確認 (中間検査)
	工事写真 (中間検査時に提出)			
	撮影内容	撮影時期	撮影頻度	主な確認内容
暗渠排水工、暗渠 流末の処理	①排水施設の全景 ②排水管の接合 ③管径 ④勾配	施工後（埋戻し前）	①全体が写るように撮影 ②③④延長 120m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	管径、勾配
基盤排水層・水平 排水層	①排水層の全景 ②排水層の幅 ③排水層の厚さ	施工後（埋戻し前）	①全体が写るように撮影 ②③延長 120m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	幅、厚さ

15.5 土石の堆積前の確認

解説

土石の堆積に関する工事には、中間検査の規定がありません。

このため、許可時に災害防止措置状況の確認を受けることを条件として付加することがあります。参考として、表 4-4 に確認を行う場合の項目を示しています。

表 4-4 土石の堆積に伴う確認項目

確認項目	提出する書類			検査員による確認
	工事写真			
	撮影内容	撮影時期	撮影頻度	主な確認内容
側溝	①全景 ②規格	措置完了時	①全体が写るように撮影 ②規格ごと	寸法、勾配
構台	①全景 ②周辺長 ③高さ	措置完了時 (土石の堆積前)	①全体が写るように撮影 ②全周 ③代表地点 1 箇所程度	寸法
基礎地盤改良	①施工箇所の全景 ②地盤改良の状況	①措置完了時 (土石の堆積前) ②施工中	1,000 ㎡に 1 箇所程度	
空地	①全景 ②土石の高さ ③空地の幅	措置完了時	①全体が写るように撮影 ②③東西南北方向の各面	高さ、幅、勾配
山留工	①鋼矢板等の種類 ②鋼矢板等の高さ ③周辺長	措置完了時	①種類ごとに 1 箇所 ②高さが変化すると共に 1 箇所 ③全周	高さ、周辺長
境界柵等	①柵等の周辺長 ②立ち入りを禁止する 旨の表示の設置状況	措置完了時	①全周 ②全数	周辺長、表示の確認
堆積する土地	①全景 ②勾配	施工前	①全体が写るように撮影 ②1,000 ㎡に 1 箇所程度	勾配
流出防止措置 (緩勾配での堆積及 び防水シート等)	①全景 ②勾配	措置完了時		堆積土の管理状況 シートの材質

第16章 定期報告

16.1 定期報告

【法律】

(定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十八条で同様に規定

【政令】

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第三十三条で同様に規定

【省令】

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

※特定盛土等規制区域については、第七十九条で同様に規定

解説

工事の実施の状況やその他主務省令で定める事項について、定期的な報告が必要です。

報告は、工事の規模が次の表の記載に該当する場合に必要となります。

報告は、許可日から、3 か月ごとに行って下さい。

表 4-5 定期報告を要する規模

工事種別	定期報告を要する規模
土地の 形質変更	①盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ②当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ④①又は③に該当しない盛土であつて、高さが5mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000m ² を超えるもの
土石の 堆積	①高さが5mを超える土石の堆積で、土地の面積が1,500m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積で、土地の面積が3,000m ² を超えるもの

16.2 報告の方法・内容

【省令】

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第七十八条で同様に規定

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

一 工事が施行される土地の所在地

二 工事の許可年月日及び許可番号

三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の時点における盛土又は切土の高さ

二 報告の時点における盛土又は切土の面積

三 報告の時点における盛土又は切土の土量

四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の時点における土石の堆積の高さ

二 報告の時点における土石の堆積の面積

三 報告の時点における堆積されている土石の土量

四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

※特定盛土等規制区域については、第八十条で同様に規定

解説

報告は、定期報告書に表4-6に示す事項を記載し、現地写真と工程表を添付して提出することで行います。

表4-6 定期報告書で報告すべき事項

工事の種別	報告事項
共通	工事が施行される土地の所在地、工事の許可年月日及び許可番号、前回の報告年月日（2回目以降の報告を行う場合）
土地の形質変更	報告の時点における盛土又は切土の高さ、盛土又は切土の面積、盛土又は切土の土量、擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	報告の時点における土石の堆積の高さ、土石の堆積の面積、堆積されている土石の土量、前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

補足：定期報告書⇒資料編 参考様式

第17章 施工上の留意事項

17.1 盛土

盛土の施工に当たっては、次の事項に留意することが大切です。

17.1.1 原地盤の処理

盛土の施工に先立って行われる原地盤の処理の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ 盛土と原地盤のなじみを良くする
- ・ 初期の盛土作業を円滑化
- ・ 地盤の安定を図り支持力を増加
- ・ 草木等の有害物の腐植による沈下等を防止

[伐採除根及び除草]

- ・ 盛土の施工に先立って、樹木の伐開を行うとともに、盛土条件並びに樹径、草丈等の状況によっては、樹木の除根及び除草も行ってください。

※基礎地盤に草木や切株を残したまま盛土を施工すると、これらが盛土後に腐食することにより、盛土に緩みや有害な沈下を生じるおそれがあります。

[表土処理]

- ・ 原地盤の表土が腐植土、軟弱な粘性土、風化した堆積軟岩層などで盛土の施工に悪影響を及ぼすことが懸念される場合には、予め必要な深さまで切り又ははぎ取り、良質な盛土材料で置き換えてください。

[極端な凹凸や段差がある場合]

- ・ 盛土の原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、盛土に先がけて平坦にかき均してください。

※凹部や段差付近では十分な締固めができないばかりか、均一でない盛土ができることになり、また、盛土作業にも支障をきたすことになります。

[地盤が軟弱である場合]

- ・ 基礎地盤が軟弱であることが確認できた場合には、土の置き換え又は水抜きの措置がされていること。

17.1.2 傾斜地盤上の盛土

傾斜地盤上での盛土では、豪雨・地震時にすべり崩壊が生じやすい傾向が見られます。その要因として、①切り盛り境界部に湧水、浸透水等が集まり盛土が軟化、②境界部の盛土の締固めが不十分、③基礎地盤（地山）と盛土との密着が不十分、④崩積土よりなる基礎地盤の支持力不足等があります。

傾斜地盤上に盛土を行う場合は、以下の事項に留意して施工してください。

[表層処理]

- ・ 基礎地盤が傾斜し、表層部に緩く堆積した崖すい堆積物や高含水比の軟弱層が堆積している場合には、滑りを助長するおそれがあるため、これを掘削除去してください。

[段切り]

- ・ 盛土原地盤の表土は十分に除去するとともに、勾配が 15°（約 1：4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように段切りを行ってください。
- ・ 段切りの寸法は、原則、高さ 50cm、幅 1 m 程度以上とする。
- ・ 段切り面には、法尻方向に 3~5%程度の排水勾配を付す。

[既設盛土上の段切り]

- ・ 既設盛土上に段切りを行う場合は、大きくすると既設盛土に悪影響を及ぼすことがあるため注意する。
- ・ 腹付けした盛土の圧密沈下を極力小さくするため、腹付け盛土材料は既設盛土と同等又はそれ以上のものを用いて十分締固める。

17.1.3 盛土材

盛土材は、雨水等による浸食及びスレーキングに対して強いとともに、吸水による膨潤性が低いことが望ましいです。盛土材はその特性を十分把握した上で計画を行い、また、盛土材料の搬入に当たっては、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、盛土材料として適切か確認の上、利用するものとし、不適切な材料は、改良その他の適切な処理を施さなければなりません。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにしなければなりません。

17.1.4 敷均し・締固め

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

解説

盛土をした後の地盤に地表水等の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないようにするための措置の一つとして、敷均し・締固めについて規定しています。

盛土を行う場合は、おおむね 30cm 以下の厚さの層に分けて土を盛り、その層を盛るごとにローラー等の建設機械を用いて締め固めてください。

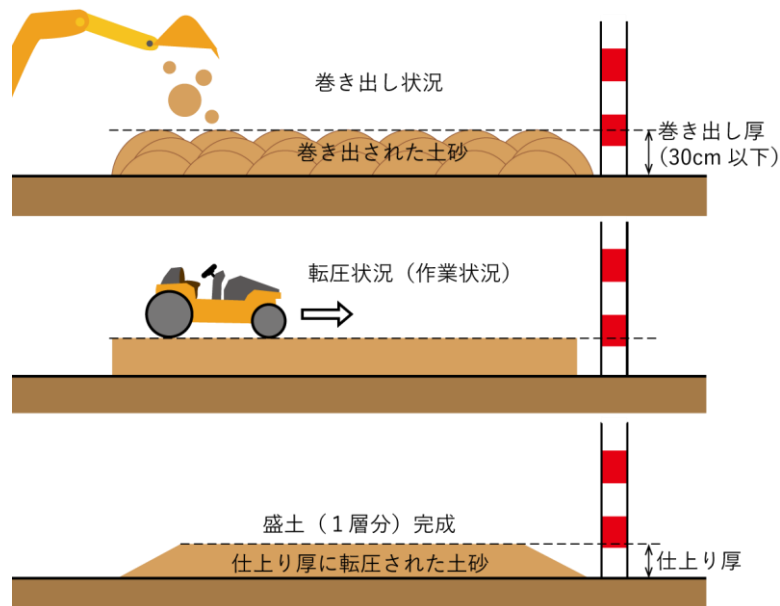


図 4-1 巻き出しと転圧の方法

17.1.5 防災小堤

- ・ 造成により平坦となった法肩部に、必要に応じて、防災小堤を工事期間中に限り設置してください。

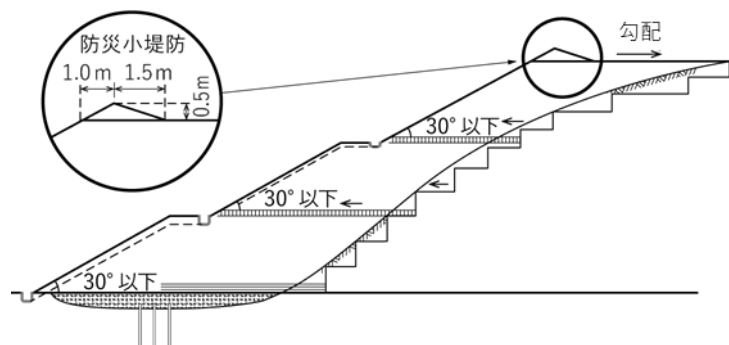


図 4-2 防災小堤

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

17.1.6 仮設排水工

整地工事中は排水管が布設されていない場合が多く、土と雨水が共に流さないような仮排水施設を要所に配置する必要があります。排水管が布設された部分では、集中豪雨等緊急の際はマンホールを設置し、上流側の水を受け入れるなどの対策を行ってください。

仮排水施設としては、素掘水路、板柵水路、プレキャスト水路、沈砂ます等があり、また地下排水暗渠に接続した縦排水管を釜場と組合せ、仮設縦集水ますとして設置することもあります。

素掘り水路については次のことに留意してください。

- ・ 工事の進捗により移動することがあり、位置の移動の少ない主要な水路は適宜 U 字型側溝等を用い、要所に集水ます、減勢工を設けてください。
- ・ 地質の弱い部分では、水流により洗掘されやすいため、板柵水路、アスファルト水路、コンクリート水路などの水路を設置し、必要に応じて落差工、沈砂ます、沈砂池等により、流速を緩和させてください。

17.2 切土

切土の対象となる地山は種々の土質から構成されており、施工に当たっては、以下の事項に留意することが大切です。

切土の施工に当たっては、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いため、施工中における土質及び地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じて法面勾配を変更する等、適切な対応を図ってください。

次のような場合には、施工中に滑り等が生じないように留意することが大切です。

- ・ 岩盤の上を風化土が覆っている場合
- ・ 小断層、急速に風化の進む岩及び浮石がある場合
- ・ 土質が層状に変化している場合
- ・ 湧水が多い場合
- ・ 表面はく離が生じやすい土質の場合
- ・ 積雪・寒冷地域の場合

[土砂法面の施工]

- ・ 土層が層状に変化して傾斜している場所では、地層の境界面の位置を確認して滑りが生じないように適切な措置をとってください。

17.3 擁壁

17.3.1 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項

【建築基準法施行令】

(コンクリートの材料)

第七十二条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。
- 二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
- 三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

(コンクリートの養生)

第七十五条 コンクリート打込み中及び打込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

※政令第十条及び第十三条において準用

解説

鉄筋コンクリート造等擁壁の施工にあたっては、次の各事項に留意することが重要です。

[コンクリートの材料]

- ・ 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないものとしてください。
- ・ 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋と型枠との間を容易に通る程度の大きさとする必要があります。粗骨材の最大寸法は、鉄筋のあきの 4/5 以下かつ最小かぶり厚さ以下とします。表 4-7 の範囲で定めてください。

表 4-7 使用箇所による粗骨材の最大寸法 (JASS5)

使用箇所	粗骨材の最大寸法 (mm)	
	砂利	碎石・高炉スラグ
柱・梁・スラブ・壁	20、25	20
基礎	20、25、40	20、25、40

[コンクリート打設、打継ぎ、養生等]

- ・ コンクリートは、密実かつ均質で十分な強度を有するよう、打設、打継ぎ、養生等を適切に行ってください。打ち込みから 5 日間は温度が 2 度を下回らないようにしてください。

17.3.2 練積み造擁壁の施工上の留意事項

【建築基準法施行令】

(組積造の施工)

第五十二条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たつて十分に水洗いをしなければならない。

2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。

3 前項のモルタルは、セメントモルタルでセメントと砂との容積比が一对三のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するもの又は石灰入りセメントモルタルでセメントと石灰と砂との容積比が一对二対五のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するものとしなければならない。

4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

解説

練積み造擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが重要です。

[丁張り]

擁壁の勾配及び裏込めコンクリート厚等を正確に確保するため、以下の事項に留意して表丁張り及び裏丁張りを設置してください。

- ・ 丁張り間隔は、10mを標準とするが、始点、終点及び平面・断面の変化点等には設置してください。

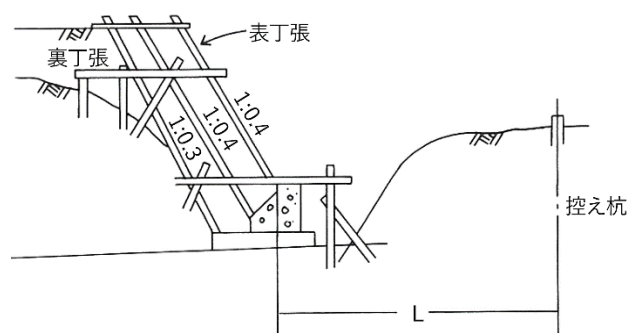


図 4-3 丁張りの設置例

[引用]盛土等防災マニュアルの解説

[抜型枠]

- ・ コンクリート打設時には抜型枠等を使用し、所定の厚さを確保して下さい。てください。裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないよう留意してください。

[組積み]

- ・ 組積材（間知石等の石材）は、組積み前に十分水洗いをする。また、擁壁の一体性を確保するため、芋目地ができないよう組積みをしてください。

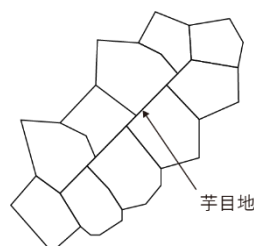


図 4-4 芋目地の組積みの例（施工してはならない積み方）

[引用]盛土等防災マニュアルの解説

[施工積高]

- ・ 1日の工程は、積み過ぎにより擁壁が前面にせり出さない程度にとどめてください。1日あたり3~4段とするのが一般的です。

[水抜穴の保護]

- ・ コンクリートで水抜穴を閉塞しないよう注意し、また、透水管の長さは、透水層に深く入り過ぎないようにしてください。
- ・ 透水マット及びフィルターは、透水層の裏込め材の代わりにしてはいけません。

[コンクリート打設]

- ・ 胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートの打設に当たっては、コンクリートと組積材とが一体化するよう十分締固めてください。

[擁壁背面の埋戻し]

- ・ 擁壁背面の埋戻し土は、胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートが安定してから施工するものとし、十分に締固めを行い、常に組積みと並行して施工してください。

[養生]

- ・ 胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートは、打設後直ちに養生シート等で覆い、十分養生してください。

[その他]

- ・ 崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に有害な影響を与えないよう十分注意してください。

17.4 土石の堆積

土石の堆積に関する工事の施工に当たっては、次の事項に留意してください。

17.4.1 原地盤の処理

堆積の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々です。そのため、現地踏査、土質調査等によって原地盤を適切に把握する必要があります。

[伐開除根及び除草]

- ・ 土石を堆積する原地盤に草木や切株を残さず、これらを除去すること。

[極端な凹凸の除去]

- ・ 原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、段差等は堆積に先がけてできる限り平坦にかき均し、均一な堆積に仕上がるようにすること。

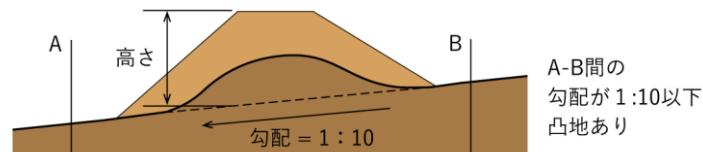


図 4-5 原地盤に極端な凹凸がある場合

17.4.2 土石の堆積の計画

[運搬経路]

- ・ 土石の運搬に使用するダンプトラックに加えて堆積する際に使用するバックホウ等の重機のうち、最大規格の重機が安全に移動可能な道幅を確保すること。

[土石の受入れ]

- ・ 堆積する土石を搬入する際は、書類や目視によって、土石が計画の材質であることを確認すること。

5 資料編

第18章 条例・施行細則

18.1 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

高崎市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第32条及び第38条第2項の規定に基づき、許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び政令で使用する用語の例による。

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第3条 法第32条の規定に基づき、条例で定める規模の特定盛土等は、次に掲げるものとする。

(1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの

(2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの

(3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）

(4) 第1号又は前号に該当しない盛土であって、高さが2メートルを超えるもの

(5) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

2 法第32条の規定に基づき、条例で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

(1) 高さが2メートルを超える土石の堆積

(2) 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

18.2 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

高崎市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）及び高崎市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年高崎市条例第60号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令及び条例において使用する用語の例による。

(証明書等の様式)

第3条 法第7条第1項（法第24条第2項及び第43条第2項において準用する場合を含む。）に規定するその身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1号）とする。

2 法第7条第2項に規定する市長の許可証は、許可証（様式第2号）とする。

(住民への周知に係る説明会)

第4条 法第11条の宅地造成等に関する工事又は法第29条の特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事であって次に掲げるものの施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、省令第6条第1号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(2) 盛土又は切土の高さが15メートルを超えるもの

(3) その他市長が必要と認める盛土又は切土

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第5条 省令第8条第1項第9号及び同項第10号ロの規定により規則で定める値は、1メートルとする。

(許可の申請)

第6条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号の規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げるものについては宅地造成又は特定盛土等に関する工事である場合に限り、第4号に掲げるものについては盛土又は切土であって、当該盛土又は切土を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの及び盛土又は切土の高さが15メートルを超えるものである場合に限る。

(1) 盛土又は切土に係る土地の登記事項証明書及び公図

(2) 工事主の資力及び信用に関する書類

(3) 法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号に規定する同意をした者の印鑑証明書

(4) 工事に使用する土石等の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項に規定する特定有害物質による汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）で定める基準に適合していることを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(変更の届出)

第7条 工事主は、法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた工事（以下「許可工事」という。）の完了前に法第16条第1項ただし書又は第35条第1項ただし書に規定する軽微な

変更をしたときは、当該変更工事に着手する前に、変更届（様式第3号）に変更内容が確認できる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

（廃止の届出）

第8条 工事主は、許可工事の完了前に、許可工事の全部又は一部の廃止をしようとするときは、廃止届（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（標識の掲示）

第9条 工事主は、許可工事の着手の日から完了の日までの間、当該工事現場の見やすい場所に標識を掲示しておかなければならない。

（工事の一部完了検査）

第10条 市長は、許可工事の一部が完了した場合であって、その工事に係る土地が 次の各号のいずれにも該当するときは、工事主の申請により、当該許可工事の一部について、法第17条第1項又は第36条第1項に規定する工事の完了検査を行う。

（1）当該土地が分割が可能であり、かつ、分割された土地のそれぞれが独立して使用に供し得るとき。

（2）当該土地を分割することによって他の土地の災害防止上支障がないとき。

2 工事主は、前項の規定による工事の一部完了検査を申請しようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書（様式第5号）に、完了部分を明示した図面を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書を受理し、工事の完了検査を行った結果、法第13条第1項又は第31条第1項の規定に適合していると認めるときは、工事主に対し、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部検査済証（様式第6号）を交付する。

（技術的基準の特例）

第11条 政令第20条第1項の規定により、市長が災害の防止上支障がないと認める土地において、政令第8条（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定による擁壁又は政令第14条（同項において準用する場合を含む。）の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次の各号のいずれかに掲げる工法により設置することができる。

（1）空石積み工

（2）板柵工

（3）前2号に掲げるもののほか、災害の防止上適当と認められる工法

（技術的基準の強化）

第12条 市長は、政令第20条第2項の規定により、盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように、次に掲げる方法により政令第7条から第19条までに規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加する。ただし、第1号及び第2号に掲げる措置について、第3号に掲げる措置を講じる場合は、この限りでない。

（1）盛土の高さが3メートルを超え10メートル以下の場合は、高さ3メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。

（2）切土の高さが5メートルを超える場合は、高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。

（3）次のいずれかに該当する盛土をする場合は、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を行うことによりその安定が保持されるものである

ことを確かめること。

ア 盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの

イ 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるもの

ウ 盛土の高さが10メートルを超えるもの

(申請書等の提出部数)

第13条 省令及びこの規則により市長に提出する申請書等及びこれに添付する図書の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第18号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月4日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定による様式により作成してある用紙については、適宜補正してこれを使用することができる。

3 この規則の施行の日において、不動産登記法(平成16年法律第123号)附則第5条の規定の適用を受ける登記簿の謄本及び抄本は登記事項証明書とみなし、同法附則第7条の規定の適用を受ける登記済証は登記識別情報の通知とみなす。

附 則(平成17年3月31日規則第27号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式は、この規則による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則(令和3年3月29日規則第16号)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の高崎市宅地造成等規制法施行細則の規定による様式により作成してある用紙については、適宜補正をしてこれを使用することができる。

附 則(令和6年12月27日規則第52号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第19章 申請様式一覧

19.1 国様式

様式第二 許可申請書（土地の形質変更）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項 第30条第1項 } の規定により、許可を申請します。					※手数料欄	
年 月 日 殿 申請者 氏名						
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()				
2 設計者住所氏名						
3 工事施行者住所氏名						
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積		平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況						
7 工事完了後の土地利用						
8 盛土のタイプ		平地盛土、腹付け盛土 ・谷埋め盛土				
9 土地の地形		溪流等への該当 有・無				
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル				
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル				
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル			
		切土	立方メートル			
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				メートル	メートル	
ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長		
			メートル	メートル		

	へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の 保護の方法				
	リ 工事中の危害防止の ための措置				
	ヌ そ の 他 の 措 置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日				
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ワ 工 程 の 概 要					
11 その他必要な事項					
※ 受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって付 した条件		※許 可 番 号 欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。 8 9 欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

様式第三 資金計画書（土地の形質変更）

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金 〇〇〇	
	処分収入 〇〇〇	
	補助負担金 〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息 〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度		年度	計
支 出	事業費						
	用地費						
	工事費						
	附帯工事費						
	事務費						
	借入金利息						
	〇〇〇						
収 入	借入償還金						
	〇〇〇						
	計						
	自己資金						
収 入	借入金						
	〇〇〇						
	処分収入						
	〇〇〇						
	補助負担金						
	〇〇〇						
借入金	〇〇〇						
	計						
借入金の借入先							

様式第四 許可申請書（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項 第30条第1項 } の規定によ り、許可を申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名			※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()		
2 設計者住所氏名				
3 工事施行者住所氏名				
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5 土地の面積		平方メートル		
6 工事の目的				
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を超える土地にお ける堆積した土石の崩壊を防止する ための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地 盤の改良その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除 する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の 流出を防止する措置				
ヌ 工事中の危害防止のための措置				

	ル そ の 他 の 措 置			
	ヲ 工 事 着 手 予 定 年 月 日		年	月 日
	ワ 工 事 完 了 予 定 年 月 日		年	月 日
	カ 工 程 の 概 要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄		※決 裁 欄	※ 許可に当たって付 した条件	※ 許 可 番 号 欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第五 資金計画書（土石の堆積）

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金 〇〇〇	
	処分収入 〇〇〇	
	補助負担金 〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息 〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度		年度	計
支 出	事業費						
	用地費						
	工事費						
	附帯工事費						
	事務費						
	借入金利息 〇〇〇						
	借入償還金 〇〇〇						
	計						
収 入	自己資金						
	借入金 〇〇〇						
	処分収入 〇〇〇						
	補助負担金 〇〇〇						
	〇〇〇						
	計						
借入金の借入先							

様式第六 許可証

許可証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 14 条第 2 項（第 16 条第 3 項において準用する場合を
含む。） 第 33 条第 2 項（第 35 条第 3 項において準用する場合を
含む。） } の規定により、下記の条件を付して許可する。

1 工事をする土地の所在地及び 地番	
2 工 事 主 住 所 氏 名	
3 許 可 番 号	第 号
4 許 可 対 象 行 為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5 許 可 期 間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6 条 件	

様式第七 変更許可申請書（土地の形質変更）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項 } の規定により、 変更の許可を申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名					※手数料欄	
1 工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名)		()				
2 設 計 者 住 所 氏 名						
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名						
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土 地 の 面 積		平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況						
7 工事完了後の土地利用						
8 盛 土 の タ イ プ		平地盛土、腹付け盛土 ・谷埋め盛土				
9 土 地 の 地 形		溪流等への該当 有・無				
工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル				
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル				
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル			
		切 土	立方メートル			
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長		
			センチメートル	メートル		

	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危害防止のための措置				
	ヌ その他の措置				
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
	ワ 工程の概要				
11	その他の必要な事項				
12	変更の理由				
13	許可番号	第 号			
※ 受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付 した条件	※許可番号欄		
年 月 日			年 月 日		
第 号			第 号		
係員氏名			係員氏名		
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。 8 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

様式第八 変更許可申請書（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第1項 第35条第1項 } の規定によ り、許可を申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()	
2 設計者住所氏名			
3 工事施行者住所氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積		平方メートル	
6 工事の目的			
工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における 堆積した土石の崩壊を防止するための措 置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の 改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除 する措置		
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出 を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置			

ル そ の 他 の 措 置			
ヲ 工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	
ワ 工 事 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日	
カ 工 程 の 概 要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項			
9 変 更 の 理 由			
10 許 可 番 号		第 号	
※ 受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって付した条件	※ 許 可 番 号 欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

様式第九 完了検査申請書

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所

氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 1 項
第 36 条第 1 項 } の規定による検査を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は 5 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十 検査済証

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

下記の宅地造成及び特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等

規制法 { 第 13 条第 1 項
第 31 条第 1 項 } の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 検 査 員 職 氏 名	

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 4 項
第 36 条第 4 項 } の規定による確認を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は 5 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十二 確認済証

土石の堆積に関する工事の確認済証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

下記の土石の堆積に関する工事について、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 17 条第 4 項} \\ \text{第 36 条第 4 項} \end{array} \right\}$ の規定による確認の結果、
堆積されていた全ての土石が除却されたことを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 確 認 員 職 氏 名	

様式第十三 中間検査申請書

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 18 条第 1 項
第 37 条第 1 項 } の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号		
2 許 可 年 月 日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検 査 実 施 回	第 回	
	特 定 工 程		
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検 査 実 施 回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交 付 年 月 日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検 査 実 施 回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	特定工程に係る 工事終了予定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十四 中間検査合格証

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 13 条第 1 項
第 31 条第 1 項 } の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号	
2 許 可 年 月 日	年 月 日	
3 工事を行っている土地の所在地及び地番		
4 工 事 主 住 所 氏 名		
5 中 間 検 査 年 月 日	年 月 日	
6 中 間 検 査 の 対 象	検 査 実 施 回	第 回
	特 定 工 程	
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日
7 検 査 員 職 氏 名		

様式第十五 区域指定時の届出書（土地の形質変更）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について
届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名			
2 工事をしている土地の所在地及び 地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度：	度	分 秒、 経度： 度 分 秒)
3 工事をしている土地の面積	平方メートル		
4 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土		
5 盛土又は切土の高さ	メートル		
6 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
7 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
	切土	立方メートル	
8 工事着手年月日	年	月	日
9 工事完了予定年月日	年	月	日
10 工事の進捗状況			

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十六 区域指定時の届出書（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について
届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事を行っている土地の所在地及び 地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
3 工事を行っている土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は 1 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七 擁壁等の除却の届出書

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 3 項
第 40 条第 3 項 } の規定により、下記の工事について
届け出ます。

記

1 工事が行われる土地 の所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十八 公共施設用地からの転用の届出書

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 4 項
第 40 条第 4 項 } の規定により、下記のとおり届け出
ます。

記

1 転用した土地の所在地 及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第二十三 標識（土地の形質変更）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

← 90 センチメートル以上 →						
70 センチメートル以上	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可済標識					
	1	工事主の住所氏名			見取図	
	2	許可番号	第	号		
	3	許可年月日	年	月		日
	4	工事施行者の氏名				
	5	現場管理者の氏名				
	6	盛土又は切土の高さ	メートル			
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
	切土		立方メートル			
	9	工事着手予定年月日	年	月		日
	10	工事完了予定年月日	年	月		日
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先					
12	許可担当の部局名称連絡先					
↑ 50 センチメートル以上 ↓						

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四 標識（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の標識

← 90 センチメートル以上 →				
↑ 70 センチメートル以上 ↓	土石の堆積に関する工事の許可済標識			
	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日	年 月 日	
	10	工事完了予定年月日	年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可担当の部局名称連絡先			
↑ 50 センチメートル以上 ↓				

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

19.2 高崎市様式

様式第3号（第7条関係）

変 更 届

年 月 日

（宛先）高崎市長

工事主 住所

氏名

〔 法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第16条第2項
第35条第2項〕の規定に基づき、宅地造成、特定盛
土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更について次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

2 軽微な変更の内容

3 変更の理由

様式第4号（第8条関係）

廃 止 届

年 月 日

（宛先）高崎市長

工事主 住所

氏名

〔 法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり宅地造成又は特定盛土等に関する工事を廃止しました。

1 工 事 の 場 所	
2 宅 地 の 面 積	
3 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 理 由	
5 防災措置の実施状況	

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書

年 月 日

（宛先）高崎市長

工事主 住所

氏名

〔法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

高崎市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第10条第2項の規定により、次のとおり検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の 所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

（備考）工事施行者が法人の場合には、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

19.3 参考様式

参考様式 申請書類修正申告書

申請書類修正申告書

年 月 日

(宛先) 高崎市長

申告者 住所

氏名

提出済の申請書類に影響がある変更が生じたことから、下記の通り申告します。

記

- 1 修正の内容（修正前後の変更点が分かるように記載すること。）
- 2 修正の理由
- 3 許可番号

以上

定期報告書

年 月 日

殿

工事主 住所

氏名

〔法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 19 条第 1 項又は第 38 条第 1 項の規定に基づき、工事の実施状況等について以下のとおり報告します。

共通	1	工事が施行される土地の所在地	
	2	工事の許可年月日及び許可番号	
	3	前回の報告年月日 （2 回目以降のみ記入）	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	4	報告の時点における盛土又は切土の高さ	
	5	報告の時点における盛土又は切土の面積	
	6	報告の時点における盛土又は切土の土量	
土石の堆積に関する工事	7	報告の時点における土石の堆積の高さ	
	8	報告の時点における土石の堆積の面積	
	9	報告の時点における堆積されている土石の土量	
	10	前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	

（備考）宅地造成又は特定盛土等に関する工事について報告を行う場合は 1 欄から 6 欄までを、土石の堆積に関する工事について報告を行う場合は 1 欄から 3 欄まで及び 7 欄から 10 欄までを記入すること。

添付資料

- ・工程表（実績を記入したもの）
- ・現地写真（2 箇所以上から撮影したもの）

実務経験証明書

年 月 日

以下の者は、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

証 明 者
被証明者との関係

記

技術者の氏名		生年月日		使用された 期間	年 月から
使用者の商号 又は名称					年 月まで
部署名	実務経験の内容※			実務経験年数	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を 得ることができ ない場合はその 理由				合計 満 年 月	

※ 従事した主な土木又は建築に関する案件名等を具体的に記載すること。

説明会開催報告書

年 月 日

(宛先) 高崎市長

工事主 住所

氏名

〔法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 11 条又は第 29 条の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、下記のとおり講じたことを報告します。

記

1	土地の所在地 及び地番	
2	開催日時	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日 () 時 分から 時 分まで)
3	開催場所	名 称 所 在 地
4	参加者数	人
5	住民からの意見等	
6	欠席者への対応	

添付資料

- ・説明会で使用した資料
- ・その他市長が必要と認める書類

事業経歴書

年 月 日

工事主 住所
氏名
〔法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

No	事業名※1	事業場所	事業規模 (面積等)	事業期間	備考
1				年 月着工 年 月竣工	
2				年 月着工 年 月竣工	
3				年 月着工 年 月竣工	
4				年 月着工 年 月竣工	
5				年 月着工 年 月竣工	

※1 法令に基づくものか否かを問わず、土地開発に関するものを記載する。

地権者等の許可を得たことの報告書

年 月 日

(宛先) 高崎市長

工事主 住所

氏名

〔法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記の土地について、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 2 項第 4 号に規定する同意を得たことを報告します。

記

土地の所在及び地番

(添付書類)

・ 同意書

同意証明書

私が権利を有する次の物件について、申請者が宅地造成及び特定盛土等規制法
ることに
第 12 条の規定による宅地造成等に関する工事
第 30 条の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事
を施行す

同意したことを証明します。

所在及び地番	地目	地積	権利の種類※1	同意年月日	住所氏名※3	印	摘要※2

備考

- ※1 権利の種別欄には、所有権、地上権、質権、賃借権等の種別を記入すること。
- ※2 当該権利に係る土地が共有の場合には、摘要欄にその旨を記入すること。
- ※3 土地の形質変更の場合は印鑑証明を添付すること。

誓 約 書

高崎市長 殿

私は、下記のいずれにも該当しないことをここに誓約します。

- (1) 高崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
- (4) 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

また、この誓約に違反又は相違があり、盛土規制法第20条第1項又は第39条第1項の規定に基づく工事の許可を取消し等の処分を受けた場合には、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、群馬県警へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

* この誓約書における「暴力団員等」とは、以下の者をいう。

- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

委 任 状

私は、下記のとおり代理人を定め、盛土規制法に基づく許可申請その他申請代理に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 住所

氏名

〔法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

代理人	住所	
	氏名	
	電話番号	
委任事項		宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条 1 項又は第 30 条第 1 項の許可申請から完了検査済証の受領まで

以上

宅地造成等適合証明書交付申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次のとおり計画が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合している旨の証明を申請します。 年 月 日 (宛先) 高崎市長 申請者 住 所 氏 名				※手数料欄	
土地の所在及び地番	高崎市				
	地積（実測） m²				
区 域 区 分	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ その他の区域	用 途 地 域			
土 地 の 利 用 目 的					
建 築 計 画 の 概 要	建 物 の 構 造	造 階 建 棟 (戸)			
	建 物 の 面 積	建築面積	m²	延べ面積	m²
	工 事 の 種 類	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ その他			
造成行為の許可状況	許 可	年 月 日 第 号			
	変 更 許 可	年 月 日 第 号			
	完 了 検 査 済	年 月 日 第 号			
そ の 他 必 要 事 項					
※受 付 番 号	※証 明 番 号	※ 備 考			
年 月 日	年 月 日				
第 号	第 号				

注 1 申請者が法人である場合には、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 ※印の欄は記入しないでください。